

豊明市地域公共交通計画（案）

2022年（令和4年）4月

豊明市

目 次

はじめに 豊明市地域公共交通計画策定の背景と目的

- (1) 計画策定の背景と目的 1
- (2) 計画の位置付け 1

1章 計画の区域と期間

- (1) 計画の区域 2
- (2) 計画の期間 2

2章 豊明市の地域特性と公共交通の現状

- (1) 上位・関連計画の整理 3
- (2) 豊明市の概況整理 8
- (3) 公共交通の現状整理 11

3章 各種ニーズ調査の実施・分析

- (1) 各種ニーズ調査の概要 17
- (2) 市民アンケート 18
- (3) バス利用者アンケート 26
- (4) チョイソコとよあけ利用者アンケート 31
- (5) 市民ワークショップ 33

4章 目標値の達成状況

- (1) 豊明市地域公共交通網形成計画における目標値の達成状況 34

5章 豊明市の地域公共交通の課題

- (1) 各種調査結果からみた個別課題…………… 37
- (2) 集約課題 …………… 38

6章 豊明市の公共交通のめざす姿と基本方針

- (1) 豊明市の公共交通のめざす姿…………… 47
- (2) 公共交通の機能分類 …………… 48
- (3) 各主体の役割 …………… 49
- (4) 基本方針 …………… 50

7章 基本方針ごとの方向性・評価指標・実施事業

- (1) 基本方針1 …………… 51
- (2) 基本方針2 …………… 54
- (3) 基本方針3 …………… 59
- (4) アクションプログラム …………… 67

8章 計画達成状況の評価

- (1) 計画の評価・検証の進め方…………… 69
- (2) 個別事業の評価・検証 …………… 71

参考資料

- (1) 目標値設定の根拠…………… 72
- (2) 豊明市地域公共交通活性化協議会 …………… 75
- (3) 用語解説 …………… 79

はじめに

(1) 計画策定の背景と目的

本市のまちの未来像やまちづくりの理念を定めた第5次豊明市総合計画（P3 参照）では、「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」という未来像のもと、特に交通の面では「交通の利便性が良く、市外から人が移り住んだり、通勤・通学している」を、めざすまちの姿としています。

この「めざすまちの姿」は、さまざまな年代、性別、職業、居住地の市民を対象としたグループインタビューなどを通して、市民が感じている生活実感や思い、どんなまちにしたいか、どんなまちになってほしいかなど、多くの市民が望んでいる、目指していくべき目標として設定しているものです。「めざすまちの姿」の実現に向けて公共交通は、単に移動すること以外の役割についても期待されています。

少子高齢化やコンパクトシティ等の数ある社会課題の中、公共交通は人と人をつなぐ地域づくり、安心、健康増進、にぎわい創出、観光、魅力、価値上昇といった幅広い効果が期待できる手段であり、まさに「まちづくりの装置」と言えます。このことから、豊明市がめざすまちの姿の実現には、公共交通の維持・活性化は必要不可欠です。

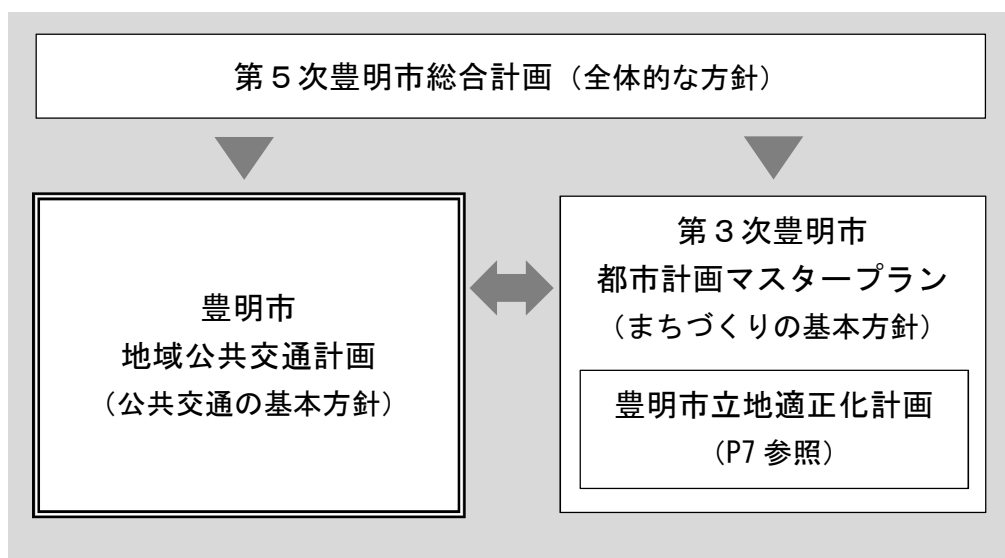
そうした状況から、行政・交通事業者・地域等が連携しながら市民の生活の足を確保すること、安全に・安心に生活を送り続けていくことを目指していくため、この度「豊明市地域公共交通計画」を策定しました。

本計画を通し、多様な主体が一体となって「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」の実現を目指します。

(2) 計画の位置づけ

地域公共交通計画の策定にあたっては、第5次豊明市総合計画や第3次豊明市都市計画マスタープラン（P5 参照）等の上位・関連計画との整合性を図りながら、地域の実状や市民のニーズを踏まえた持続可能な公共交通の形成に向けた方向性を定めます。

図 地域公共交通網形成計画の位置づけ



1章 計画の区域と区間

(1) 計画の区域

本計画の計画区域は、市内公共交通全体を一体的に取り扱うことから、豊明市全域とします。なお、周辺市町との連携にあたっては、個別に協議・調整を図ります。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、第5次豊明市総合計画、第3次豊明市都市計画マスタープランといった上位計画の計画期間との整合を図りつつ、概ね5年後を見据えて2022年（令和4年）～2026年（令和8年）度までとします。

計画名	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
総合計画	← 第5次総合計画 →										
都市計画マスタープラン	← 第3次都市計画マスタープラン →										
立地適正化計画	← 立地適正化計画（～2040） →										
地域公共交通計画等	← 地域公共交通網形成計画 →					← 地域公共交通計画 →					

2章 豊明市の地域特性と公共交通の現状

(1) 上位・関連計画の整理

1) 第5次豊明市総合計画

2016年度（平成28年度）～2025年度（令和7年度）

①まちの未来像とまちづくりの理念

第5次豊明市総合計画では、まちの未来像を「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」と定め、まちづくりの理念を「安心、快適、健やか、つながり、誠実、元気、挑戦」としています。

図 第5次豊明市総合計画基本構想



<まちの未来像>

**みんなでつなぐ
しあわせのまち とよあけ**

女性も男性も、障がいのある方も、外国人も、
子どもからお年寄りまで、誰もが輝き、
まちづくりの主体者として活躍できるまちをめざします。

「今」を創ること、それは「未来」へとつながっていきます。
今を生きる私たちが、支え合い、手をとり合って
「しあわせのまち」をつくり、
未来の子どもたちへとつないでいきます。

誰もがそれぞれの「しあわせ」を実感でき、
しあわせ溢れるまちをめざします。

<まちづくりの理念>

②多くの市民が望むめざすまちの姿

目標設定においては、市民へのグループインタビューやアンケートによって40のめざすまちの姿を設定しています。

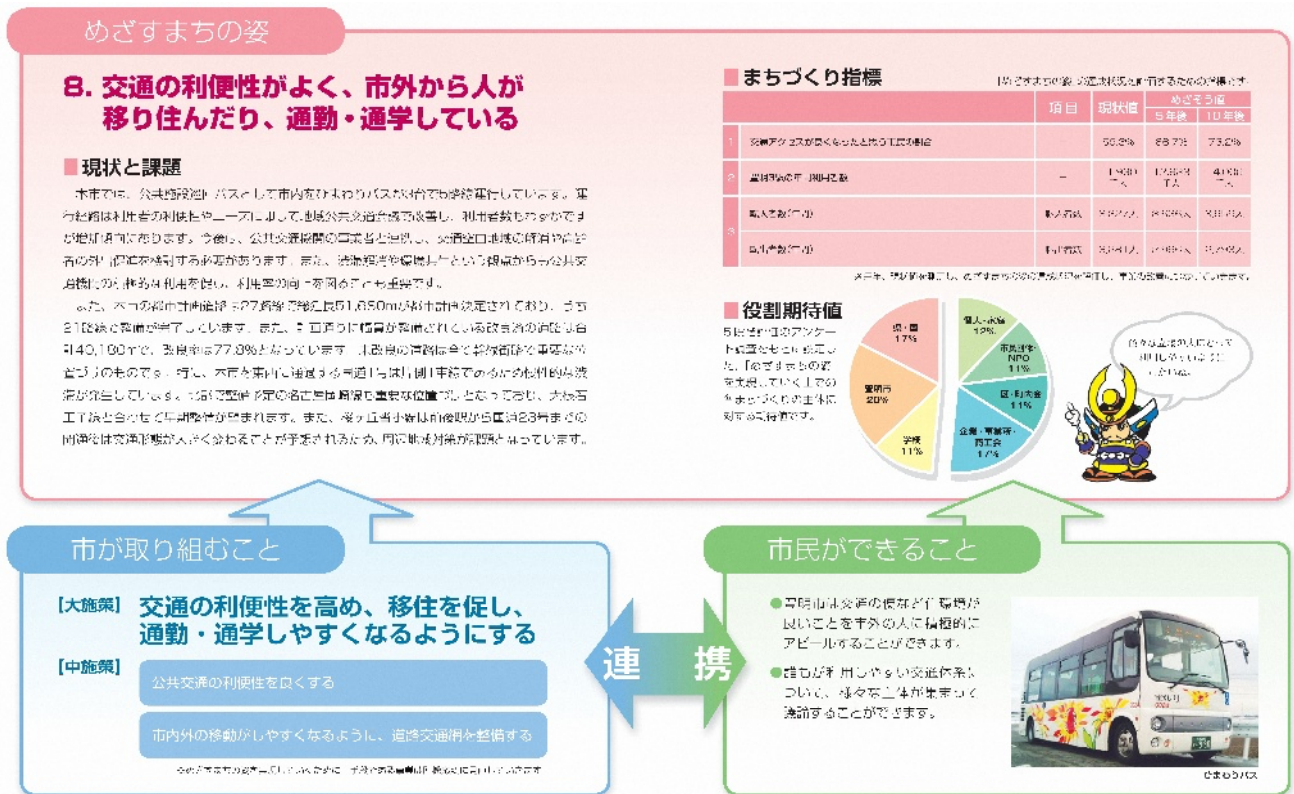
<めざすまちの姿>

安心	<ul style="list-style-type: none"> 子ども、高齢者、障がい者等への虐待やDVがない 多様な主体者が連携して、将来を見据えた医療や福祉の戦略を実行しており、市民が安心してしている まちが明るく、地域の防犯活動が活発で、犯罪が少ない いじめや自殺、引きこもりがない 子どもが良いことと悪いことの区別ができる 	誠実	<ul style="list-style-type: none"> 行政は積極的に市民からの意見を吸い上げる工夫や努力をしている 世代、性別などで不公平感のない予算配分や施策となっている 税収が確保され、持続可能な財政運営となっている 市職員の顧客サービス向上の意識が高く、市民のほうを見て仕事をしている 市民にとって必要な情報が提供され、行政が取り組んでいることが市民に分かりやすい 行政は明確な成果目標を持ち、定期的に達成度を確認し、絶えず改善している
快適	<ul style="list-style-type: none"> 人通りが多い場所でもごみが落ちておらず、まちがきれいである 道路環境がよく、歩行者も自転車も自動車も安全に通行することができる 交通の利便性が高く、市外から人が移り住んだり、通勤・通学している 空気がきれいである 日常生活は自然に親しむことができると同時に生活に不自由のないコンパクトシティとなっている 	元気	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを産み育てやすいまちになっており、子どもの数が増えている 子どもが元気に外で遊んでいる 子どもの個性や感性を尊重し、伸ばしている 豊明市に魅力があふれ、「通過するまち」から、「足を運んでいただけるまち」になっている 市内に遊ぶ場所や働く場所があり、豊明市が潤っている
健やか	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで気軽にスポーツを楽しみ、健康に暮らしている 元気なじいちゃん、ばあちゃんの姿を見て、若い世代が老後の生き方に夢をもつことができている 教育や子どもに関する予算が確保され、子どもの教育環境がよい 子どもが、ずっと育ってきた豊明を大好きでいる 	挑戦	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者など誰でも居場所と出番があり、経験や知識を活かして働き、収入と生きがいを得ている 若い世代も地域で活動し、地域の自治力が高まっている 若い人が豊明市を自分たちのまちとして愛着をもち、新しい感性を活かし、まちづくりが進められている 女性が職場や地域で活躍し続けている 子どもが夢を持ち、将来グローバルに活躍できる人材に育っている すべての子どもが質の高い学びに参加し、生きるための学力が向上している 若い人たちが地元で働ける 市長や議会、行政は、まちを良くしていくために外からの知識を吸収し、失敗を恐れず果敢にチャレンジしている
つながり	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが身近に寄り合える場所があり、地域の人と支え合いながら孤立することなく暮らすことができている 支援が必要な人の家族の負担が軽減され、日常生活で困っていない 子どもが地域とつながり、大人になったときにも地域で活動している 災害時に行政と民間、地域、近隣市町村との連携がとれている 防災を行政任せにせず、普段から家庭と地域の準備と連携が十分できており、災害時には助け合うことができる 行政や地域が発信する情報を市民が積極的に共有し、活用している 市民が豊明の歴史・伝統・文化に誇りを持ち、次世代が継承し創造している 		

③めざすまちの姿の実現に向けた役割期待値

公共交通に関連する項目として「交通の利便性がよく、市外から人が移り住んだり、通勤・通学している」をめざすまちの姿としています。このめざすまちの姿を実現していく上での各まちづくりの主体に対する期待値を役割期待値として設定しています。市民団体・企業・事業所・県・国などの各主体が一定の割合をもっており、それぞれが主体的に取り組む必要があります。

図 第5次豊明市総合計画におけるめざすまちの姿



2) 第3次豊明市都市計画マスタープラン

2017年度（平成29年度）～2026年度（令和8年度）

①将来都市像

第3次豊明市都市計画マスタープランでは、将来都市像を「市民のしあわせを支え続け、未来に向かって活気と活力を生み出す都市～暮らしやすさを維持・向上させるとともに、経済的にも自立した都市づくり～」と定めています。

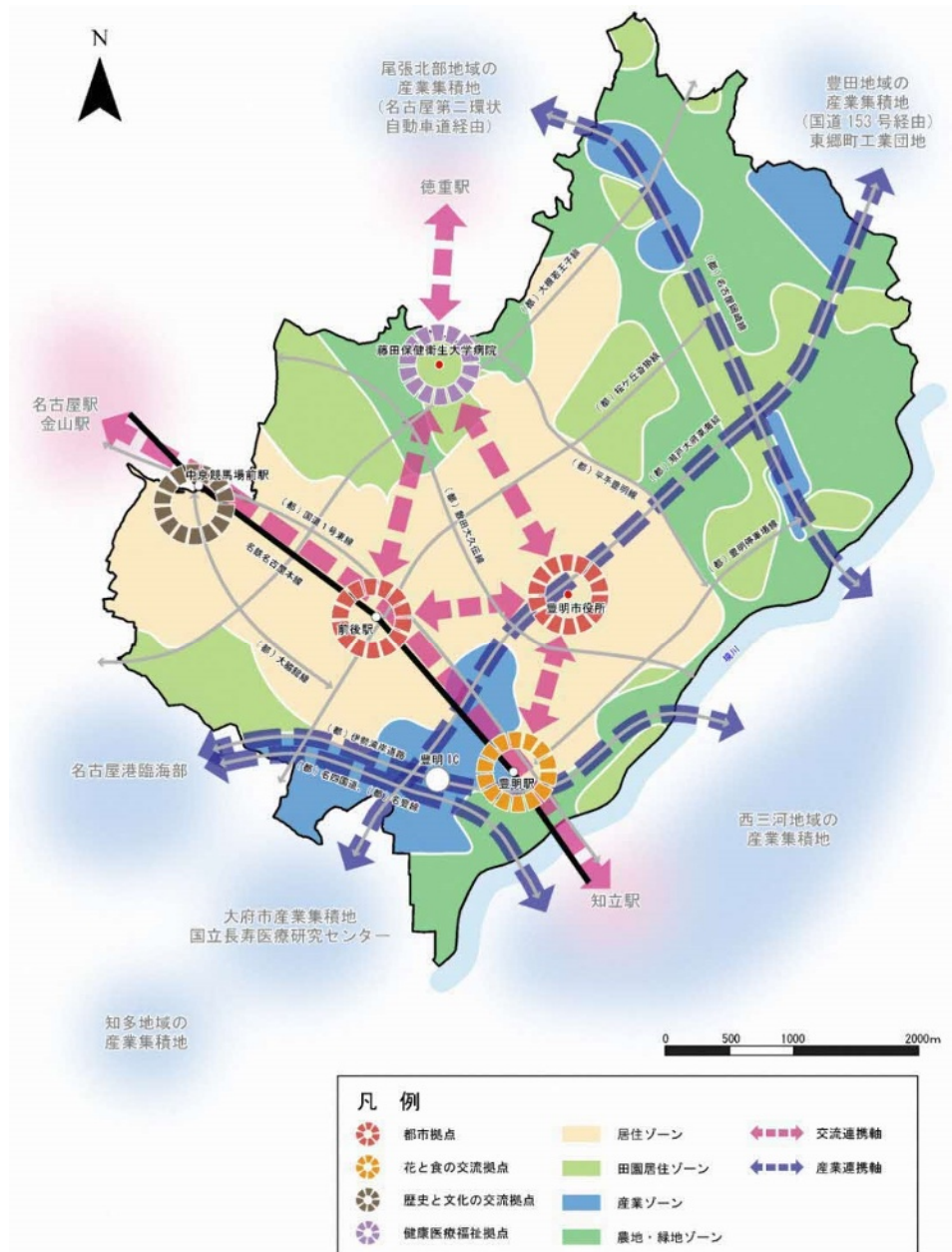
図 第3次豊明市都市計画マスタープランにおける将来都市像

将来都市像

市民のしあわせを支え続け、未来に向かって活気と活力を生み出す都市

～暮らしやすさを維持・向上させるとともに、経済的にも自立した都市づくり～

図 将来都市構造図



※藤田保健衛生大学病院は藤田医科大学病院へ改称（2018年10月）

②都市づくりの目標と方針

第5次豊明市総合計画を踏まえ、第3次豊明市都市計画マスタープランの都市づくりの目標及び方針を、以下のように設定しています。



3) 豊明市立地適正化計画

2020年度（令和2年度）～2040年度（令和22年度）

①立地適正化計画の誘導方針

豊明市立地適正化計画では、まちづくりの方向性、誘導方針を以下のように設定し、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を下図のように定めています。

立地適正化計画

市民のしあわせを支え続け、未来に向かって活気と活力を生み出す都市

～暮らしやすさを維持・向上させるとともに、経済的にも自立した都市づくり～

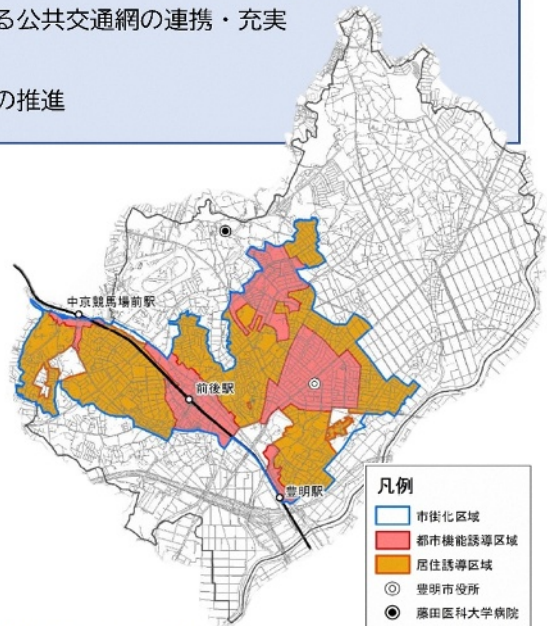
※第3次豊明市都市計画マスタープランの将来都市像を踏襲

●まちづくりの方向性

⇒鉄道駅や市役所などの拠点周辺に都市機能を誘導し、その周辺及びその他の都市機能が立地している地域を中心に居住を誘導

●誘導方針

- ⇒第3次豊明市都市計画マスタープランの拠点の位置づけに応じた都市機能の積極的な誘導・集積
- ⇒都市機能が集積する拠点の周辺や、既に都市機能が立地している地域への居住の誘導
- ⇒都市機能が集積する拠点への円滑な移動を可能にする公共交通網の連携・充実
- ⇒若い世代にとって魅力ある居住環境の整備
- ⇒身近な地域で日常サービスを受けられるまちづくりの推進



公共交通に関する施策については、以下のように定めています。

◆公共交通ネットワークの充実

今後、人口減少、高齢化の進行が想定されるなか、日常生活における公共交通の需要が高まることが予測されます。

都市機能誘導区域の都市機能を強化し、拠点性を高めるとともに、そこへの移動手段を確保し、市民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを実現します。そのため、バス等の公共交通網については、サービス内容の適宜見直しに向け、関係機関と綿密な調整を図ります。また、公共交通の利用を促進することでエネルギーの効率的な利用、ひいては温室効果ガスの削減にも寄与します。

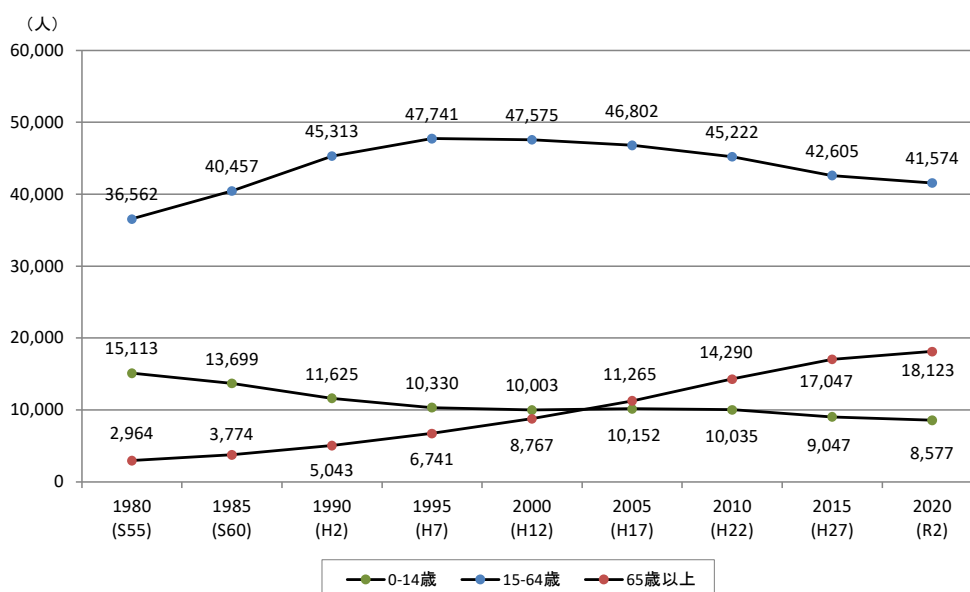
(2) 豊明市の概況整理

1) 人口の推移と見通し

高齢者（65歳以上）人口は増加傾向にあり、年少（0-14歳）人口は減少傾向にあります。生産年齢（15-64歳）人口は1995年（平成7年）までは増加していましたが、以降は減少傾向にあります。

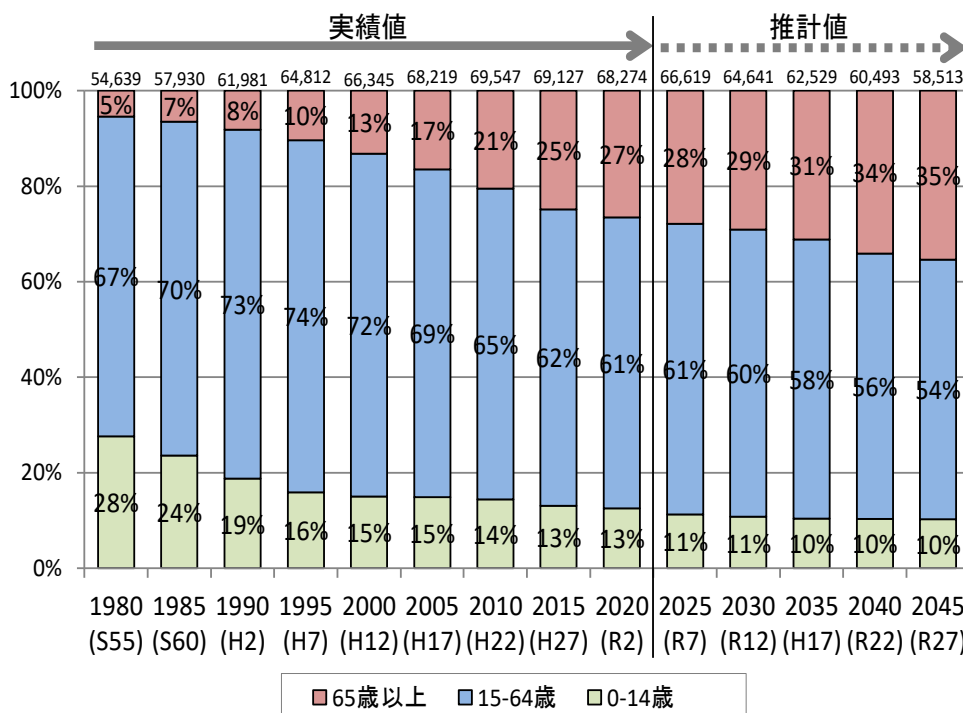
国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も高齢化は進み、20年後の2040年（令和22年）には、3人に1人が高齢者となる見込みです。

図 年齢階層別人口の推移



(資料：国勢調査)

図 年齢階層別人口割合の推移と見込み

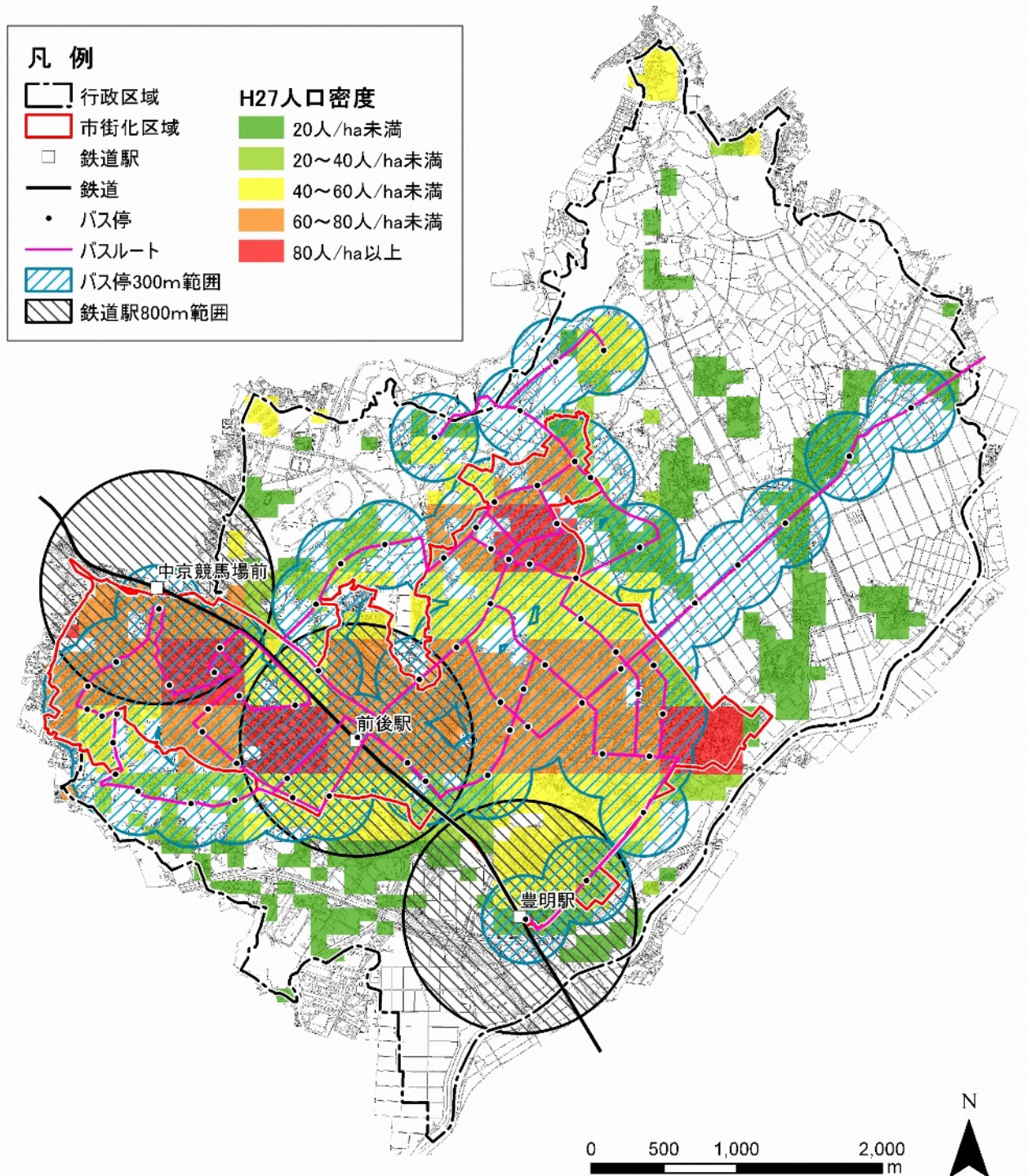


(資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」平成30（2018）年推計)

2) 人口密度とバス路線の状況

路線バス及びひまわりバスのルートと人口密度の状況を見ると、人口密度の高いエリアをバス路線がカバーしています。公共交通による人口カバー率は83.2%となっています。

図 人口密度とバス路線の状況



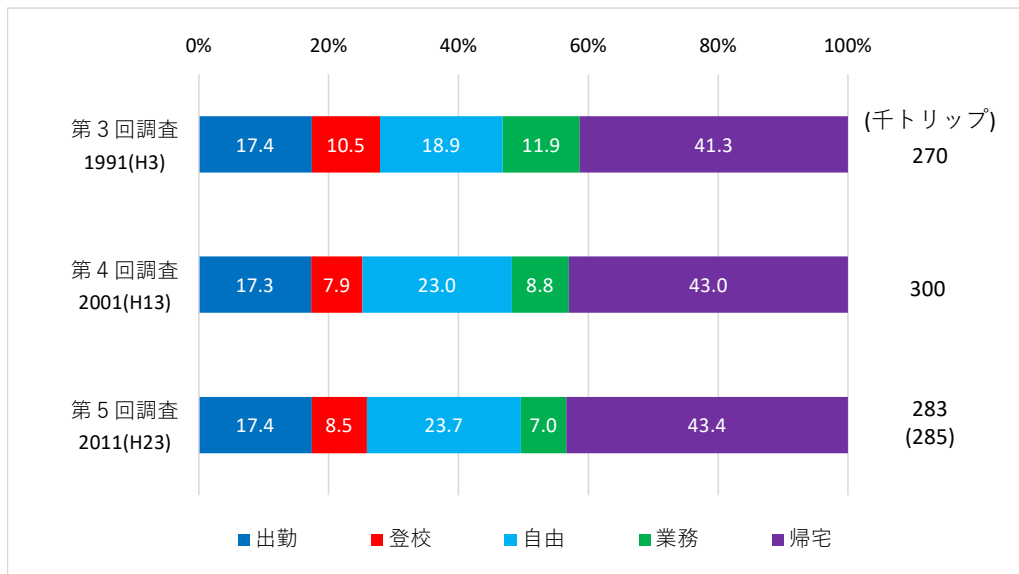
※鉄道駅から800m、バス停から300mを公共交通利用圏域と設定
(資料：平成27年国勢調査人口メッシュ)

3) 都市交通特性

①目的別トリップ特性

中京都市圏パーソントリップ調査より、豊明市関連トリップの目的別トリップ構成について、1991年（平成3年）～2011年（平成23年）の20年間で見ると、自由目的が4.8ポイント増加する一方で、登校目的が2.0ポイント、業務目的が4.9ポイント減少しています。

図 全手段目的別トリップ構成の推移

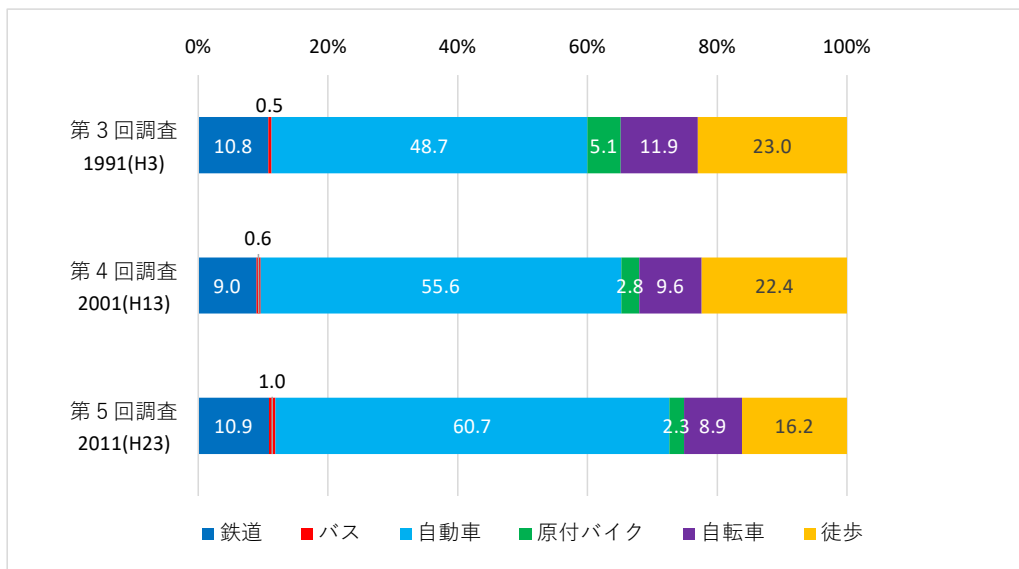


(資料：中京都市圏パーソントリップ調査)

②代表交通手段別トリップ特性

豊明市関連トリップの代表交通手段別トリップ構成について、1991年（平成3年）～2011年（平成23年）の20年間で見ると、自動車が12.0ポイント増加する一方で、徒歩が6.8ポイント、自転車が3.0ポイント減少しています。

図 全目的代表交通手段別トリップ構成の推移



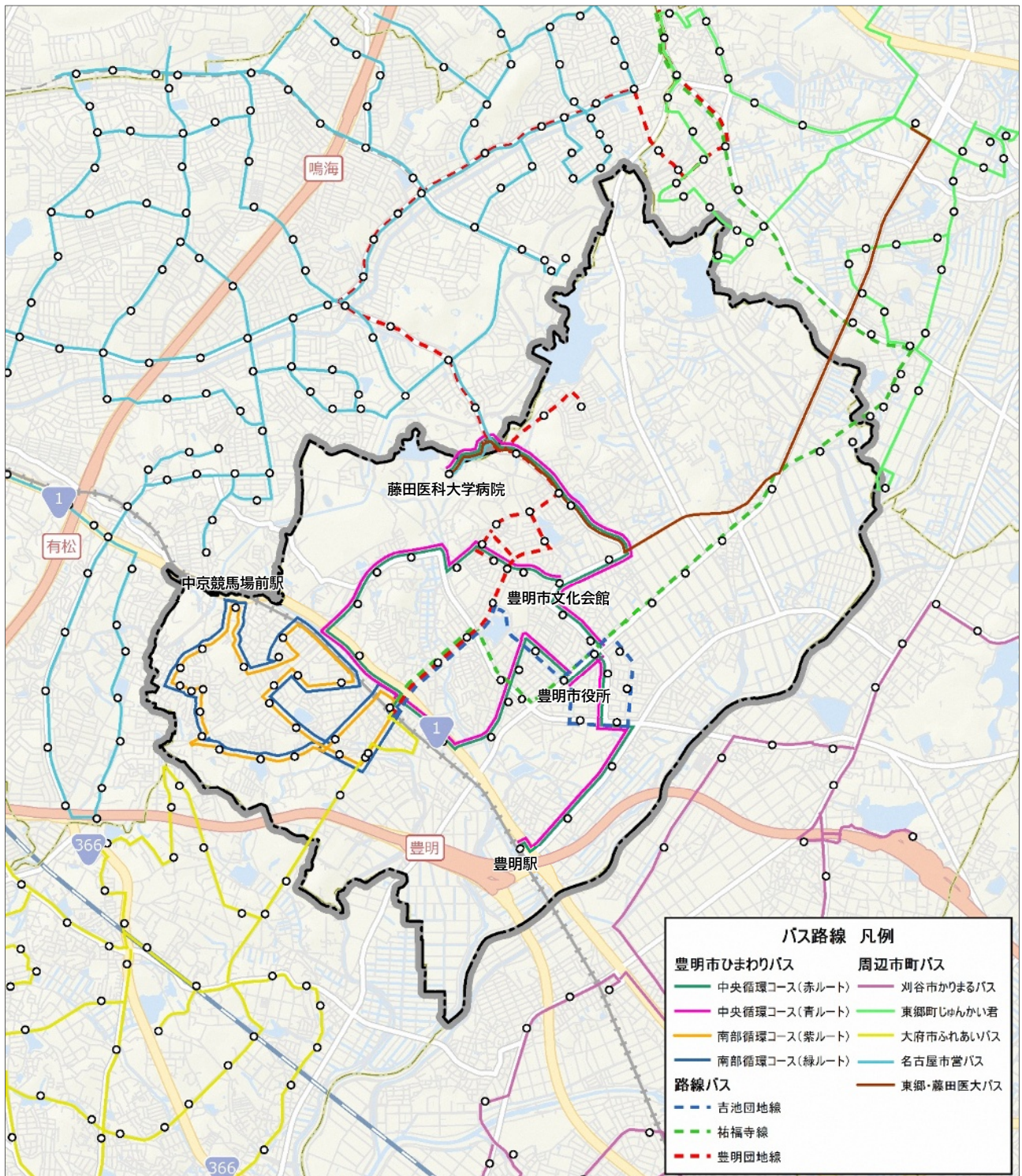
(資料：中京都市圏パーソントリップ調査)

(3) 公共交通の現状整理

1) ネットワークの形成状況

本市の鉄道駅は、名古屋鉄道名古屋本線の3駅が存在しています。また、バス交通は、名古屋市営バス、名鉄バス及び豊明市が運営するコミュニティバス「ひまわりバス」がサービスされています。

図 豊明市周辺公共交通網図 (2021年12月現在)



2) サービス水準の整理

以下に、鉄道、バス及びタクシー等のサービス水準を整理します。

①鉄道

市南部と名古屋市、豊橋市を名古屋鉄道名古屋本線が結んでいます。

各駅の1日当たりの運行本数に着目すると、豊明駅は222本、前後駅は385本、中京競馬場前駅は191本が運行しています。その中で、準急・急行は豊明駅が80本、前後駅が238本、中京競馬場前駅が44本運行しています。

表 鉄道のサービス水準

■名古屋方面		2022年1月現在		
	駅名	運行本数 (本/日)	運行時間帯	
			始発	終発
名古屋鉄道名古屋本線	豊明	117 (43)	5:21	23:50
名古屋鉄道名古屋本線	前後	189 (115)	5:23	0:22
名古屋鉄道名古屋本線	中京競馬場前	91 (17)	5:25	23:54

■東岡崎・豊橋方面		2022年1月現在		
	駅名	運行本数 (本/日)	運行時間帯	
			始発	終発
名古屋鉄道名古屋本線	豊明	105 (37)	5:30	23:59
名古屋鉄道名古屋本線	前後	196 (123)	5:48	0:13
名古屋鉄道名古屋本線	中京競馬場前	100 (27)	5:46	0:11

(資料：名古屋鉄道ホームページ)

※運行本数は各駅の発本数の合計。()内は準急または急行の発本数。

表 駅間運賃

■名古屋鉄道名古屋本線 (単位：円)				2022年1月現在			
	豊明	前後	中京競馬場前	神宮前	金山	名鉄名古屋	東岡崎
豊明	-	170	190	360	410	410	410
前後	-	-	170	360	360	410	410
中京競馬場前	-	-	-	300	360	410	460

(資料：名古屋鉄道ホームページ)

②バス

藤田医科大学病院のバス停が、豊明市と名古屋市を接続する基点となっています。

ひまわりバスは、前後駅を拠点に運行されており、1便当たりの所要時間は約40分から1時間30分となっています。

表 豊明市内及び近隣市町バスのサービス水準

2021年12月現在

	路線名	運行本数 (本/日)	運行 所要時間	運行時間帯		料金
				始発	終着	
名古屋市営バス・名鉄バス	徳重13 (藤田医科大学病院—地下鉄原)	18	32分	6:16	21:32	1乗車210円
	徳重13 (藤田医科大学病院—地下鉄徳重)	21	15分	6:35	22:37	
	徳重巡回	9	56分	9:25	18:21	
	鳴子16	28	24分	6:20	22:19	
	緑巡回	9	1時間23分	8:08	17:31	
	豊明団地線 (前後—藤田医科大学病院 豊明団地経由)	29	13分	6:15	22:26	対距離制
	豊明団地線 (前後—地下鉄徳重 藤田医科大学病院経由)	10	29分	6:40	22:14	対距離制
	豊明団地線 (前後—藤田医科大学病院・ 地下鉄徳重経由—赤池駅)	11	55分	6:32	22:10	対距離制
	豊明団地線 (前後—藤田医科大学病院 豊明団地・勅使台経由)	13	18分	9:27	20:51	対距離制
	豊明団地線 (前後—前後 豊明団地経由)	2	12分	6:03	7:21	対距離制
祐福寺線 (前後—赤池駅 祐福寺経由)	4	35分	7:20	18:59	対距離制	
吉池団地線 (前後—前後 豊明市役所・吉池団地経由)	22	23分	6:36	21:48	対距離制	
(豊明市) ひまわりバス	中央循環コース(赤ルート)	8	1時間33分	6:50	19:24	1乗車100円
	中央循環コース(青ルート)	9	1時間31分	7:20	20:00	
	南部循環コース(緑ルート)	7	40分	6:45	20:00	
	南部循環コース(紫ルート)	6	47分	7:50	19:07	
公共施設連絡バス (刈谷市)	西境線	8 (片道)	1時間10分	6:25	19:02	無料
	東境線	8 (片道)	1時間14分	6:12	18:58	
	一ツ木線	5 (片道)	1時間3分	6:20	19:25	
	運動公園・東刈谷線	8 (片道)	1時間15分	6:35	20:15	
	小垣江・依佐美線	8 (片道)	1時間11分	7:10	19:55	
	東刈谷・逢妻線	5 (片道)	45分	6:50	18:59	
(大府市) ふれあいバス	東コース	8	1時間15分	7:40:00 (6:50)	17:55	1乗車100円
	北コース	8	1時間25分	7:40:00 (6:50)	19:05	
	西コース	7	1時間40分	7:30	20:40	
	南コース	8	1時間35分	7:40:00 (6:50)	20:15	
	中央コース	10	1時間	7:30	19:45	
(東かじ郷いゆ町君ん)	東コース	9	1時間1分	7:05	19:41	1乗車100円
	北コース	24	37分	7:00	19:32	
	南西コース	8	1時間4分	7:25	18:35	

(資料：名鉄バス、名古屋市交通局、豊明市、刈谷市、大府市、東郷町各ホームページ)

※名古屋市営バスは起点となるバス停の藤田医科大学病院の運行本数及び発時刻
 名鉄バスは起点となるバス停の前後の発本数及び発時刻
 公共施設連絡バス：各路線の起点となるバス停の発本数及び発時刻
 ふれあいバス：()内は早朝便の発時刻

③タクシー

本市および周辺都市（緑区・東郷町）に所在するタクシー営業所の保有車両数の合計は 215 台となっています。

表 豊明市及び周辺市町に所在するタクシー営業所の保有車両台数

2021年12月現在

所在地	特大	大型	普通	福祉車両	合計
豊明市	0	0	73	0	73
緑区	0	0	96	0	96
東郷町	0	0	46	0	46
計	0	0	215	0	215
みよし市	0	0	18	0	18
刈谷市	4	0	117	4	125

※みよし市および刈谷市は参考

（資料：名古屋タクシー協会、愛知県タクシー協会 各ホームページより）

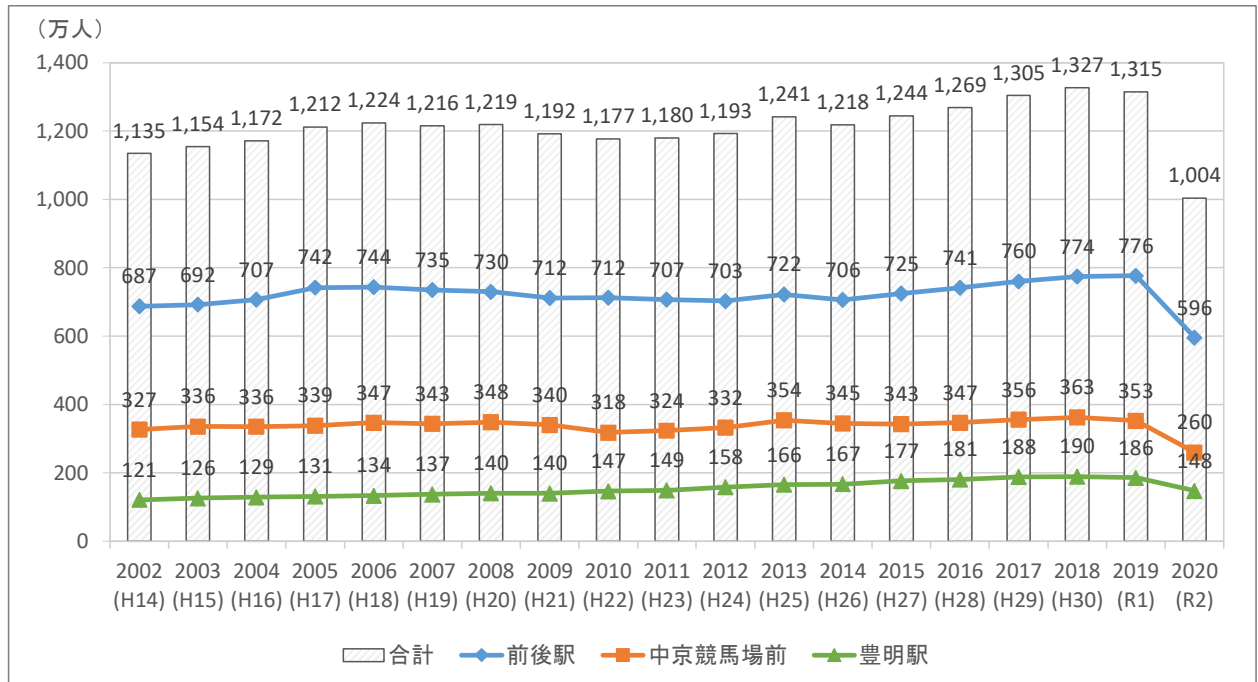
3) 利用実態の整理

本市における鉄道及びバスの利用実態を以下に整理します。

① 鉄道

鉄道各駅の年間乗車人員は、2006年度（平成18年度）から2010年度（平成22年度）にかけてやや減少傾向にありましたが、2011年度（平成23年度）以降は増加傾向にあります。2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少しています。

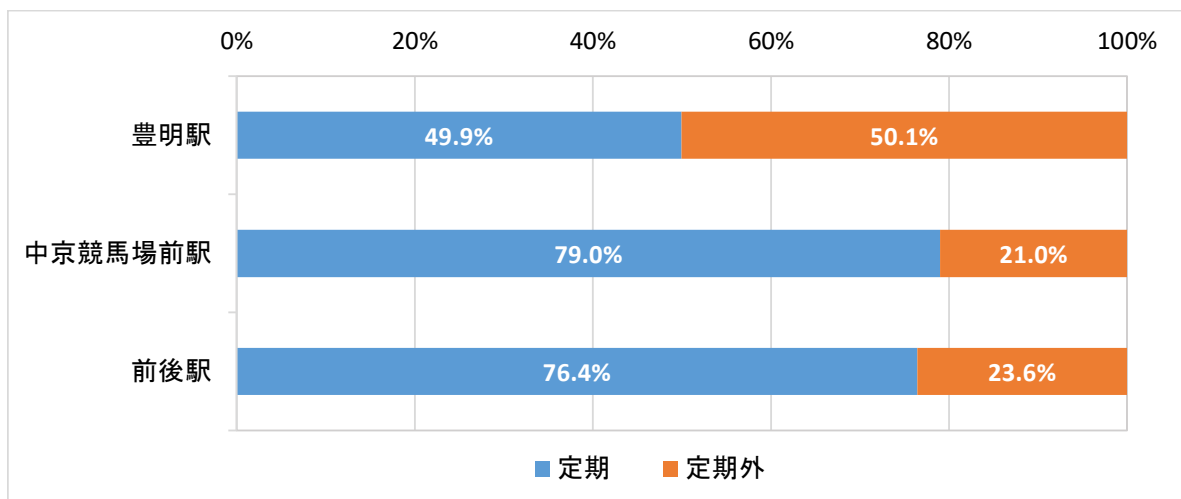
図 鉄道各駅の年間乗降者数の推移



(資料：とよあけの統計、豊明市資料)

豊明駅は利用者の約5割、中京競馬場前駅、前後駅は約8割が定期利用となっています。

図 駅別定期率 (2020 (R2))



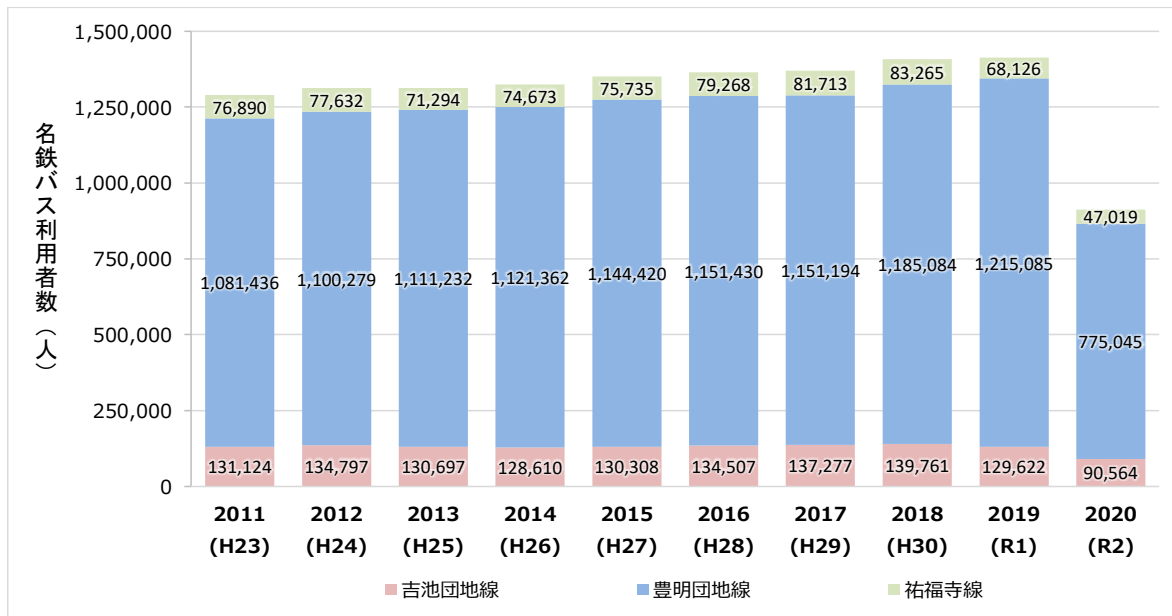
(資料：とよあけの統計)

②バス

a) 路線バス

名鉄バスの利用者数は、令和元年度までは横ばいもしくは微増傾向にありましたが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しています。

図 名鉄バスの路線別年間利用者数の推移

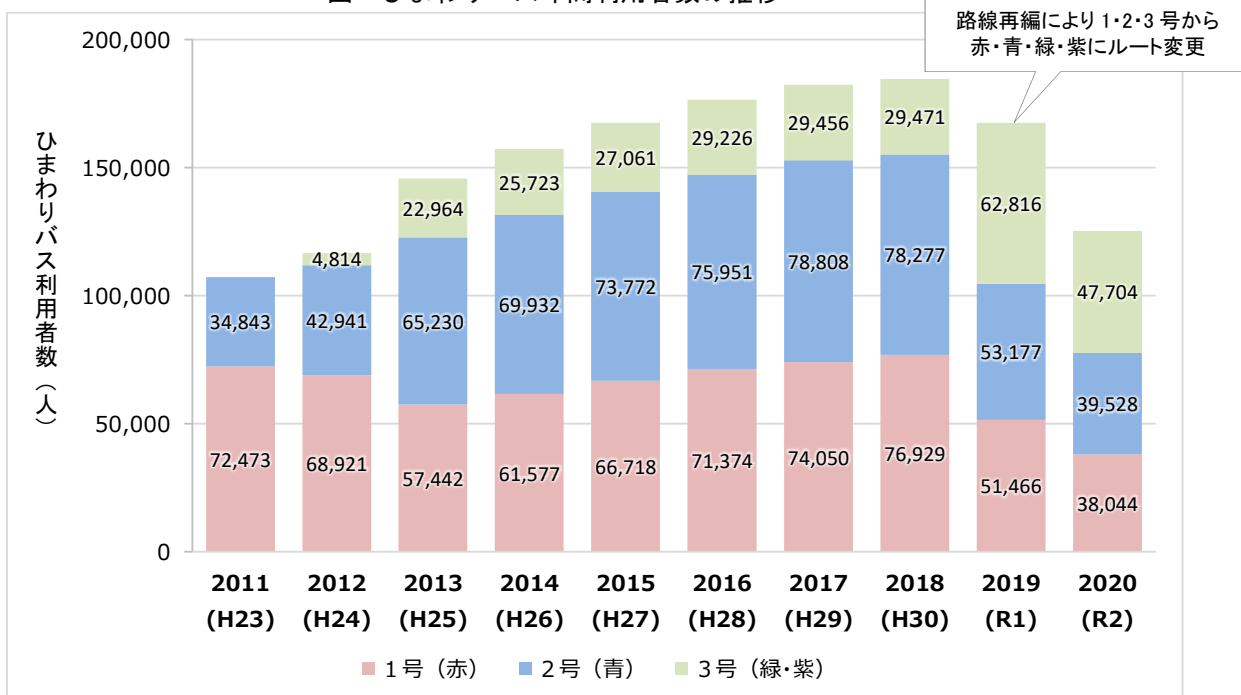


(資料：とよあけの統計、豊明市地域公共交通活性化協議会資料)

b) ひまわりバス

ひまわりバスの利用者数は、2013年（平成25年）の路線改正以降、2018年（平成30年）まで増加していましたが、2019年（令和元年）は減少に転じ、2020年（令和2年）は新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少しています。

図 ひまわりバス年間利用者数の推移



(資料：豊明市地域公共交通活性化協議会資料)

3章 各種ニーズ調査の実施・分析

(1) 各種ニーズ調査の概要

<市民アンケート>

項目	内容
調査対象	豊明市内在住の15歳以上の市民
配布数	3,000通
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収（Webアンケートも併用）
調査時期	2020年（令和2年）12月9日（金）～12月21日（月）
回収数	1362通（インターネット回答含む）（回収率45.4%）

<バス利用者アンケート>

項目	内容
調査対象	豊明市内を運行するバス路線（名鉄バス、ひまわりバス）の全便全利用者
配布数	ひまわりバス：301通、名鉄バス：1,398通
調査方法	バス車内で調査票を手渡しにて配布、郵送回収
調査時期	2020年（令和2年）11月27日（金）、12月5日（土）
回収数	ひまわりバス：131通、名鉄バス：331通、不明：12通（回収率計：27.9%）

<チョイソコとよあけ利用者アンケート>

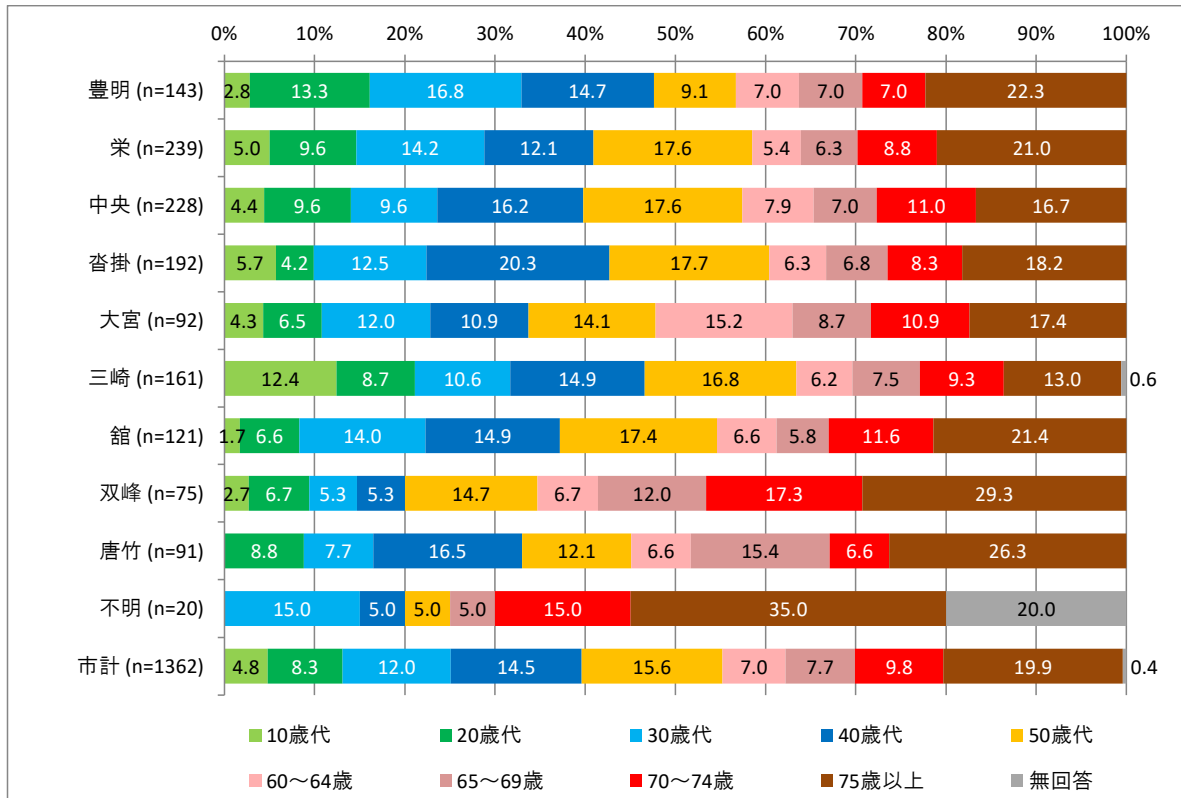
項目	内容
調査対象	チョイソコとよあけ利用者
配布数	600通
調査方法	月1回のチョイソコ通信にて調査票を配布、郵送回収
調査時期	2020年（令和2年）12月20日（日）～2021年（令和3年）1月12日（火）
回収数	178通（回収率：29.7%）

<市民ワークショップ>

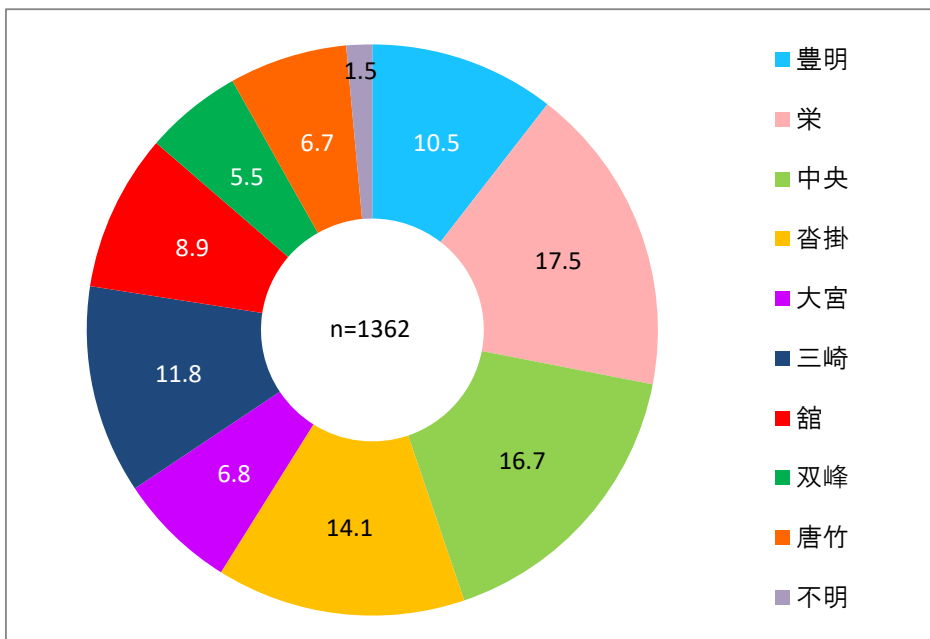
項目	内容
参加者	15名（20代：2名、40代：3名、50代：4名、60代：6名）
実施日	2021年（令和3年）11月21日（日）

(2) 市民アンケート

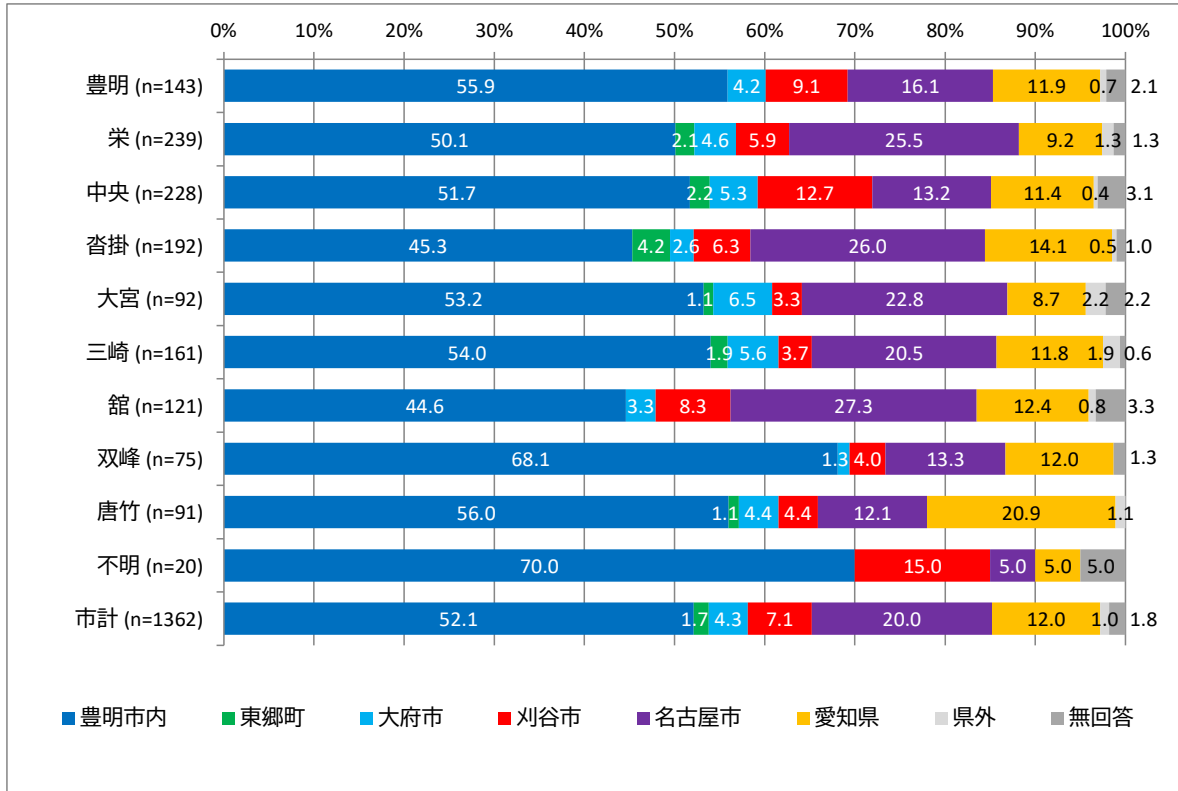
①年齢



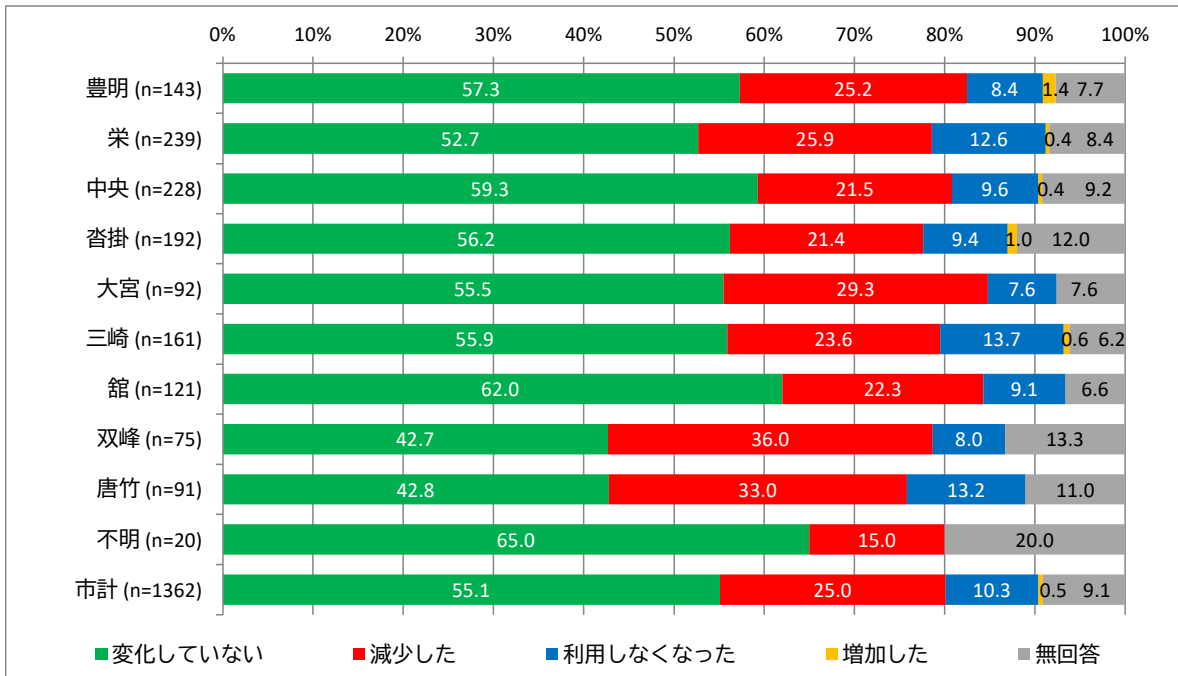
②居住地（小学校区）



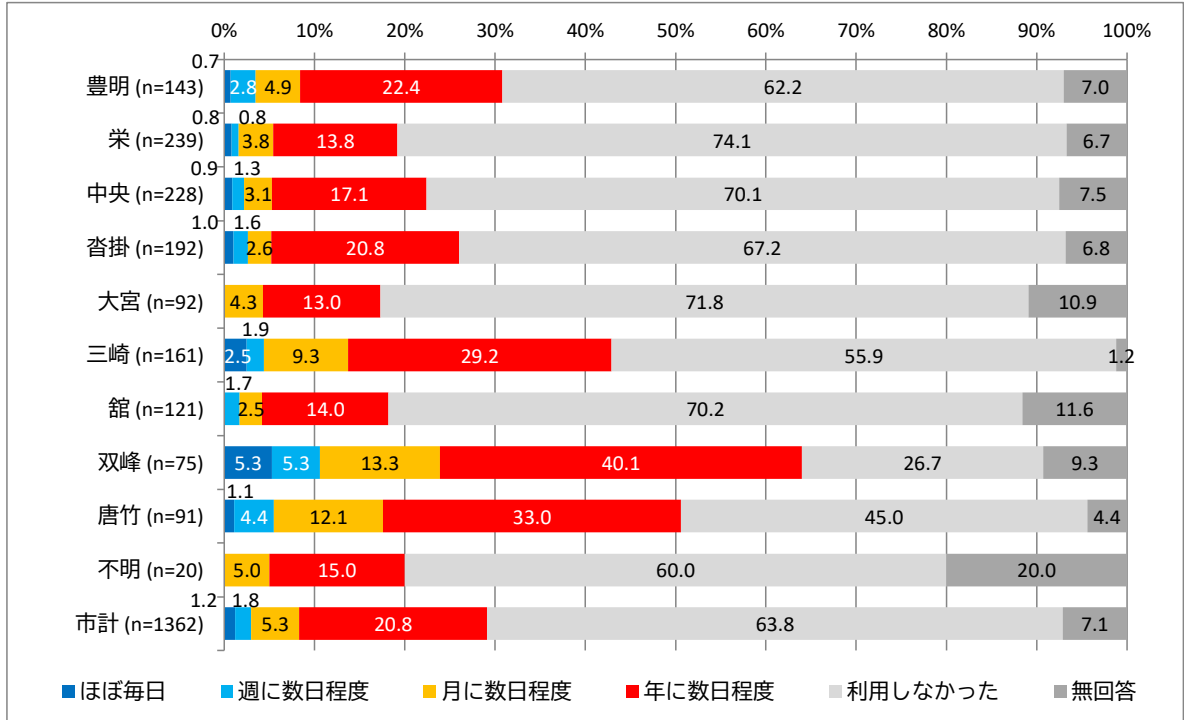
③普段の外出の目的地



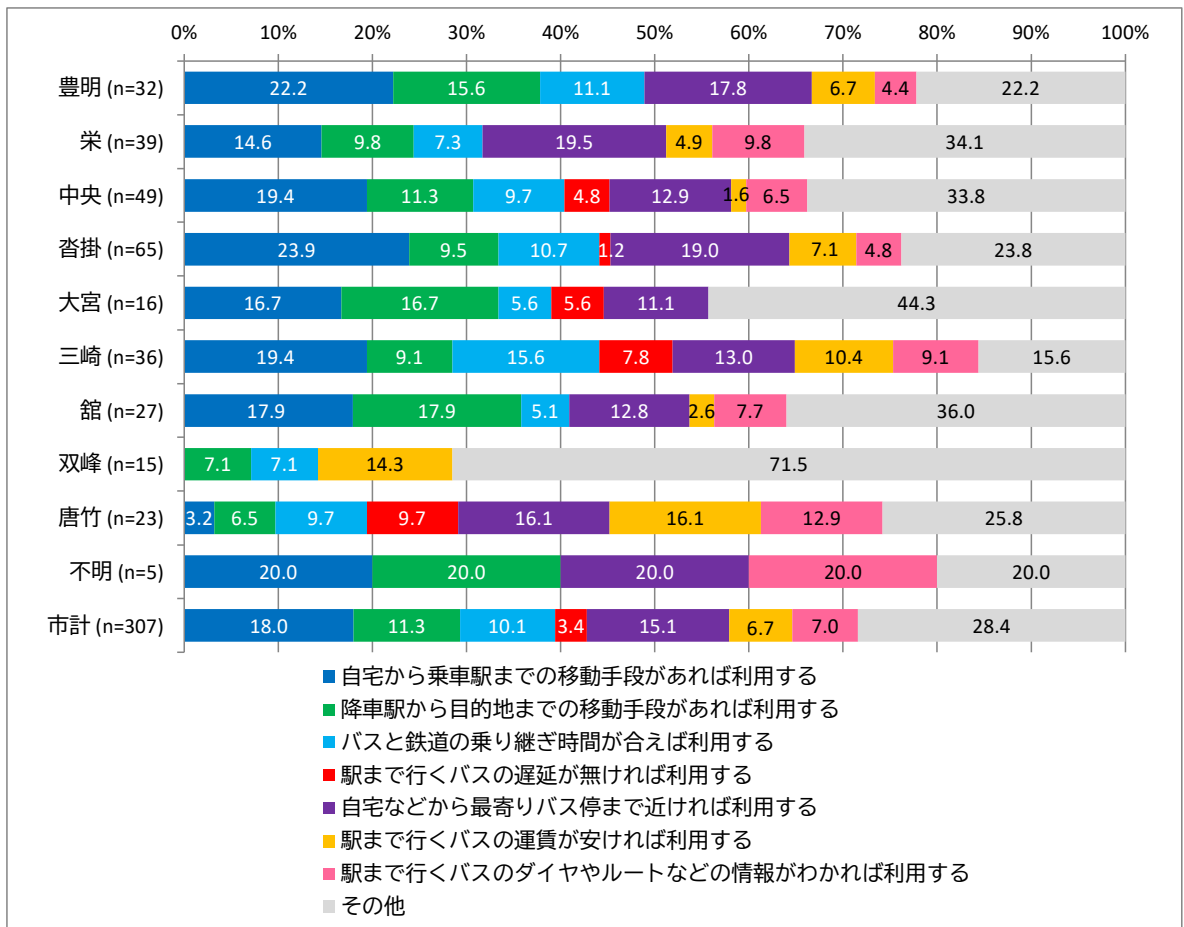
④新型コロナウイルス感染症拡大の影響で公共交通の利用頻度の変化について



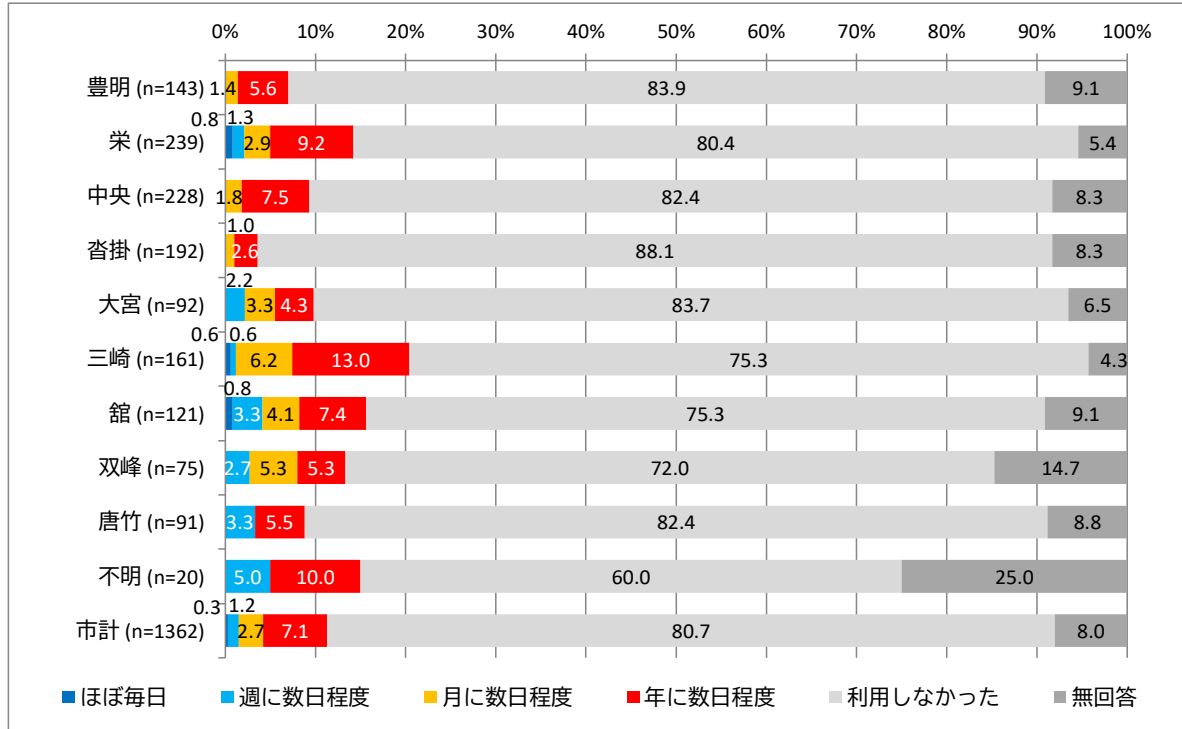
⑤名鉄本線の利用頻度



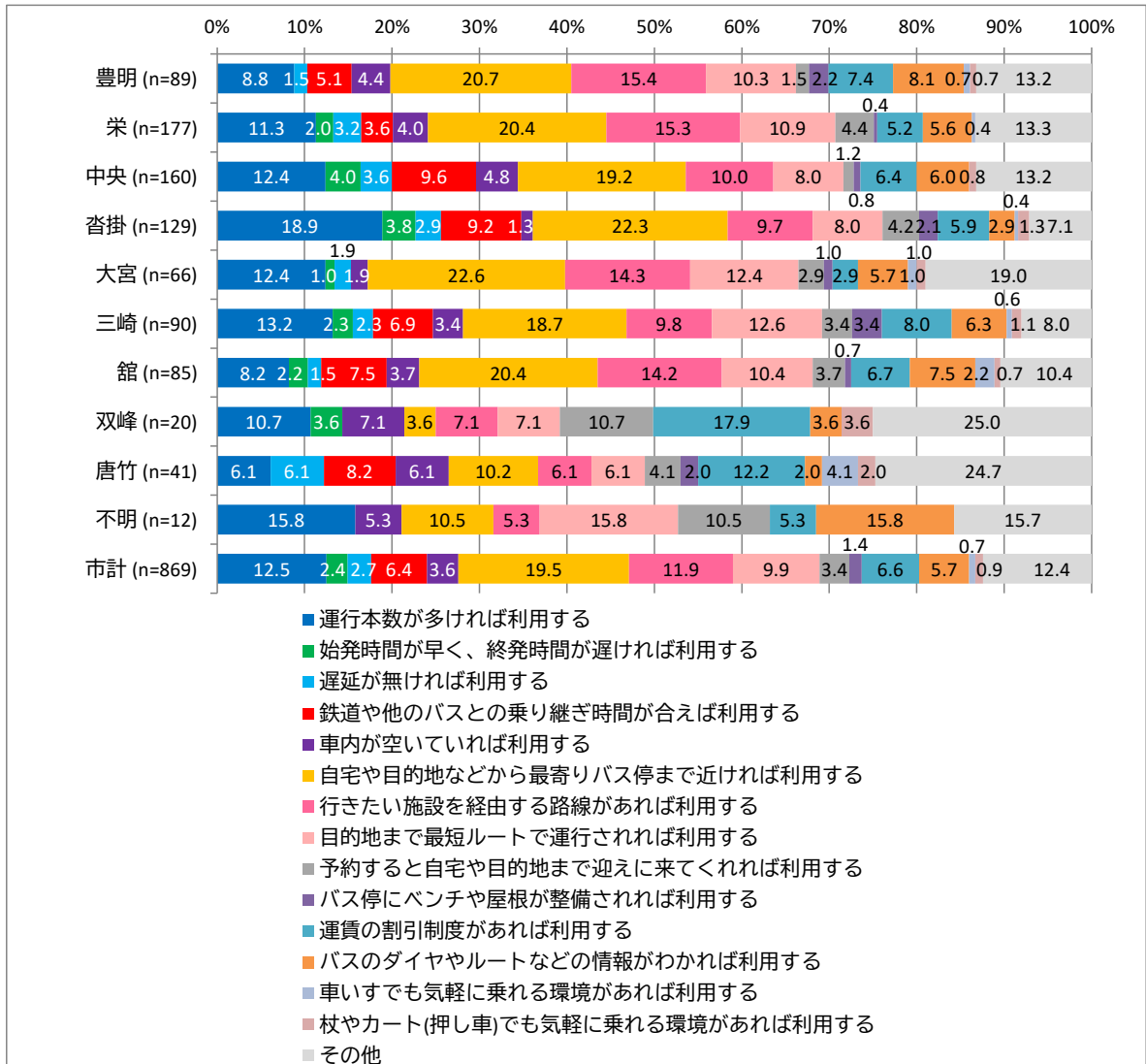
⑥名鉄本線を利用するための条件



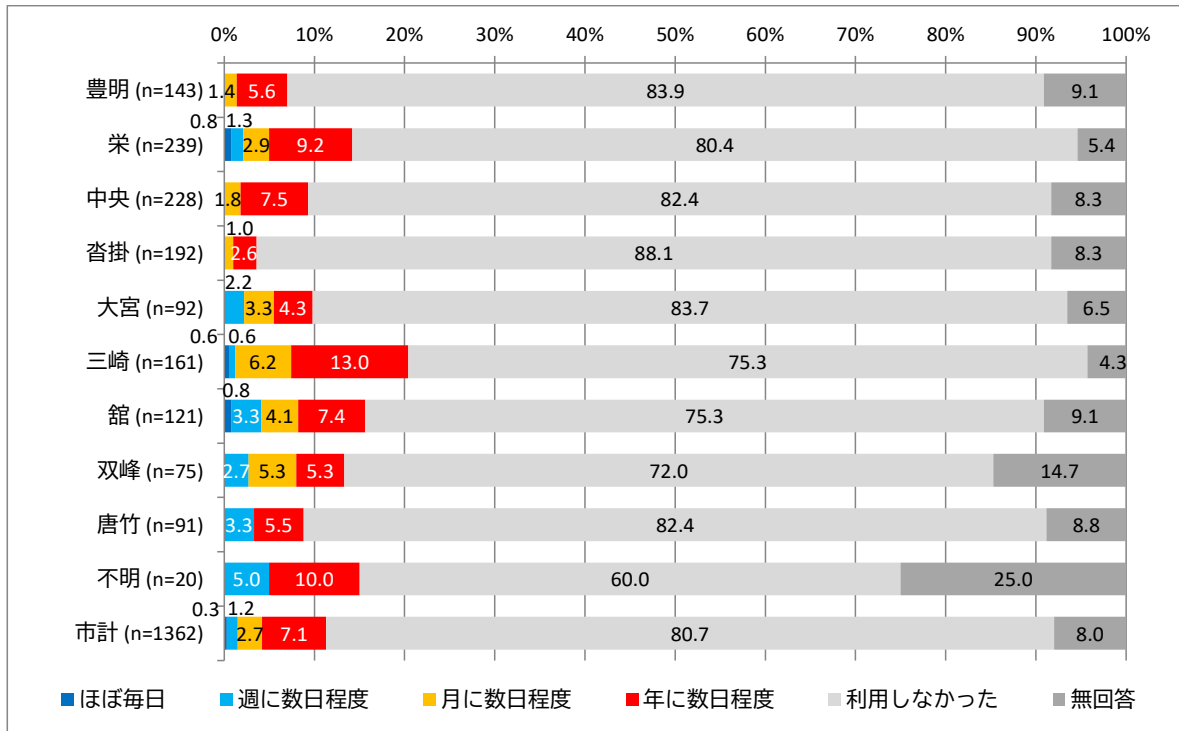
⑦名鉄バスの利用頻度



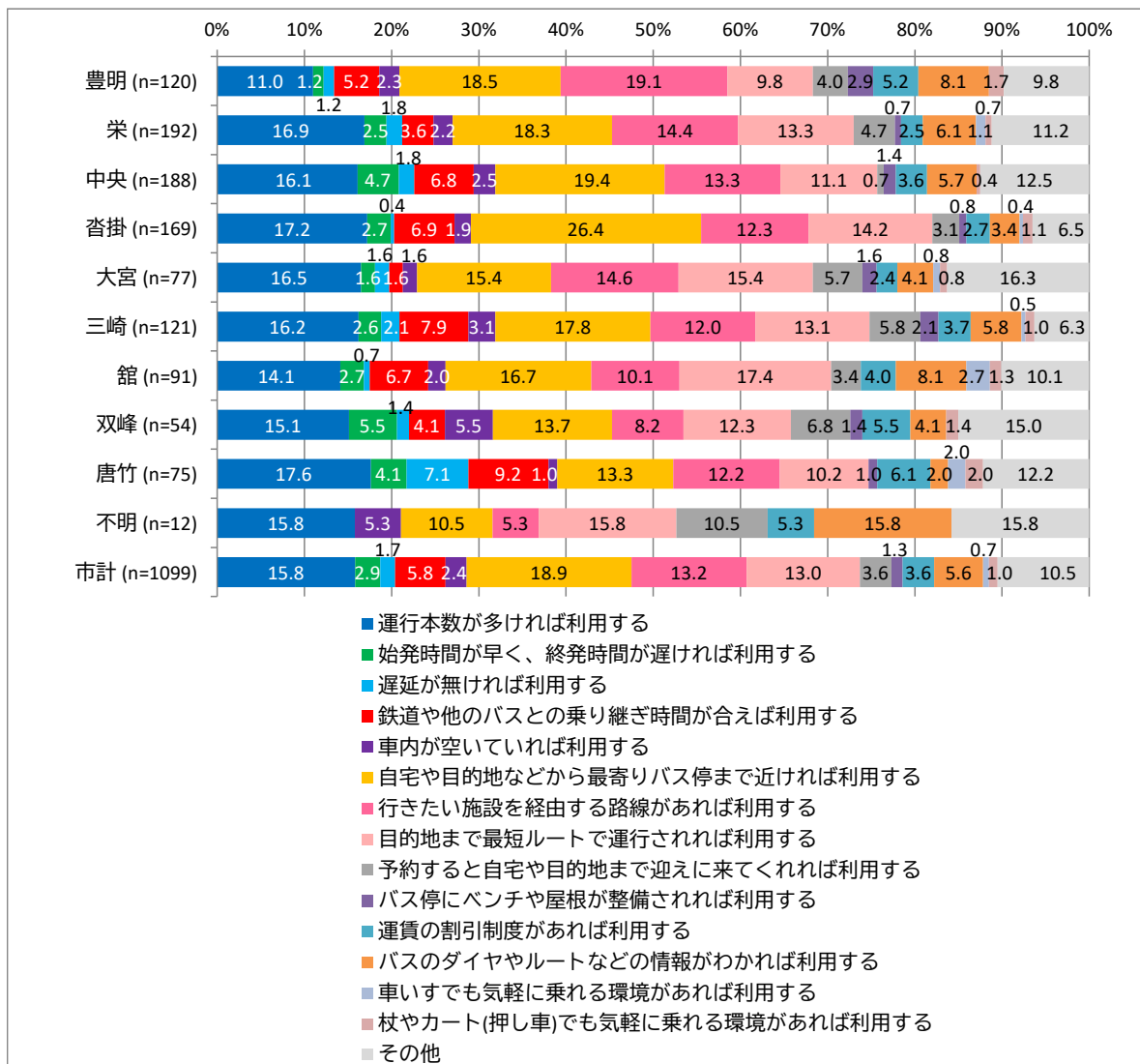
⑧名鉄バスを利用するための条件



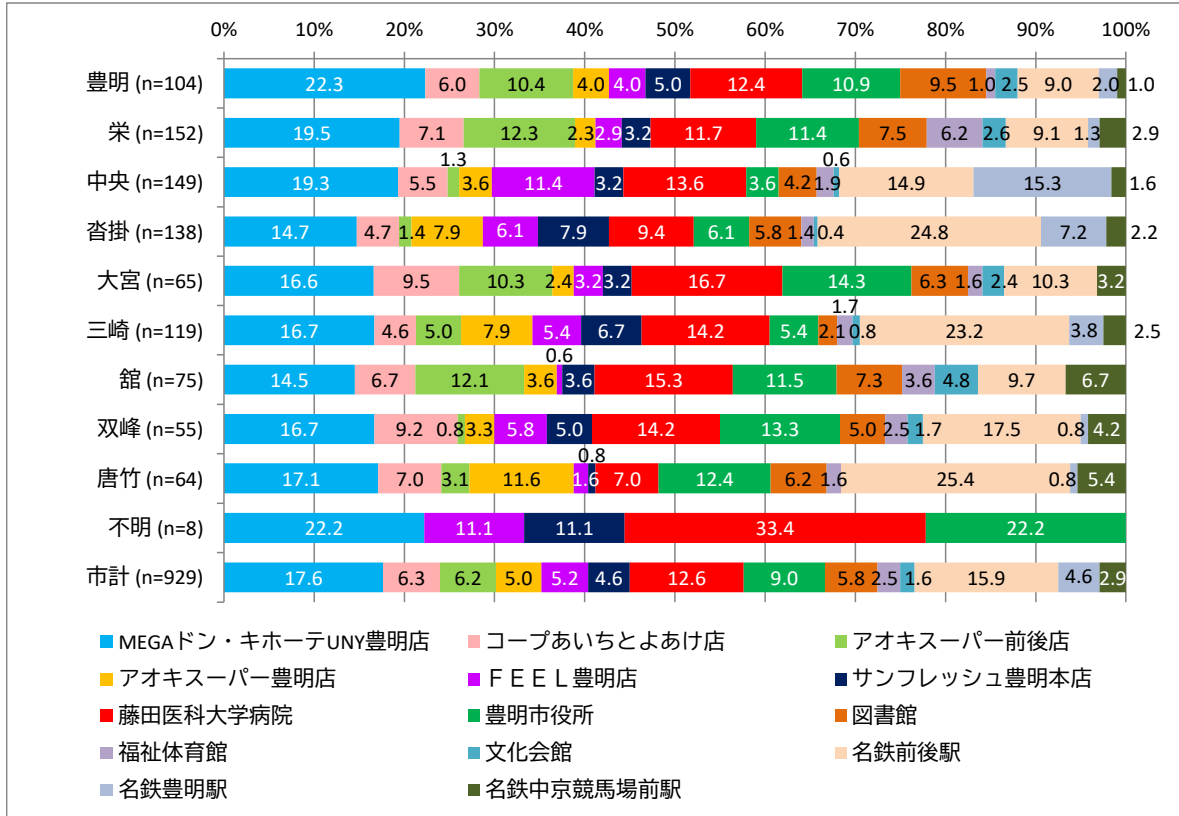
⑨ひまわりバスの利用頻度



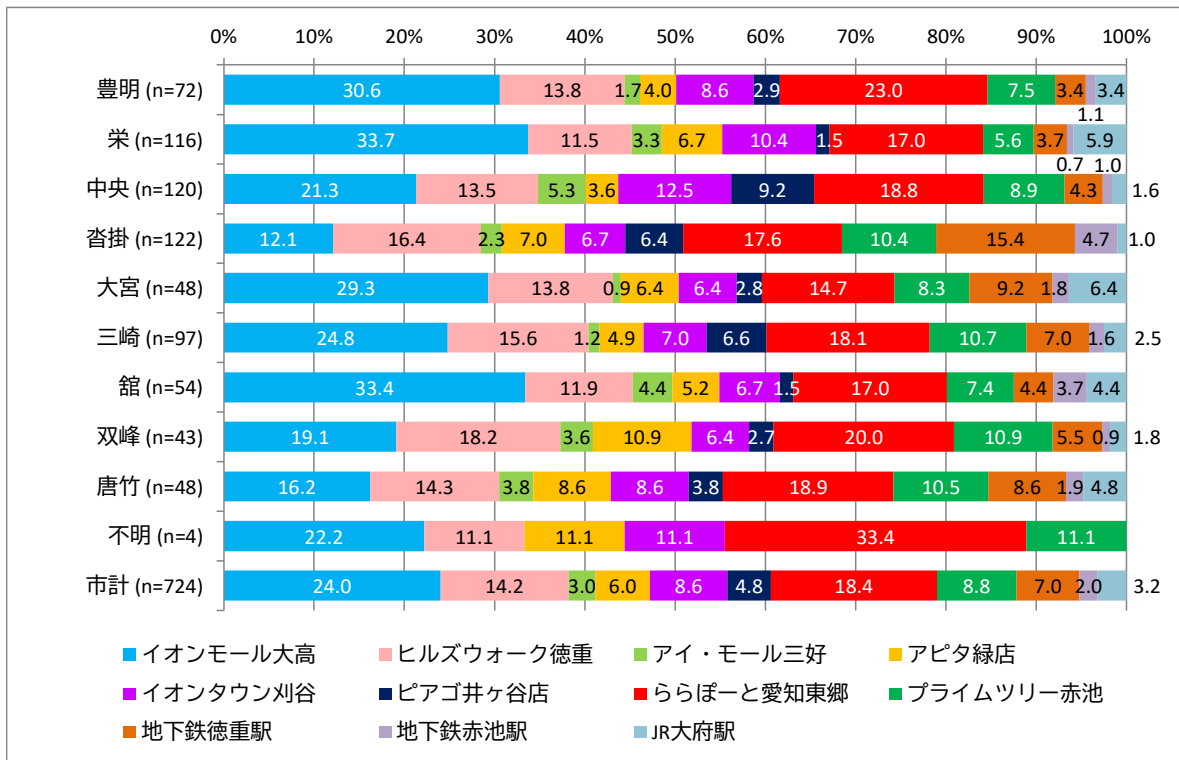
⑩ひまわりバスを利用するための条件



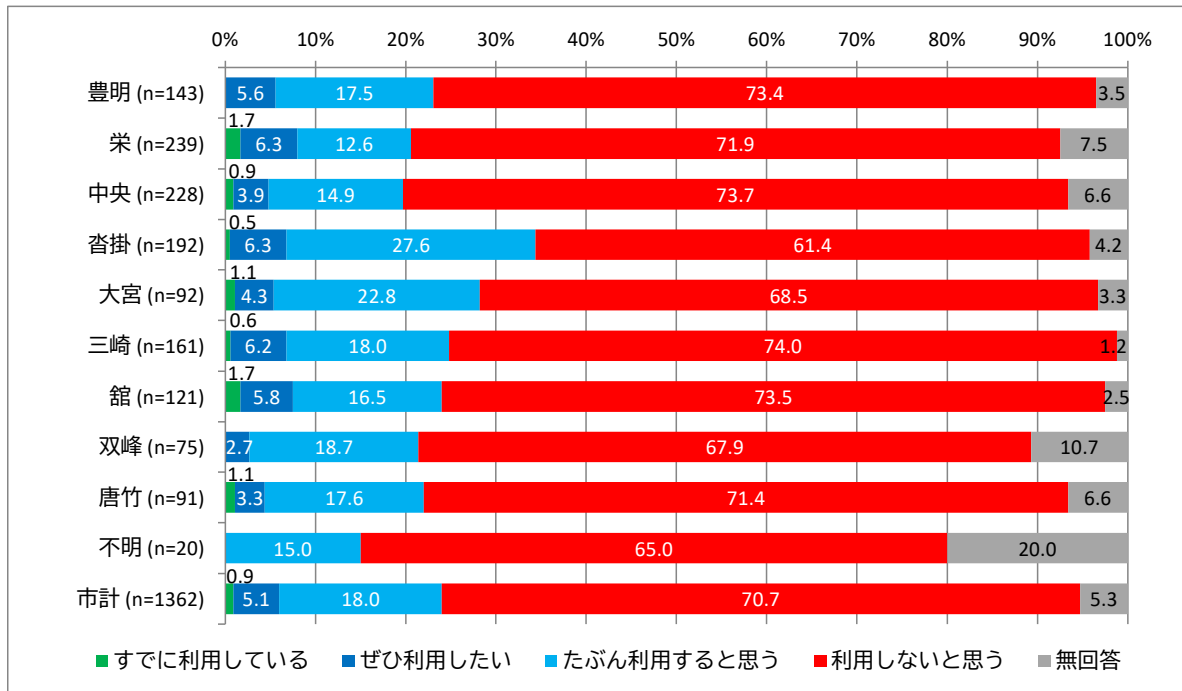
⑪バスで行きたい施設（豊明市内）



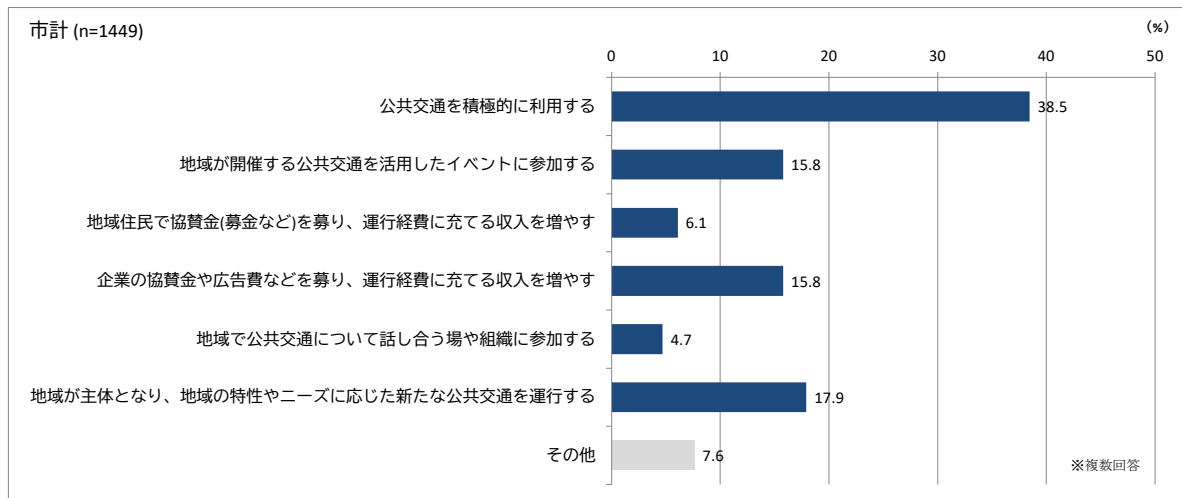
⑫バスで行きたい施設（周辺市町）



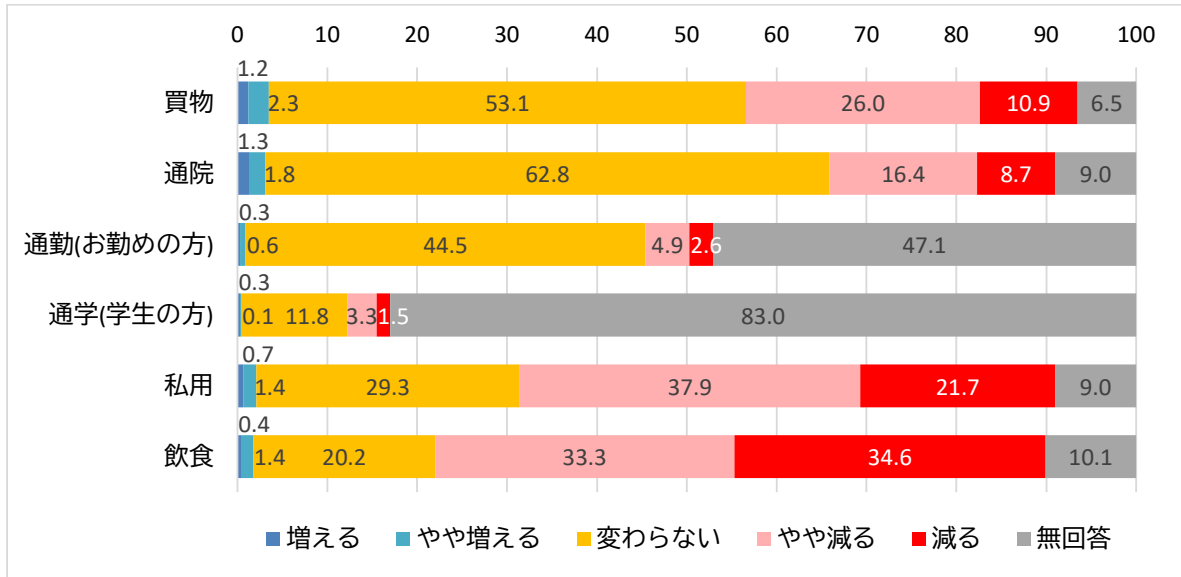
⑬今後のチョイソコとよあけの利用意向



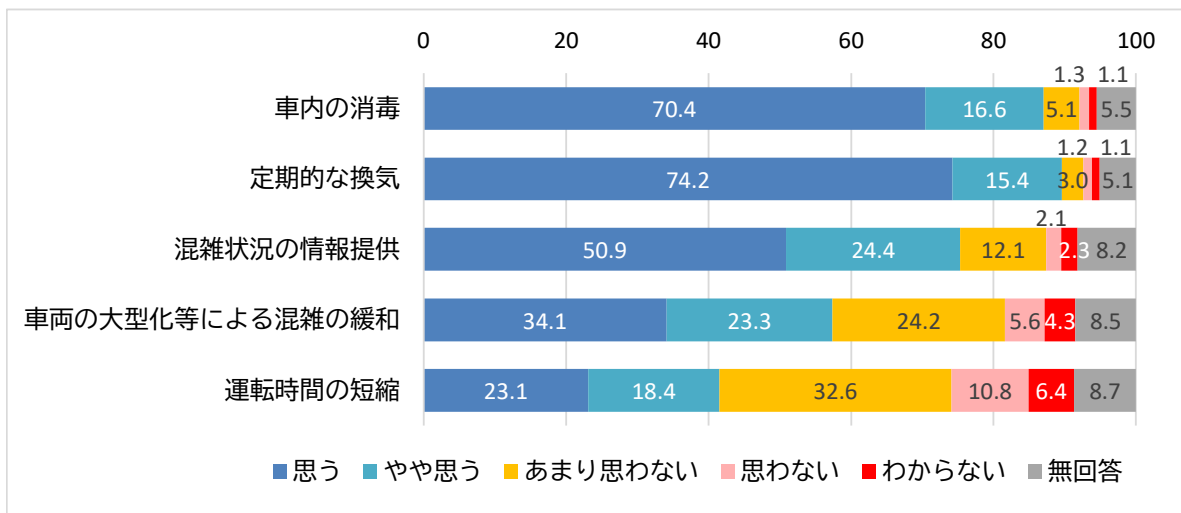
⑭地域の公共交通を維持するための、取り組み・参加意向



⑮これから（ウィズ・コロナ）の外出 目的ごとの外出頻度

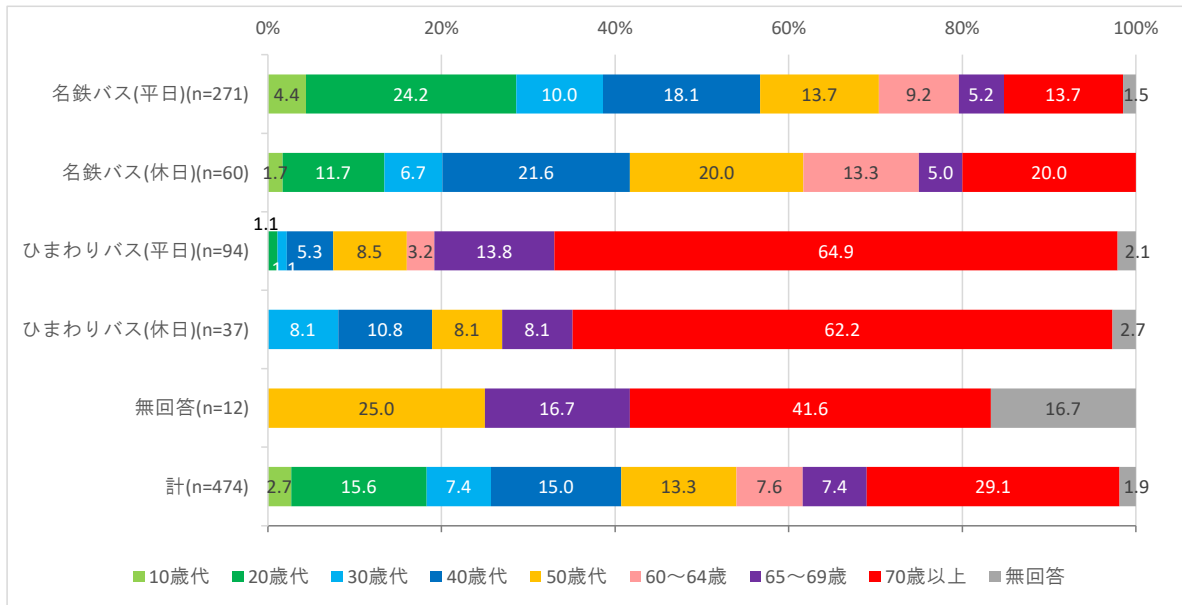


⑯これから（ウィズ・コロナ）の外出 交通事業者にとって欲しいと思う対策

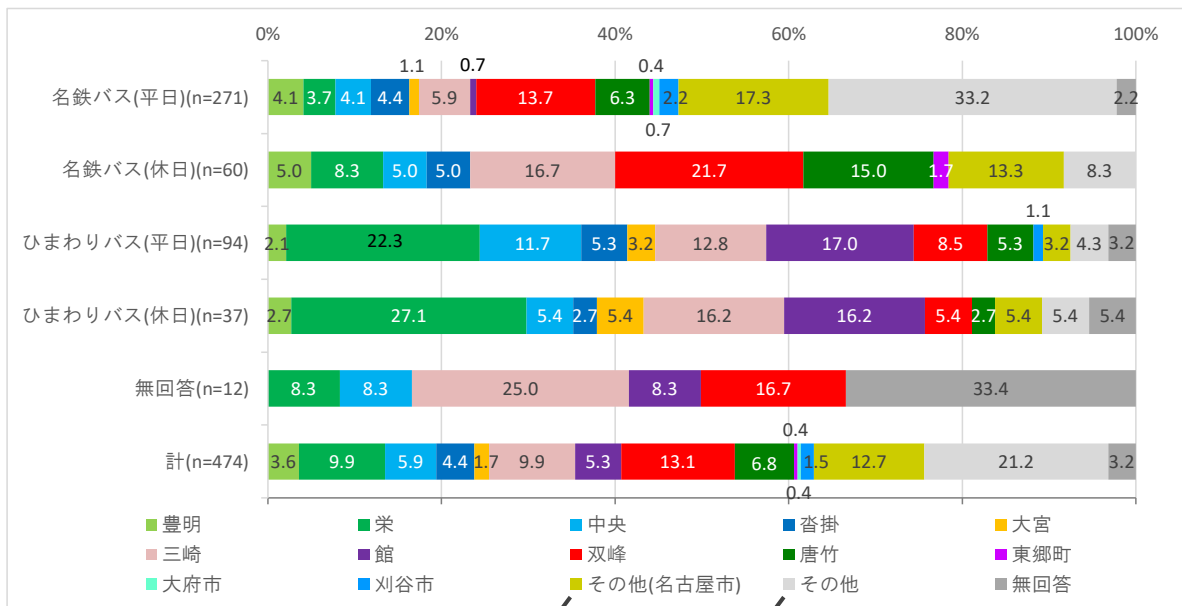


(3) バス利用者アンケート

①年齢



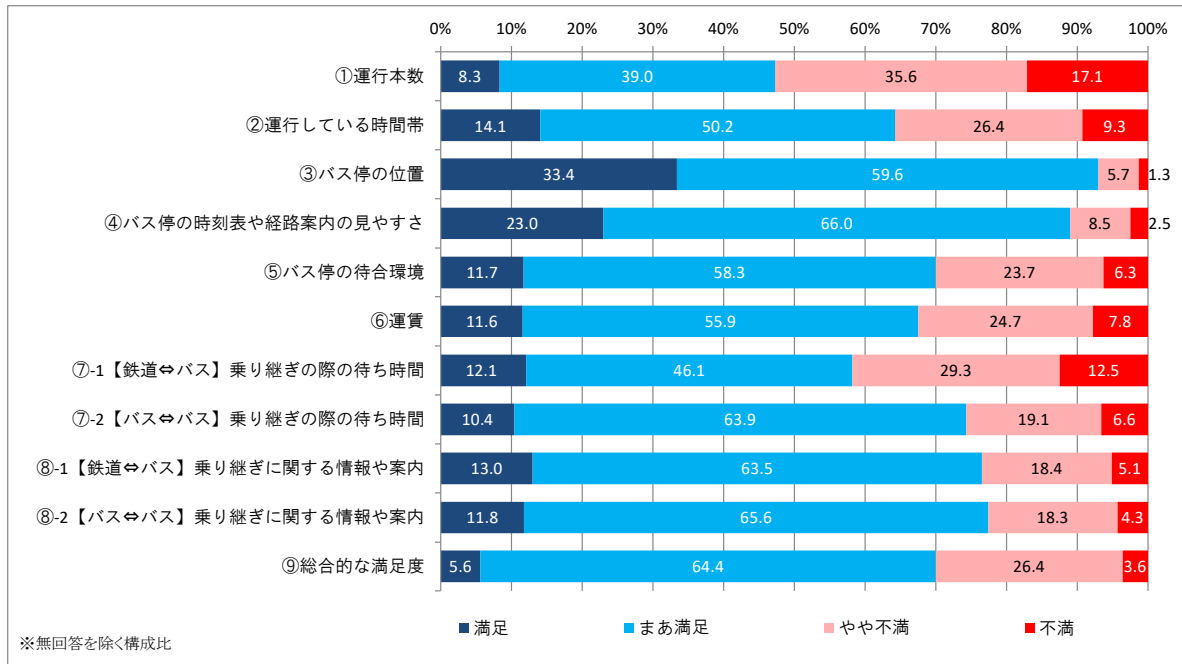
居住地 (小学校区)



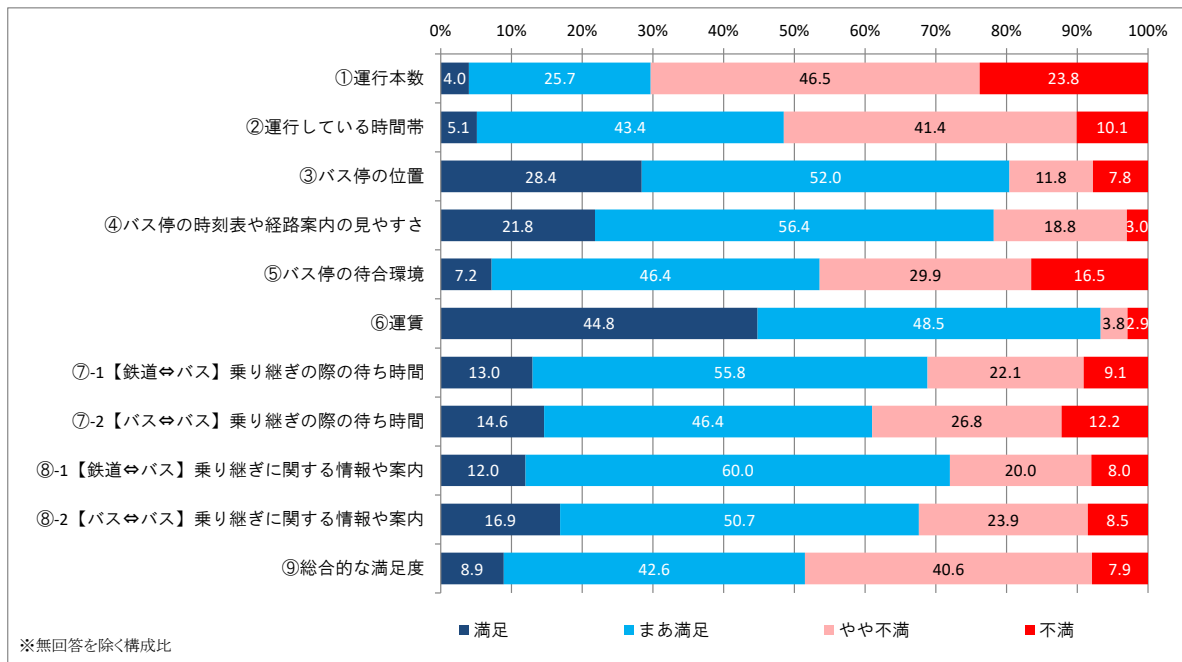
その他(名古屋市)	中区	中川区	中村区	西区	南区	熱田区	北区	千種区	瑞穂区	港区	名東区	天白区
名鉄バス	5	4	3	3	3	2	2	1	1	1	1	1
ひまわりバス				1	1							1

その他	あま市	安城市	一宮市	稲沢市	犬山市	岩倉市	大治町	岡崎市	春日井市	北名古屋市	清須市	江南市	瀬戸市	知多市	知立市	津島市	常滑市	豊川市	豊田市	豊橋市	豊山町	西尾市	半田市	美浜町	弥富市	岐阜県岐阜市	三重県四日市市	三重県桑名市	静岡県浜松市
名鉄バス	1	7	4	5	1	3	2	17	3	2	1	1		3	6	2	1	8	3	3	1	4	3	1	1	2	1	1	2
ひまわりバス			1	1				1				1	2																

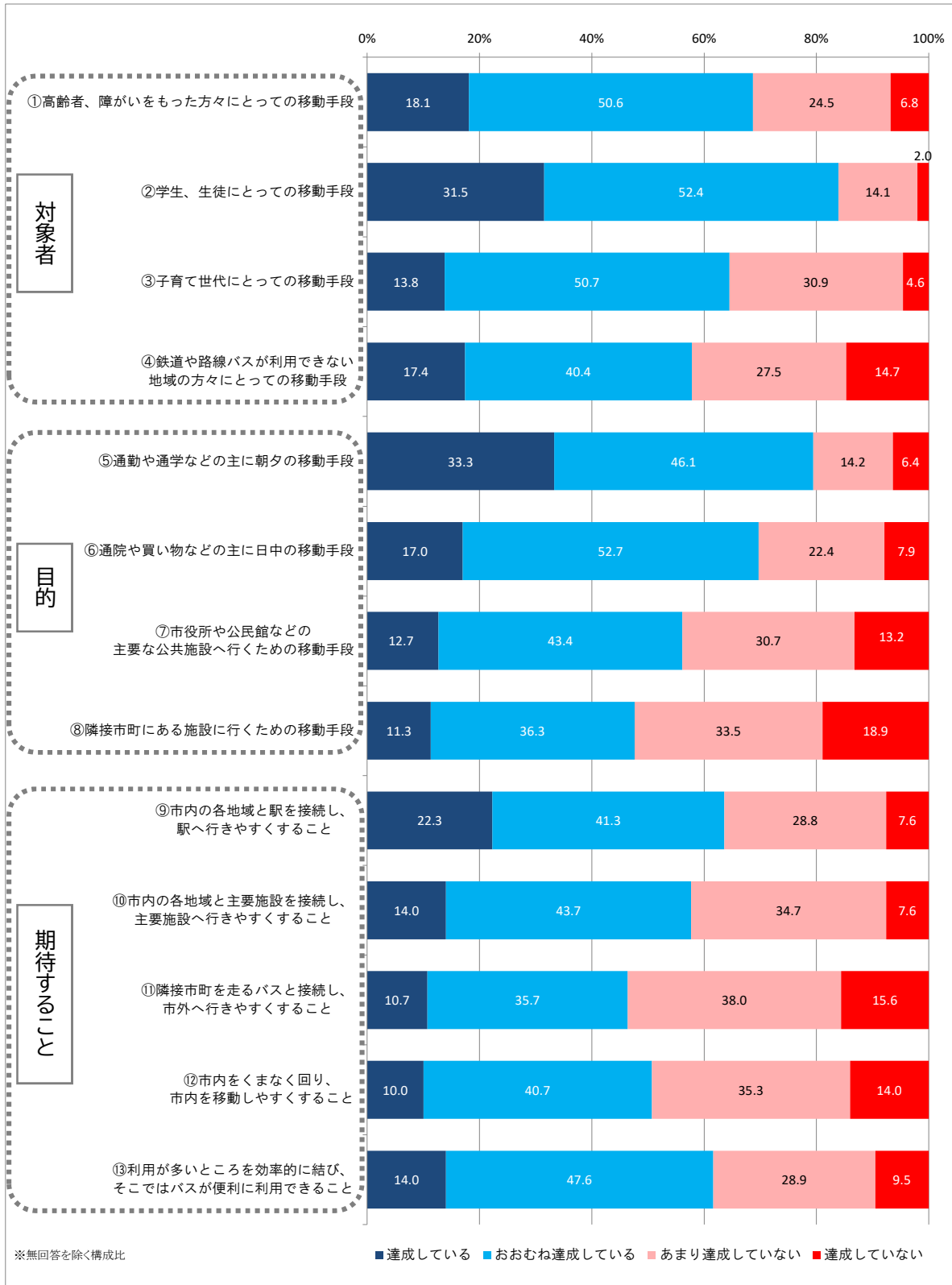
③名鉄バスの現状の満足度



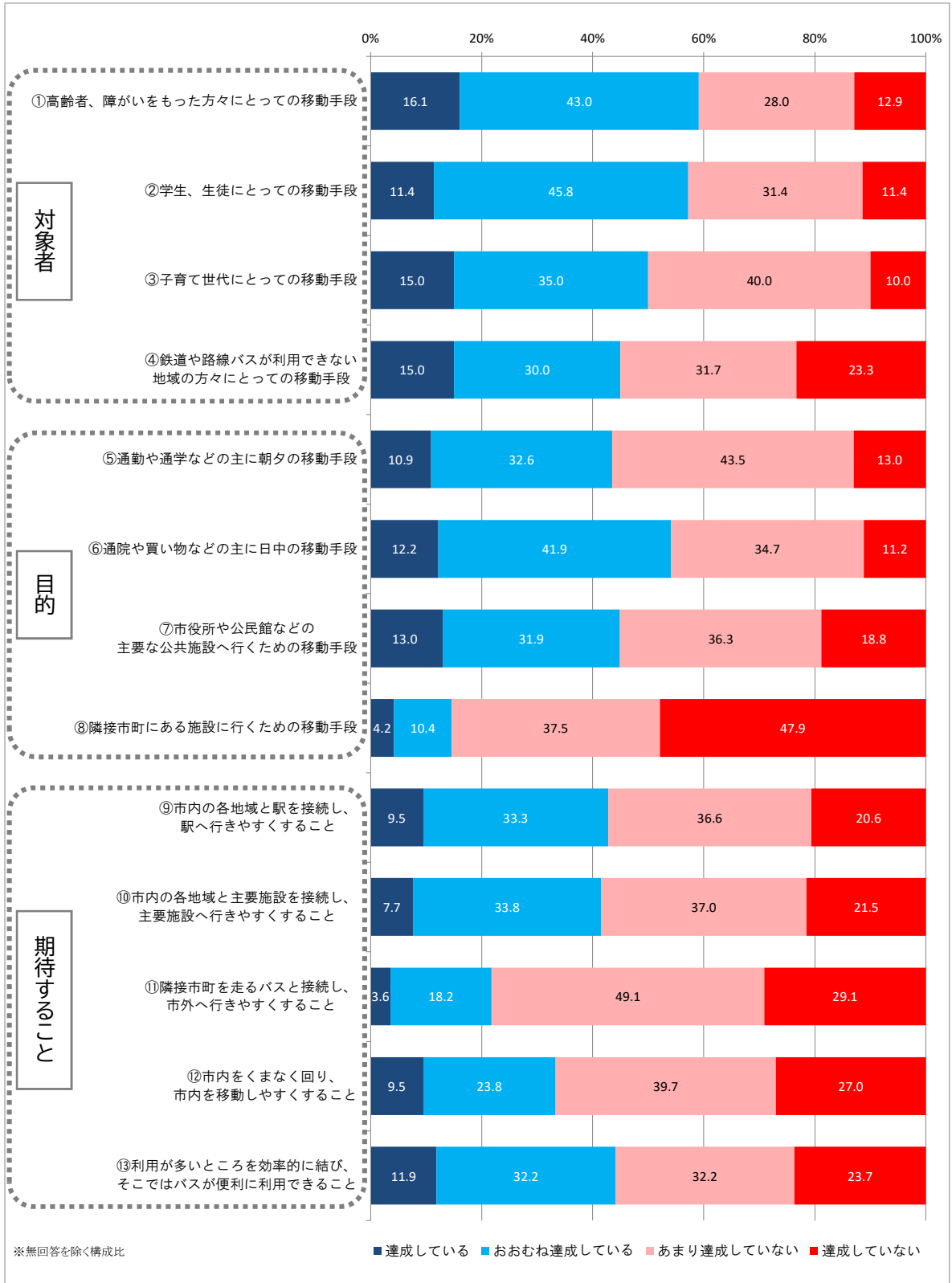
④ひまわりバスの現状の満足度



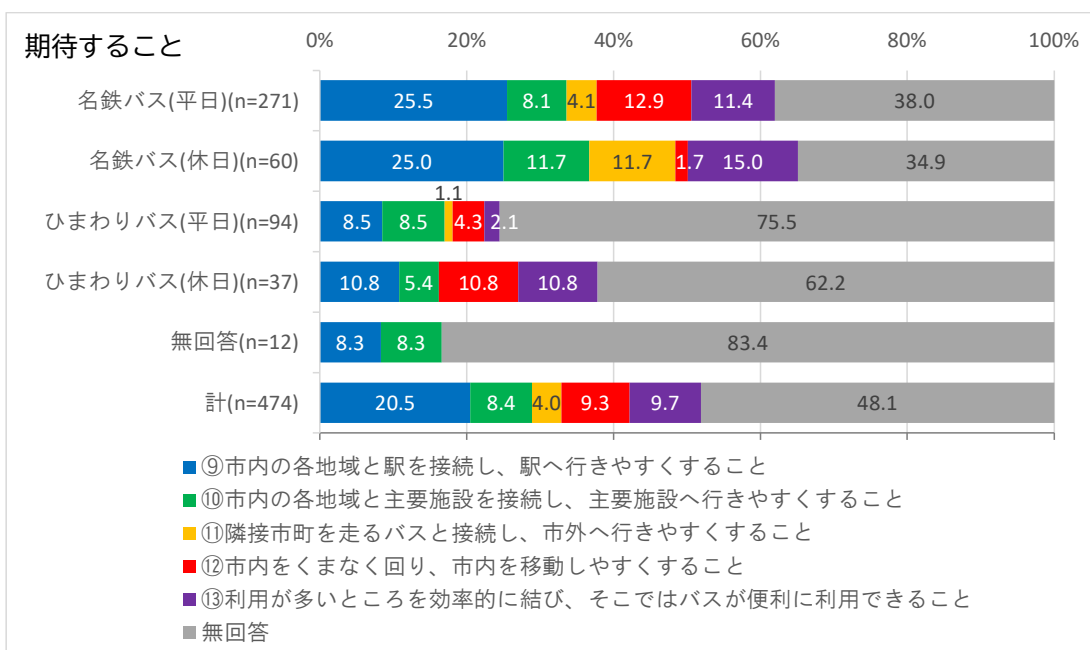
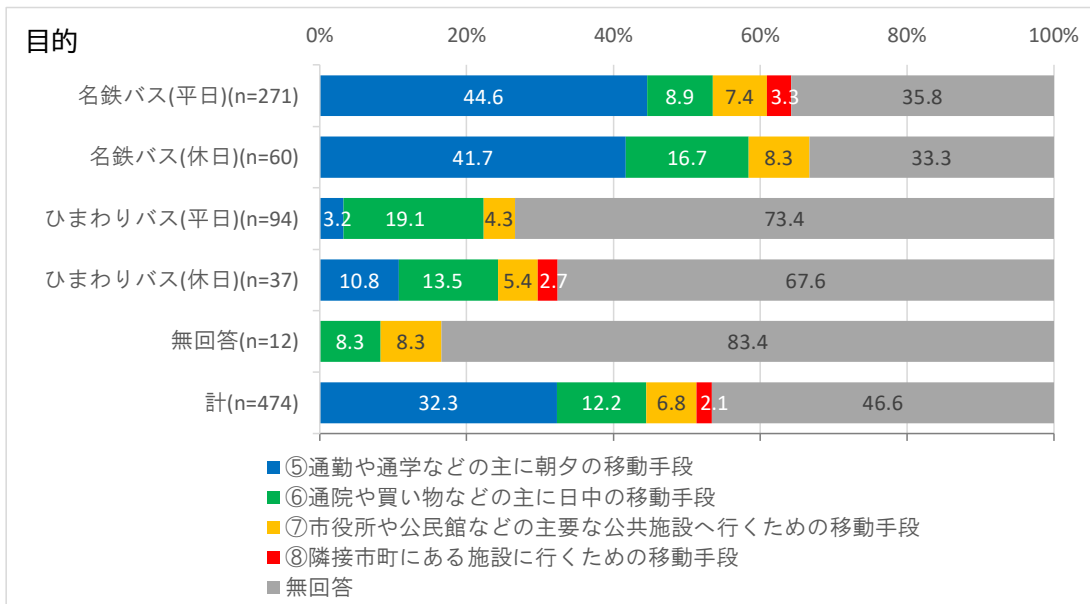
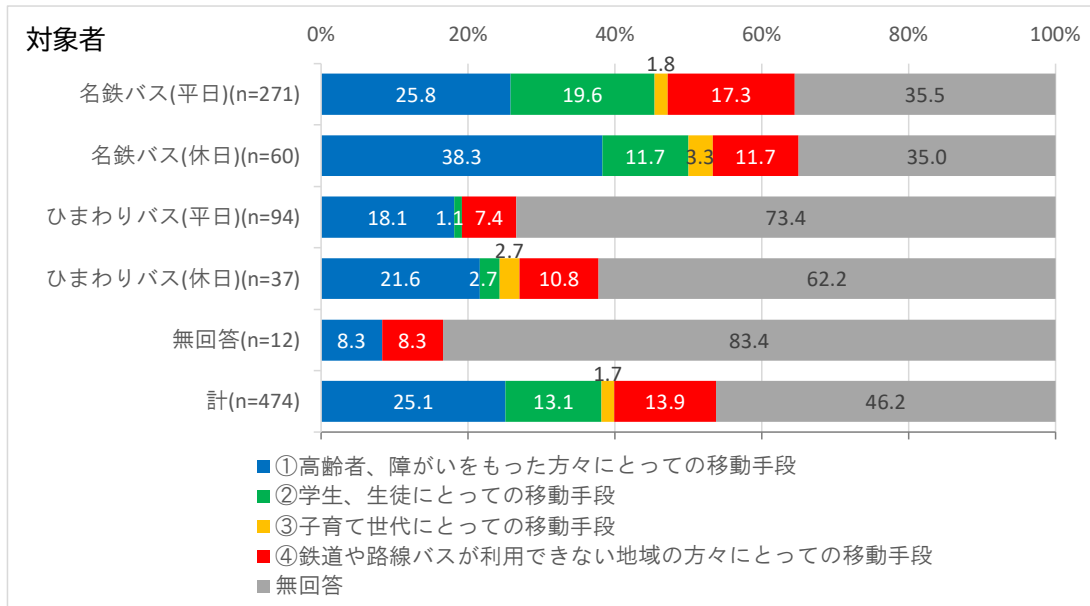
⑤名鉄バスの社会的な機能や役割



⑥ひまわりバス バスの社会的な機能や役割

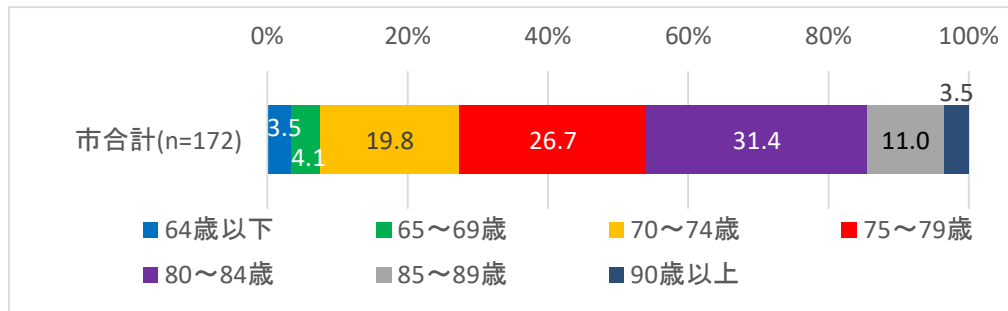


⑦「対象者」「目的」「期待すること」の分類ごとに最も重要だと思う項目

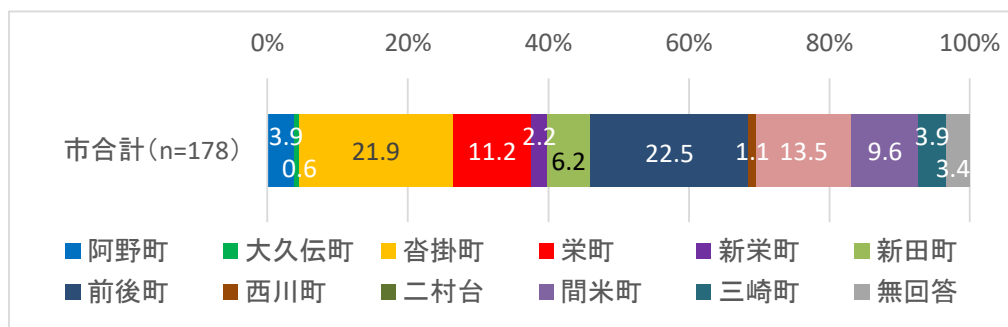


(4) チョイソコとよあけ利用者アンケート

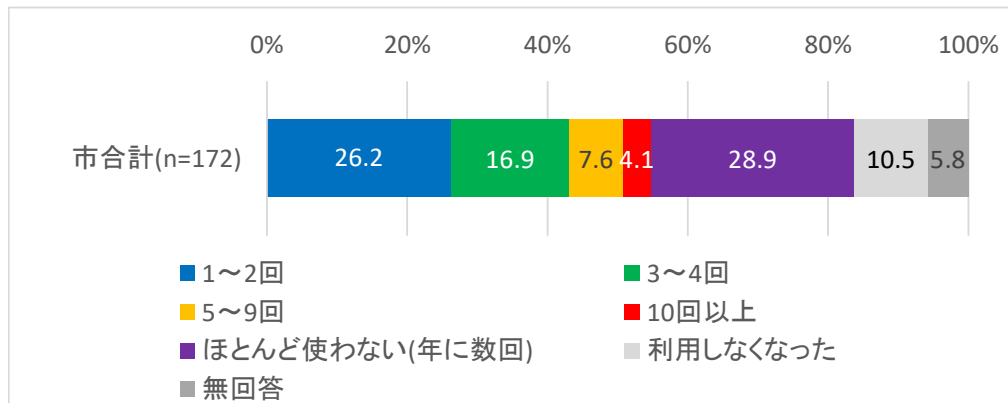
①年齢



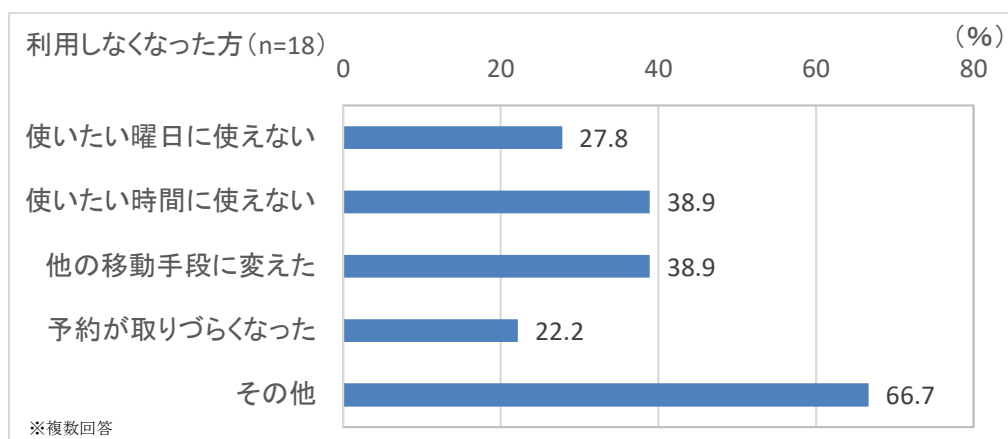
②居住地



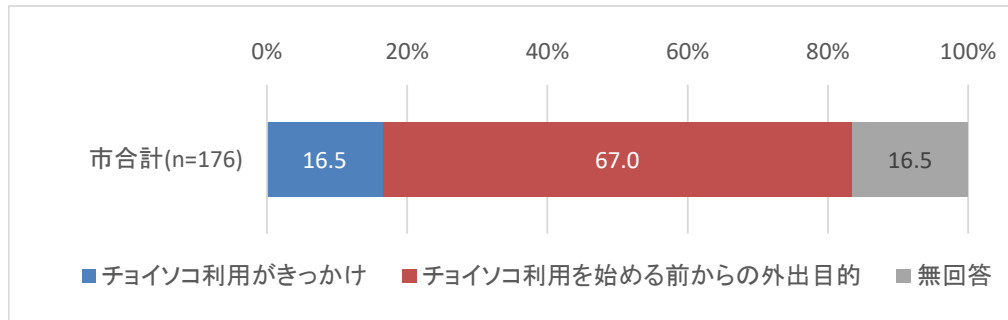
③1ヶ月の利用状況



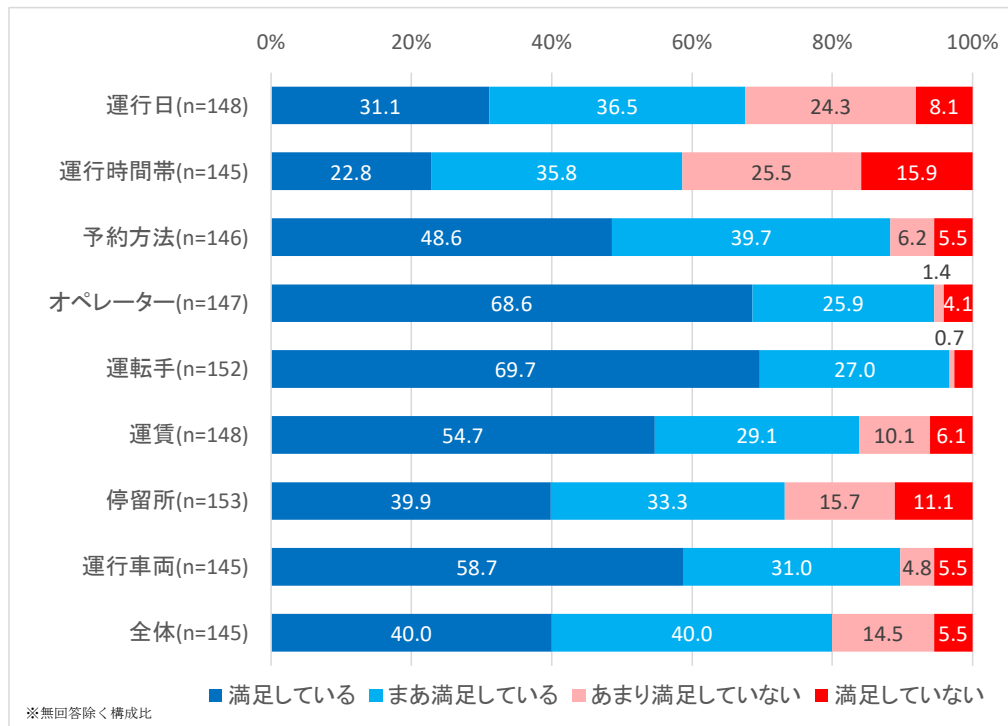
④利用しなくなった理由 ※現在利用しなくなった方



⑤最も外出頻度の高い目的の外出を始めた要因



⑥チョイソコの満足度



(5) 市民ワークショップ

①わかりやすい情報提供
<課題>
<ul style="list-style-type: none"> ・若者寄りの提供方法でわかりにくい ・情報が不足している
<解決アイデア>
<ul style="list-style-type: none"> ・バスマップの配置場所の増加(スーパー、病院、薬局、広報、町内会配布等) ・バス停の情報充実 ・バスマップの多様化(携帯用、地域別、多言語) ・バスの乗り方講座、「How to バス」の作成とバス停等への掲示

②公共交通の利用誘導
<課題>
<ul style="list-style-type: none"> ・認知度が低い(存在、乗り方) ・高齢者をターゲットにしている周知が限定的 ・バス停が遠い、本数が少ない
<解決アイデア>
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バスの拠点、停留所付近の施設でイベント開催(全年齢を対象とする) ・年代を問わない特典、割引制度(ポイント制、スタンプラリー等) ・地域のイベント(子ども会、老人会)での活用、利用促進アナウンス

③バスへの愛着の向上
<課題>
<ul style="list-style-type: none"> ・見た目のインパクトがない ・乗っていても楽しくない
<解決アイデア>
<ul style="list-style-type: none"> ・聞いて楽しい車内 BGM、観光案内 ・バス車両のデザイン一新 ・小学校の遠足や社会見学で利用⇒乗った思い出の絵の展示



4章 目標値の達成状況

(1)豊明市地域公共交通網形成計画における目標値の達成状況

豊明市地域公共交通網形成計画で位置づけた目標値について、各公共交通の利用状況や市民・利用者アンケート等より、それぞれの達成状況を確認します。

【全体の目標値】公共交通全体の利用者数の増加					
指標	【指標】公共交通の年間利用者数（人/年）				
	評価項目	現況値 [2015(H27)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2020(R2)]	達成状況
	鉄道（駅）	1,244万人	1,351万人以上	1,315万人	△
	名鉄バス	135.0万人	143.4万人以上	139.7万人	△
	ひまわりバス （チョイソコ）	16.8万人	25.7万人以上	16.7万人 (1.0万人)	×
*新型コロナウイルスの影響を加味し、集計年度はR1					
指標	【指標】まちづくり指標の達成度（第5次豊明市総合計画）				
	評価項目	現況値 [2015(H27)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2021(R3)]	達成状況
	市外から豊明市への交通アクセスが良いと思う市民の割合	59.3%	66.7%以上	63.8%	△
	市内の移動がしやすくなったと思う市民の割合	59.3%	66.5%以上	65.1%	△
【目標値1】公共交通相互及び他の交通手段との乗り継ぎ時間の短縮					
指標	【指標】公共交通相互の乗り継ぎ時間				
	評価項目	現況値 [2016(H28)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2020(R2)]	達成状況
	拠点鉄道駅におけるひまわりバス⇔名鉄急行列車（名古屋方面）間3分以上10分以内乗り継ぎ可能本数*	29本	34本以上	37本	○
	※名鉄急行列車及びひまわりバスがともに定刻で発着した場合を想定				
指標	【指標】乗り継ぎに関する不満度割合（バス利用者アンケート）				
	評価項目	現況値 [2016(H28)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2020(R2)]	達成状況
	乗り継ぎの際の待ち時間に関する不満度	35.4%	20.0%未満	鉄道とバス 40.1% バス相互 30.1%	鉄道とバス × バス相互 △

【達成状況】○：目標値達成、△：目標値未達だが現況値以上、×：目標値未達

【目標値2】隣接市町への路線数の増加					
指標	【指標】隣接市町を結ぶ路線数				
	評価項目	現況値 [2016(H28)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2020(R2)]	達成状況
	隣接市町間の路線数	5路線	8路線以上	6路線	△
	【指標】市外へ行きやすくすることの達成度（バス利用者アンケート）				
評価項目	現況値 [2016(H28)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2020(R2)]	達成状況	
名鉄バス及びひまわりバスの達成度	42.2%	50.0%以上	41.9%	×	
【目標値3】市内5つの各拠点における公共交通利用者数の増加					
指標	【指標】主要拠点における運行本数（平日）				
	評価項目	現況値 [2016(H28)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2020(R2)]	達成状況
	前後駅	504本	504本以上	494本	×
	豊明市役所	87本	87本以上	63本	×
	藤田医科大学病院	81本	81本以上	77本	×
	豊明駅	227本	227本以上	230本	○
	中京競馬場前駅	205本	205本以上	204本	×
	【指標】各拠点における一日あたりの公共交通利用者数				
	評価項目	現況値 [2016(H28)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2020(R2)]	達成状況
	前後駅	21,065人	22,940人以上	24,287人	○
	豊明市役所	108人	120人以上	159人	○
藤田医科大学病院	314人	350人以上	980人	○	
豊明駅	4,888人	5,330人以上	5,153人	△	
中京競馬場前駅	9,487人	10,350人以上	9,766人	△	
※鉄道は令和元年度の1日あたり乗降者数					

【目標値4】公共交通に関する情報提供数の増加

【指標】公共交通に関する情報提供

評価項目	現況値 [2016(H28)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2020(R2)]	達成状況
市内公共交通に関する 情報提供媒体数	7	8以上	8	○

【指標】わかりやすさに関する不満度割合（バス利用者アンケート）

評価項目	現況値 [2016(H28)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2020(R2)]	達成状況
乗り継ぎに関する情報や案内	27.3%	20.0%未満	鉄道とバス 25.1% バス相互 25.9%	鉄道とバス△ バス相互△

指標

【目標値5】地域公共交通維持のための取組み・参加意向の向上

【指標】地域主体の組織数

評価項目	現況値 [2016(H28)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2020(R2)]	達成状況
公共交通をはぐくむ 地域主体の組織数	1	3以上	1	×

【指標】地域公共交通維持のための取組み・参加意向（市民アンケート）

評価項目	現況値 [2016(H28)]	目標値 [2021(R3)]	最終評価 [2020(R2)]	達成状況
公共交通を積極的に利用する と考えている人の割合	43.2%	50.0%以上	38.5%	×

指標

5章 豊明市の地域公共交通の課題

(1) 各種調査結果からみた個別課題

調査項目	個別課題等	地域公共交通の集約課題					
		①	②	③	④	⑤	
(1) 地域公共交通網形成計画の評価	1	全体目標の指標「公共交通の年間利用者数」及び「まちづくり指標の達成度」は、現況値から増加・向上するものの目標は未達となっていることから、新型コロナウイルス感染症の予防対策等公共交通を安心して利用できる取組みを実施した上で、利用促進策や公共交通の利便性を向上させるサービスの提供を図る必要がある	●	●	●	●	●
	2	目標1の指標「公共交通相互の乗り継ぎ時間」は乗り継ぎ可能本数は目標を達成するが、「乗り継ぎに関する不満割合」の目標は未達となっていることから、乗り継ぎする際の必要時間・許容時間を把握し、ダイヤ調整等による対応を図る必要がある	●				
	3	目標2の指標「隣接市町を結ぶ路線数」は現況値から増加するものの目標は未達、「市外へ行きやすくすることの達成度」の目標は未達となっていることから、広域的な移動ニーズに対応したバスネットワークの形成やサービスの充実を図る必要がある		●			
	4	目標3の指標「主要拠点における運行本数」は豊明駅を除く4拠点で目標は未達、「各拠点における一日あたりの公共交通利用者数」は3拠点で目標を達成するものの2拠点で目標は未達となっていることから、まちづくり計画における拠点機能の向上と連携しつつ、拠点へアクセスする公共交通サービスの確保や公共交通による拠点利用を促す施策の展開を図る必要がある	●				
	5	目標4の指標「公共交通に関する情報提供媒体数」は目標を達成、「わかりやすさに対する不満割合」は現況値を下回るものの目標は未達となっていることから、乗り継ぎする際に必要な情報・案内を把握し、提供のあり方を検討する必要がある				●	
	6	目標5の指標「地域主体の組織数」及び「地域公共交通維持のための取組み・参加意向」は、両指標とも目標は未達となっていることから、地域主体の組織の立ち上げに向けた支援や取組みへの参加を促す意識を啓発する必要がある			●		●
(2) 豊明市の現状と公共交通サービスの状況	7	本市の人口は平成22年をピークに減少へ転じ、今後も減少傾向は継続することが予測されていることから、公共交通サービスの確保・維持に向けては、市内居住者に市外からの来訪者を加え、公共交通を利用しやすい環境整備や公共交通の利用を促す必要がある				●	
	8	本市に発生集中するトリップの代表交通手段別構成は、公共交通は約1割に留まる一方、自動車は約6割で増加傾向にあることから、環境にやさしく健康増進に資する公共交通への利用転換を促す取組みを展開する必要がある				●	
	9	市南部に3つの鉄道駅を有し、市内には名鉄バス、ひまわりバス、チョイソコ、タクシー及び周辺市町のバスがサービスされることから、これら多様な公共交通相互の連携を高めることで利用増進を図る必要がある		●			
	10	沓掛小学校スクールバスは、日中は老人福祉施設センター等の高齢者向け健康づくりの各拠点の送迎バス「らくらす」として活用されていることから、今後とも教育部門や福祉部門との連携・協力により、効果的かつ効率的な移動手段の確保を継続する必要がある					●
	11	NPOの1団体が福祉有償運送を運行しており、活性化再生法の改正主旨を踏まえた福祉部門との連携のあり方を検討する必要がある					●
	12	藤田医科大学病院は名古屋市との接続の基点、豊明市役所及び前後駅は市内移動の拠点となっていることから、これら主要施設では乗継拠点としての機能・空間を確保することで、公共交通の利便性を向上させる必要がある	●	●			
	13	鉄道及び路線バス利用者数は微増傾向にあるが、ひまわりバスは2019年度(令和元年度)の路線再編以降減少に転じていることから、ひまわりバスのサービス項目別の満足度や改善事項を把握・分析し、利用が促進する施策を展開する必要がある	●			●	
	14	既存公共交通による人口カバー率は本市全体で83%を有するものの東部、南部に交通空白地域が残存することから、地域の移動需要を把握した上で、地域に適した移動手段のあり方を検討する必要がある				●	●
(3) 市民アンケート	15	普段の外出の目的地は「豊明市内」が52%、「名古屋市」が20%の順となっていることから、市民の移動需要に対応するためには、市内の主要集客施設を連絡する路線や、名古屋市方向への広域的な移動需要に対応した公共交通サービスを確保する必要がある		●			
	16	新型コロナウイルス感染症により公共交通の利用頻度が「減少した」または「利用しなくなった」方は35%存在する			●		●
	17	鉄道を「月に数日程度以上」利用する割合は、鉄道駅への所要時間を要する沓掛小学校区で12%(市平均28%)と低く、非利用者の7割の方が自動車・バイクを利用する中、鉄道を利用するための条件として「自宅から乗車駅までの移動手段があれば利用する」が最も高いことから、鉄道駅へアクセスする公共交通手段を確保するとともに自動車からの転換を促す施策を展開する必要がある	●			●	
	18	名鉄バスの利用頻度は市全体で「月に数日程度以上」が8.3%と低く、非利用者の7割は普段の外出に自動車・バイクを利用しており、名鉄バスを利用するための条件は「自宅や目的地から最寄りバス停まで近ければ利用する」が最も高いことから、潜在需要者の利用が可能となるバス停設置箇所の見直しや既存バス停までを連絡する新たなモビリティの導入可能性を検討する必要がある	●			●	
	19	ひまわりバスの利用頻度は市全体で「月に数日程度以上」が4.2%と低く、非利用者の6割は普段の外出に自動車・バイクを利用しており、ひまわりバスを利用するための条件は「自宅や目的地から最寄りバス停まで近ければ利用する」が最も高いことから、潜在需要者の利用が可能となるバス停設置箇所の見直しによるきめ細やかなサービス提供を図る必要がある	●			●	
	20	バスで行きたい施設は、市内では「MEGAドン・キホーテUNY豊明店」、「前後駅」、「藤田医科大学病院」、市外では「イオンモール大高」、「ららぽーと愛知東郷」、「ヒルズウォーク徳重」といった大規模商業施設が挙げられることから、商業施設と連携した公共交通の利用が増進する施策を展開する必要がある		●			
	21	今後のチョイソコとよあけの利用意向は、市全体では「利用しないと思う」が70.7%と主体を占める一方、地域により利用意向割合は異なることから、地域別に移動需要を把握した上で、地域に適した移動サービスを検討・提供する必要がある				●	●
	22	公共交通を維持するための取組みについて、「公共交通を積極的に利用する」が38.5%と最も多い結果であったことから、公共交通の維持の必要性を周知・PRするとともに公共交通の利用を促す取組みを展開する必要がある			●		●
(4) バス利用者アンケート	23	今後(ウィズ・コロナ)の外出について、私用外出や飲食については「やや減る」とする一方、通勤・通学・買物・通院の外出頻度は「変わらない」が多いことから、日常生活の生活需要に対応した公共交通サービスを確保・維持する必要がある			●		●
	24	コロナ対策として交通事業者を実施してほしいことは「車内の消毒」、「定期的な換気」、「混雑情報の提供」が挙げられることから、これら予防対策の実施・情報提供を進めるとともに、「混雑情報の提供」に係る新たな技術の活用等について検討する必要がある			●		
	25	バスのサービスの不満(不満+やや不満)割合が高い項目は、名鉄バスは「運行本数」が52.7%、「鉄道とバスの乗り継ぎの際の待ち時間」が41.8%、「運行時間帯」が35.7%、ひまわりバスは「運行本数」が70.3%、「運行時間帯」が51.5%、「バス停の待合環境」が46.4%とされることから、サービス項目別の満足度を踏まえつつ、対応可能な改善策を検討・実施する必要がある				●	
	26	バスの社会的な役割について、名鉄バスは「通勤・通学等主に朝夕の移動手段」や「市内の各地域と駅を接続し、駅へ行きやすくすること」が重要とされ、達成度も高い結果となっていることから、既存サービスの確保・維持を図る必要がある	●			●	
(5) チョイソコ利用者アンケート	27	バスの社会的な役割について、ひまわりバスは「通院や買い物等主に日中の移動手段」や「市内の各地域と駅を接続し、駅へ行きやすくすること」が重要とされるが、達成度は低い結果となっていることから、路線バスとの役割や機能を明確化した上で達成度を向上するサービスの改善を検討・実施する必要がある	●			●	
	28	利用頻度は「ほとんど使わない」「月に1~2回」の割合が高く、利用しなくなった理由は「使いたい時間に使えない」「使いたい曜日に使えない」「予約が取りづらくなった」となっていることから、現行の運行サービスや予約方法等の改善策を検討する必要がある				●	●
	29	「チョイソコ利用がきっかけで外出するようになった」が19.7%存在することから、チョイソコは移動手段に留まらず、社会参加の促進にも寄与する機能も担っていることを認識し、当該手段の確保・維持に向けたあり方を検討する必要がある	●			●	●
(6) 市民WS	30	チョイソコの満足度(満足+まあ満足)は80.0%と高いことから、現行サービスを維持しつつ、先の利用しなくなった理由に対応したサービスの改善を検討・実施する必要がある				●	●
	31	どの世代にもわかりやすい情報提供や認知度の向上、乗って楽しい工夫が求められており、解決アイデアとして挙げられたバス停の案内情報充実等に対応する必要がある			●	●	●

公共交通を取り巻く社会情勢の変化

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う利用者数、収入の減少や、公共交通の運行を担う運転手不足問題が深刻化しており、事業継続が懸念される
- ・活性化再生法の改正により、地域公共交通計画策定が努力義務化され、自家有償旅客運送、福祉有償運送及びスクールバス等地域の輸送資源の総動員や、既存サービスの改善徹底が促進される
- ・全国的に免許返納者が増加しており、免許返納後の移動手段の確保が求められている中、公共交通の活用が期待される
- ・公共交通分野においても、AIやIoT等の先進技術を活用した自動運転やMaaSの実現が期待される
- ・タクシー事業に係る制度改正により、事前確定運賃や一括定額運賃等柔軟な運賃制度が導入された

豊明市の上位関連計画

- ・公共交通や徒歩・自転車等で移動しやすくすることで、利便性が高く、多様な交通手段で移動できる都市づくりを目指している
- ・都市機能が集積する鉄道駅や市役所等の拠点への円滑な移動を可能にする公共交通ネットワークの形成を目指している

<地域公共交通の集約課題>

- ① 前後駅や市役所等の拠点を中心とした公共交通体系の確保・維持
- ② 周辺市町の主要集客施設立地に伴う新たな広域的移動需要への対応
- ③ 安全安心な利用を可能にする情報提供とサービス維持に向けた利用促進等
- ④ 誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供
- ⑤ 地域特性に応じた移動ニーズへの対応と公共交通維持の仕組みづくり

(2) 集約課題

集約課題①

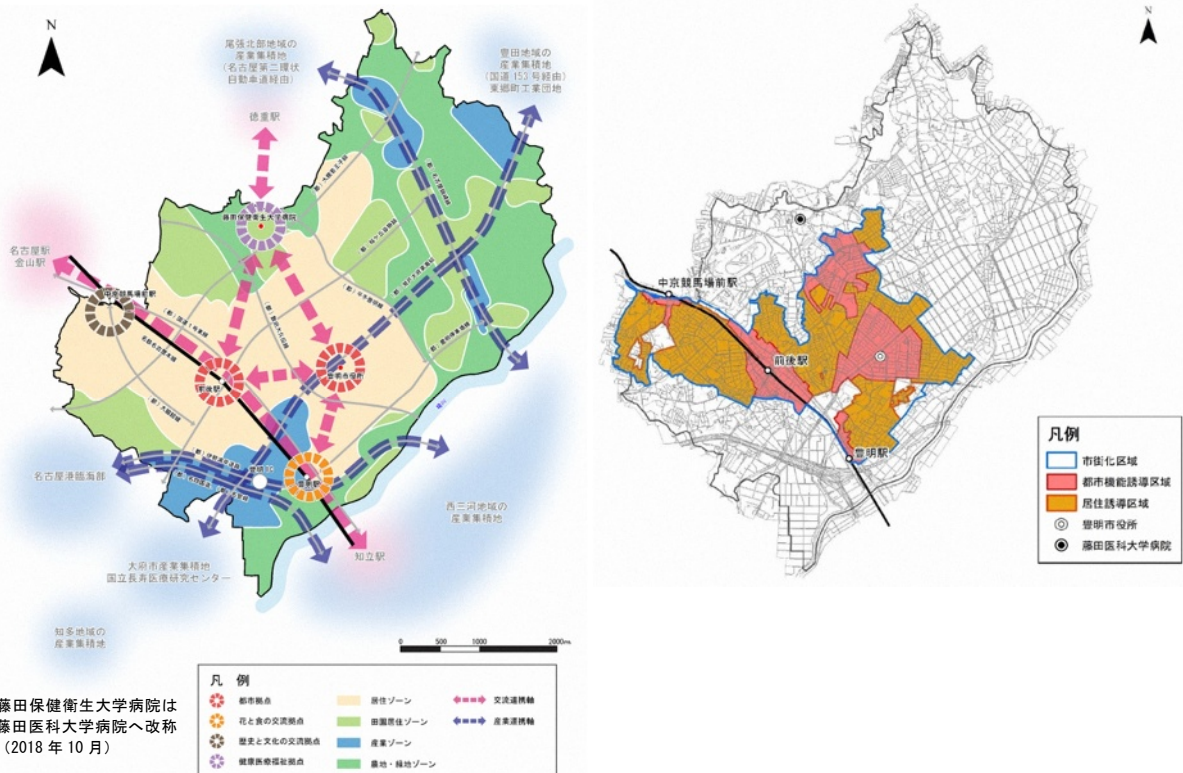
前後駅や市役所等の拠点を中心とした公共交通体系の確保・維持

■まちづくりと連動した前後駅、市役所等の拠点間を効率的に運行する現行運行形態の継続

- ・豊明市立地適正化計画のまちづくりの方向性は、鉄道駅や市役所等の拠点周辺に都市機能を誘導し、その周辺及びその他の都市機能が立地している地域を中心に居住を誘導するものとしています。また、ひまわりバスは前後駅、市役所、藤田医科大学病院の拠点やニーズの多い商業施設と人口密集地を密に循環する路線として、これまで市内の移動のしやすさを充実してきました。
- ・ひまわりバスの利用者数は微増傾向にある中、市内の移動のしやすさに対する満足度は、現況値を上回っています。よって、現行サービスは一定程度受け入れられたと推察されることから、まちづくりと連動した前後駅、市役所等の拠点間を効率的に運行する現行運行形態を継続する必要があります。また、新たな拠点となり得る施設の立地が見込まれる場合には、必要に応じて路線再編を実施する必要があります。

図 将来都市構造図（都市計画マスタープラン）

図 誘導区域の設定図（立地適正化計画）



■市民等の日常的な移動手段として定着する現行公共交通サービスの継続

- ・公共交通の年間利用者数は、鉄道（駅）、名鉄バスの利用者数は増加傾向、ひまわりバスは微増傾向にあります。また、地域主体バスとしてチョイソコとよあけの実証運行を実施し、2019年（令和元年）の年間利用者数は約1万人を観測しています。これらより、豊明市内を運行する現行の公共交通は、市民等の日常的な移動手段として定着していることが伺えるので、今後も現行の公共交通サービスを継続する必要があります。

■デマンド型交通のサービスの継続

・デマンド型交通であるチョイソコとよあけ利用者は、買物・通院等の自由目的での利用を主体とし、多様な交通手段と組み合わせた利用が約 52%（名鉄電車約 51%、名鉄バス約 45%、ひまわりバス約 38%、タクシー約 26%）と多く、市民等の移動手段として機能・利用していることが伺えます。また、チョイソコとよあけが外出のきっかけになった人も約 20%存在しています。よって、チョイソコとよあけのようなデマンド型の交通手段については、路線バスやひまわりバスとの役割分担を図る中で、**持続可能な交通手段として現行のサービスを継続する必要があります。**

■タクシーの積極的な利活用を推進

・利便性向上による利用増進や満足度向上を図るためには、**公共交通の各手段が果たすべき役割や機能を明確化した上で必要とするサービスの改善**を図る必要があります。

・新型コロナウイルス感染症の流行によって外出に不安を感じる方が多く、タクシーによる買い物代行サービスへの需要が高まっており、愛知県内のタクシー事業者でも導入が進んでいます。

・また、24 時間 365 日地域を運行するタクシーの特性を活かし、徘徊する高齢者や行方不明者の捜索、子どもを犯罪から守るための地域の見守り等、タクシーが運行していることそのものの価値を高める活用が期待されます。

・このように、タクシーは鉄道やバスを空間的または時間的に補完する機能に留まらず、買い物代行サービスや行政と連携した新しい取組みにより、**タクシーの積極的な利活用を推進**する必要があります。

集約課題②

周辺市町の主要集客施設立地に伴う新たな広域的移動需要への対応

■前後駅、藤田医科大学病院を交通結節点とした広域的な公共交通ネットワークの確保・維持

・隣接市町との連携強化に資するバス路線相互の接続については、三ツ池や藪田西バス停でのひまわりバスと東郷町じゅんかい君との接続はなくなった一方、大府市循環バスが前後駅へ乗入れたことで、名鉄電車、名鉄バス及びひまわりバスとの乗り継ぎが可能となりました。また、2021年（令和3年）4月1日より、ららぽーと愛知東郷と藤田医科大学病院間を東郷・藤田医大バスが運行しており、藤田医科大学病院で名鉄バス、名古屋市営バス及びひまわりバスとの乗り継ぎが可能となっています。よって、周辺市町との結びつきを強化するためには、**前後駅、藤田医科大学病院を交通結節点とした広域的な公共交通ネットワークを確保・維持**する必要があります。

■前計画で位置づけた広域連携の強化に資する事業の継続

・市民アンケート結果では、バスで行きたい市外施設（上位5位）として、イオンモール大高、ららぽーと愛知東郷、ヒルズウォーク徳重、プライムツリー赤池、イオンタウン刈谷が挙げられています。これら市外の大規模商業施設へは現状、約9割の方が車・バイクを利用しており、バス利用の増進と自家用車利用の削減による交通混雑の緩和を図るためには、市民ニーズと合致したバスサービスの提供を検討・実施する必要があります。

・隣接市町を結ぶ路線数は、現況値の5路線を上回る6路線となりましたが、市外へ行きやすくすることは現況値を下回りました。よって、前計画で位置づけた名古屋市隣接部での名古屋市営バスとの相互連携や、市北部及び東部における隣接市（東郷町、刈谷市）との相互連携について、市民アンケート結果から見た広域的な移動ニーズや、豊明市地域公共交通網形成計画における目標値の達成度を踏まえ、**前計画で位置づけた広域連携の強化に資する事業を継続**する必要があります。

・尾三地区広域公共交通推進協議会・愛知県合同会議において協議している尾三広域連携について、平成29年度に尾三地区における広域的なバス交通に関する調査を実施し、あいち公共交通ビジョンでは、名古屋東部丘陵周辺での広域的公共交通ネットワークの検討が期待されています。このような状況を踏まえ、尾三広域連携に関するより具体的な今後の取組みについて検討・実施していく必要があります。

集約課題③

安全安心な利用を可能にする情報提供とサービス維持に向けた利用促進等

■ウィズ・コロナにおける安全・安心対策と公共交通が選択・利用される取組みの推進

- ・中部運輸局資料によると、管内公共交通の輸送人員は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しましたが、2020年12月には対前年同月比で、鉄道、乗合バスは約80%、タクシーは約60%まで回復しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、以前までの回復は見込めないことから、交通事業者が運営する路線等は収入減少に伴い、事業継続は厳しい状況にあります。
- ・市民アンケートでは、これから（ウィズ・コロナ）のお出かけの変化について、鉄道、バスは約5割、タクシーは約4割減少する意向が示される一方、交通事業者にとって欲しい対策として、車内の消毒、定期的な換気、混雑状況の情報提供は約8割を超えています。
- ・このような状況を踏まえ、市民アンケートで挙げられた車内の消毒や定期的な換気等、公共交通の安全性と利用者の安心を高める予防対策は交通事業者により実施されていますが、安心感を更に高めるためには、混雑状況の情報提供の可能性を検討するとともに、広く市民や利用者へ予防対策の実施状況を周知する必要があります。
- ・また、先の安全・安心対策と合わせて、お出かけの移動手段として公共交通が選択・利用される取組み（インセンティブの付与等）を関係者が連携して検討・実施する必要があります。

図 2020年の鉄道輸送人員の推移
(中部運輸局)

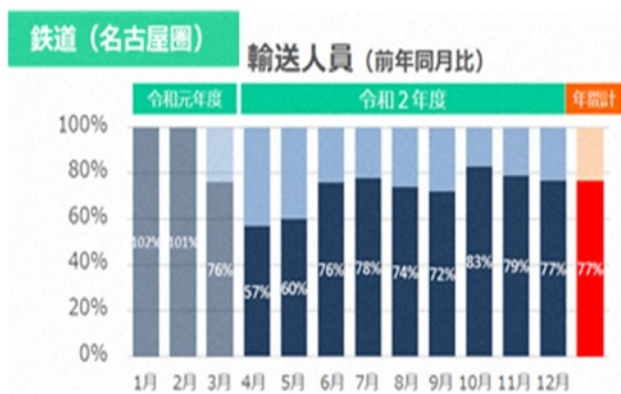


図 2020年の乗合バス輸送人員の推移
(中部運輸局)

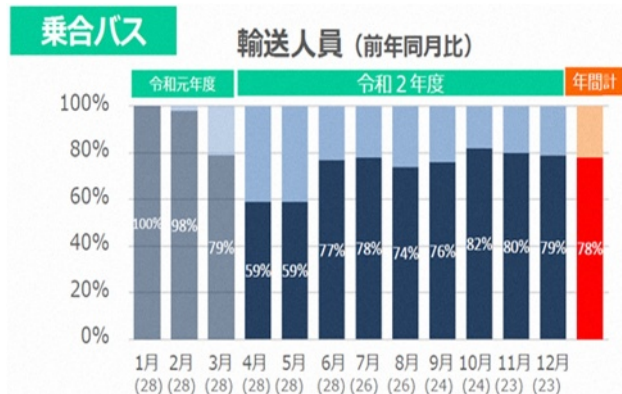


図 2020年のタクシー輸送人員の推移
(中部運輸局)

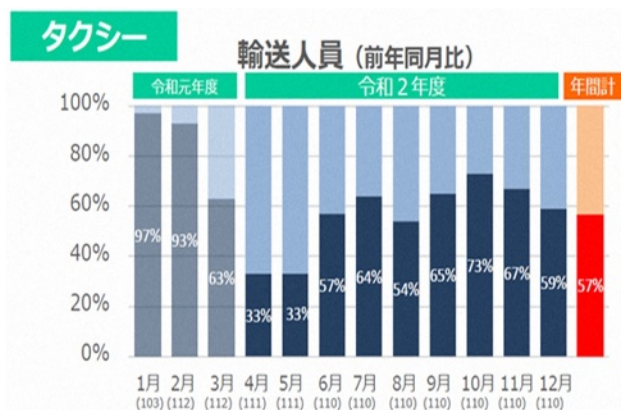
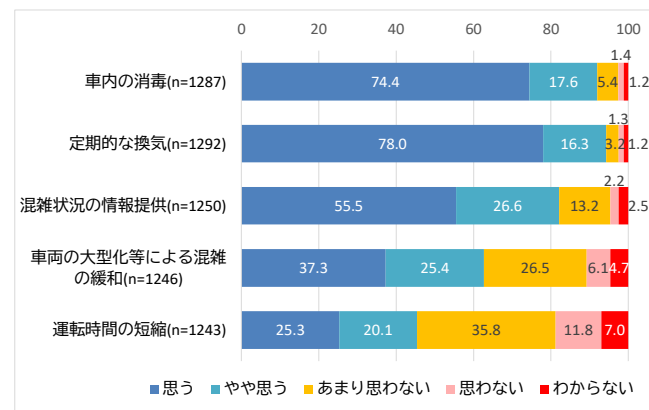


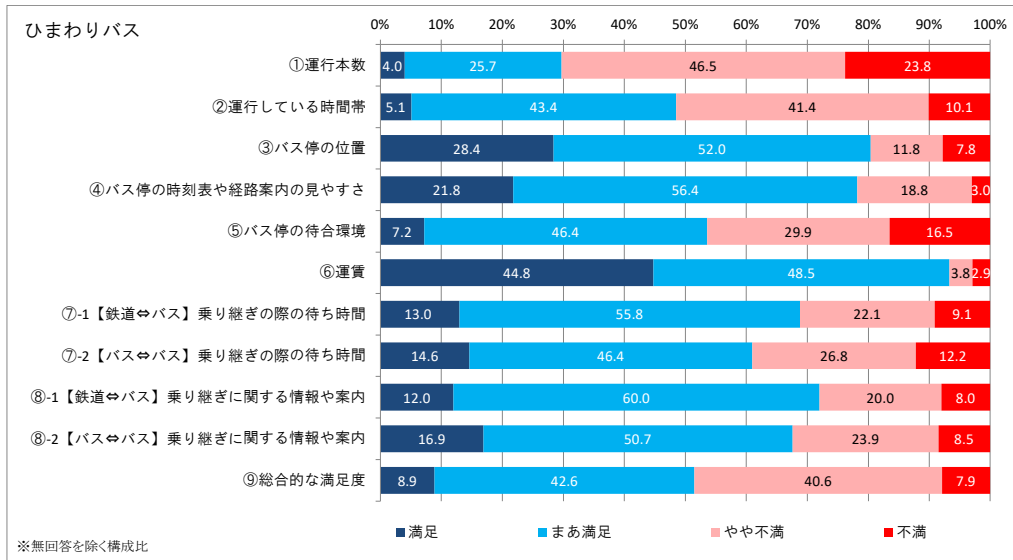
図 ウィズ・コロナにおいて事業者を実施してほしい対策（市民アンケート）



■施設整備による安全・安心な利用環境の確保

・利用者アンケート結果では、ひまわりバスのサービス項目別満足度は「運行本数」「運行時間帯」「待合環境」の項目について不満度が高くなっています。

図 ひまわりバスのサービス項目別満足度（利用者アンケート）



・2021年（令和3年）4月1日に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律が施行され、公共交通施設については、ハードとソフトの両面からバリアフリーを推進していくものとなりました。

図 改正バリアフリー法の概要（国土交通省）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

- 1. 国が定める基本方針**
 - 移動等円滑化の意義及び目標
 - 基本構想の指針
 - 情報提供に関する事項
 - 施設設置管理者が講ずべき措置
 - 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
 - その他移動等円滑化の促進に関する事項
 - 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針
- 2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務**
- 3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進**
 - ▶ ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
 - ▶ 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
 - ▶ 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
 - ▶ 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応答義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)

【バリアフリー基準適合義務の対象施設】

 - 旅客施設及び車両等
 - 道路・路外駐車場(旅客特定車両専用施設を通知)
 - 建築物(公立小中学校を通知)
 - 都市公園
- 4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進**
 - ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
 - ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要)
 - ・定期的な評価・見直しの努力義務

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】

 - 旅客施設を中心とした生活拠点
 - 移動等円滑化促進地区
 - 移動等円滑化促進地区かつ重点整備地区
 - 生活関連施設
 - 生活関連経路
- 5. 当事者による評価**
 - ・高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)

・よって、利用者が快適、円滑に公共交通を利用できるよう、バス停等の待合環境の整備や、バリアフリー化を推進する必要があります。

集約課題④

誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供

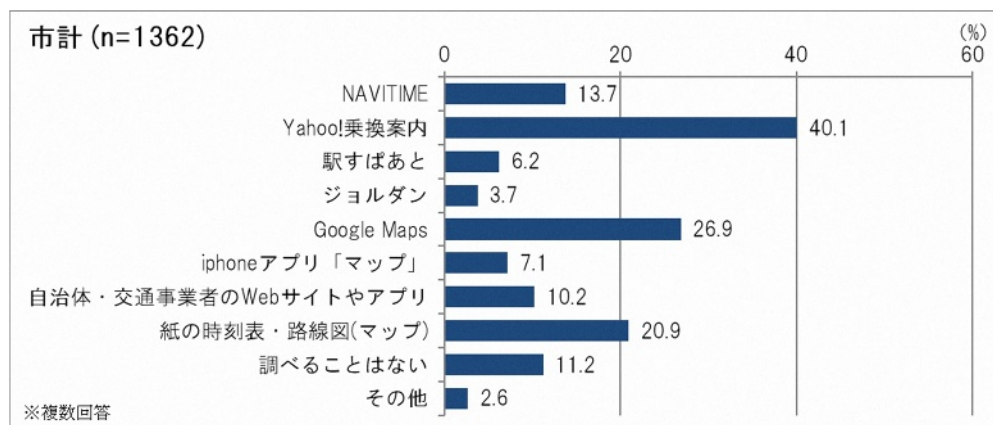
■利用特性を踏まえた乗り継ぎ利便性が向上するダイヤの見直しと情報の提供

- ・公共交通相互の連携において、名鉄バス利用者は鉄道とバスの乗り継ぎ、ひまわりバス利用者はバス相互の乗り継ぎに対して、前回アンケート結果と比較して不満割合は減少するものの、依然、待ち時間や情報提供に対する不満は高い状況にあります。
- ・また、個別路線の改善事項や利便性向上のアイデアとして、名鉄バスは前後駅～藤田医科大学病院間のサービス向上（8時台や17～20時台の増便、シャトルバス化）や名鉄電車との乗り継ぎ可能なダイヤ設定、バス車内での乗継の情報提供等、ひまわりバスは昼間帯の増便やバス相互の乗り継ぎに関する情報提供が挙げられています。
- ・高齢者や障がい者の移動時間も考慮して乗り継ぎに必要な時間を検討するとともに、**利用特性を踏まえた公共交通相互の乗り継ぎ利便性が向上するダイヤの見直しや情報の提供等**、必要な改善を検討・実施する必要があります。

■路線図やダイヤ等のオープンデータ化の推進

- ・市民アンケート結果では、鉄道やバスを利用する際に検索する手段は、Yahoo!乗換案内が約40%と最も多く、次いでGoogle Map約27%、紙の時刻表・路線図（マップ）の順となっています。また、検索する情報は、ダイヤ（時刻表）が約73%と最も多く、次いで、路線図、所要時間の順となっています。
- ・市内公共交通に関する情報提供媒体についてはオープンデータ化未実施の事業もあるため、ネットワーク全体としての経路検索は困難な状況にあります。
- ・よって、経路検索等において公共交通が選択可能な交通手段となるよう、市内を運行する公共交通の**路線図やダイヤ等のオープンデータ化を推進**する必要があります。
- ・一方で、市民ワークショップでは、スマートフォン利用者を対象とした情報提供が主体となっているという意見が挙がっており、**誰もがわかりやすい情報提供方法を検討**する必要があります。

図 鉄道やバスを利用する際に検索する“手段”（市民アンケート）



■高齢者や障がい者も利用しやすい交通手段の提供

- ・利用者の大半が高齢者や障がい者を占める、チョイソコとよあけの満足度（満足+まあ満足）は約 80%と高い値を示しています。
- ・チョイソコとよあけは、名鉄電車、名鉄バス、ひまわりバス、タクシーの端末交通としての利用が見られ、公共交通ネットワークを形成する地域の重要な交通手段として、2021年（令和3年）4月1日より本格導入しています。
- ・このように、**高齢者や障がい者も使いやすい交通サービスの提供を継続し、利用を促進していく施策が必要です。**



■新たなモビリティサービスの可能性や方向性の検討

- ・市民アンケート結果では、鉄道やバスの情報検索と一体的に提供されたら便利になると思う情報は、目的地周辺の施設案内が約 58%と最も多く、次いで目的地周辺店舗の広告が約 27%、観光・イベント情報が約 26%の順となっています。
- ・近年、新たなモビリティサービスとして、出発地から目的地までの各種サービスの検索・予約・決済が一括して行える MaaS の実装に向けた取組みが各地で実証されています。
- ・これら取組みを踏まえつつ、先の公共交通のオープンデータ化と合わせ、尾三地区広域として必要とされる情報やサービスを選定した上で、**MaaS の研究を継続する**必要があります。
- ・尾三地区南部は、2020年度（令和2年度）の「スマートモビリティチャレンジ」プロジェクトの支援対象地として選定され、様々な情報を活用してデマンド型交通の運行制度を向上するとともに、他の移動サービスとの連携を行うことで、自動車からの手段転換や混雑回避効果について検証する取組みを実施しています。これらを通じた**新たなモビリティサービスの取組みの可能性や方向性を検討**する必要があります。

■公共交通の利便性が高まり、利用増進へと繋がる取組みの展開

- ・これまでに実施してきた各種事業に加え、公共交通の利用経験を踏まえた利用環境の改善や利用促進のアイデアを抽出・整理し、**公共交通の利便性が高まり、利用増進へと繋がる取組みを積極的に展開**する必要があります。

表 利用者アンケートで挙げられた利便性向上のアイデア

	利用環境の改善・利用促進に係る事業やアイデア
利用者アンケート （自由意見）で 挙げられた取組み	<名鉄バス・ひまわりバス> ・バス停の待合環境の改善 ・バス停の時刻表や経路案内の見やすさの改善 ・乗り継ぎに関する情報や案内の提供・充実 ・バス車内での乗り継ぎ情報の提供 ・電車とバスの共通チケットの導入、定額制
	<チョイソコとよあけ> ・休日運行、運行時間帯の拡大 ・乗継割引、定額制

集約課題⑤

地域特性に応じた移動ニーズへの対応と公共交通維持の仕組みづくり

■交通空白地域の移動ニーズに応じた、適切な地域交通手段の選定

- ・現在ひまわりバスは、前後駅、市役所、藤田医科大学病院の拠点やニーズの多い商業施設と人口密集地を密に循環する路線を中心に、運行範囲を効率的にまとめたコンパクトでわかりやすい運行を基本方針としています。ひまわりバスのサービス圏域から外れる北部、東部等の地域は、地域が主体となって各地域の移動ニーズに応じた運行方式を検討し、地域と行政が連携して隣接市町への乗り入れを含み、地域路線の運行を検討するものとし、一部区域では、チョイスコとよあけによるデマンド型交通の実証運行を通じた新たなモビリティサービスの導入を図ることができました。
- ・2020年度（令和2年度）に活性化再生法の一部改正が施行され、自家用有償旅客運送等を含めた地域における輸送資源の総動員により、地域に最適な旅客運送サービスを検討・選定する視点が加えられました。
- ・これらより、上記法改正の主旨を踏まえつつ、人口集積や主要集客施設の立地が少なく、既存の公共交通サービスの維持が困難な地域として交通空白地が残存する東部、南部地域の移動ニーズに応じた、適切な地域交通手段の選定に向け、行政と地域住民が協力・連携した取組みを推進する必要があります。

図 活性化再生法の一部改正の概要抜粋（国交省）

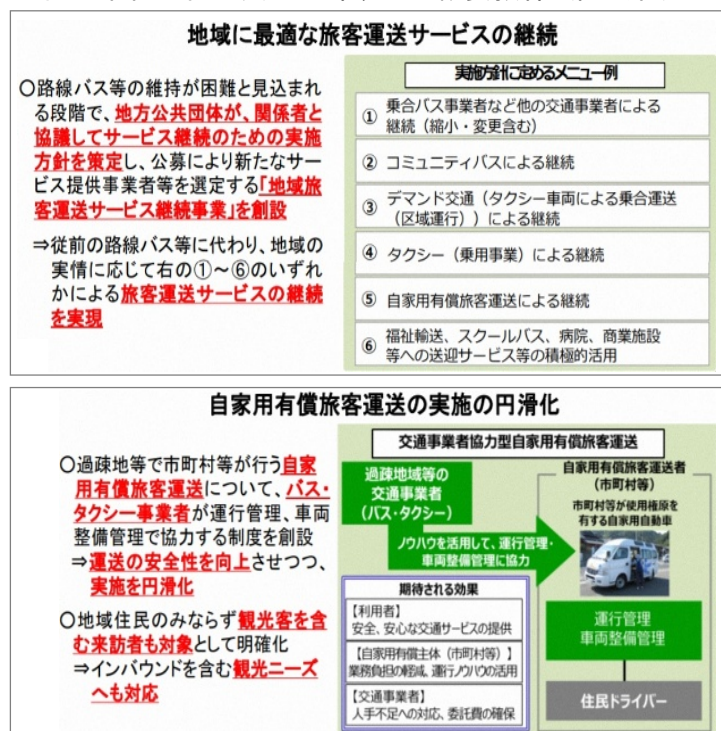
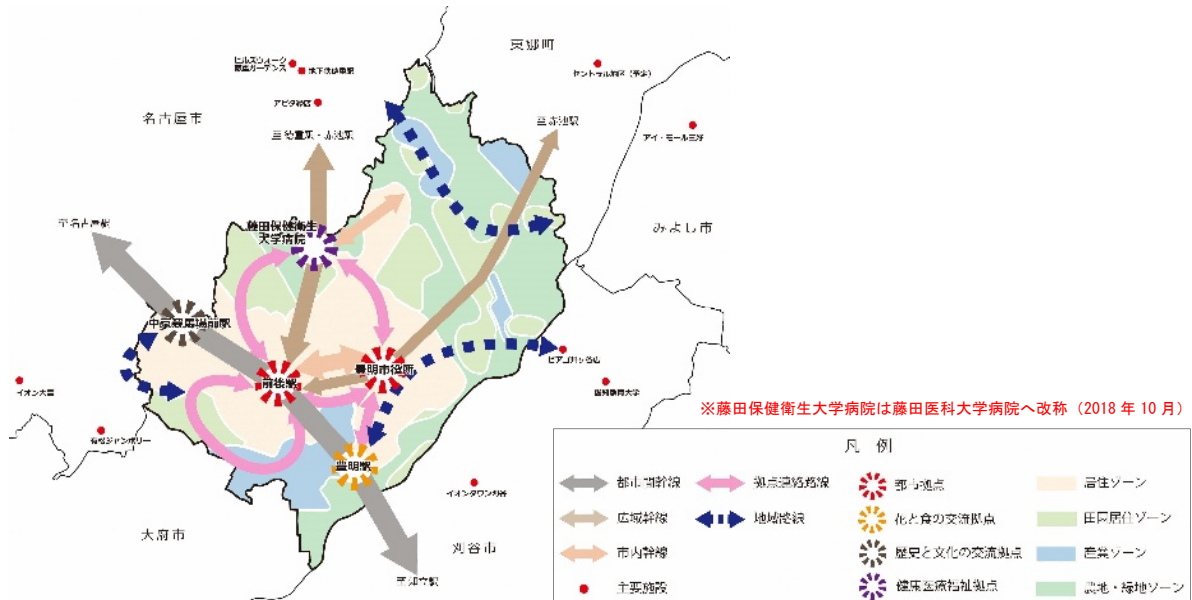


図 網形成計画における地域公共交通計画の形成方針（地域路線）



■多様な関係者が連携・協働し、公共交通を育む仕組みを構築・支援

- ・多様な主体の連携・協働による取組みとして、これまで勅使台区地域公共交通改善実行委員会の設立、協議、徳重駅への乗り合いタクシーの実証実験の実施や、教育機関と連携した小学生を対象とするバスの乗り方教室・交通安全教室の実施等、様々な取組みを実施してきました。
- ・市民アンケート結果では、公共交通の維持に向け、公共交通を積極的に利用すると考えている人の割合は約39%と現況値を下回りましたが、利用者アンケート結果では、約84%と多くの方が公共交通を積極的に利用すると回答しています。
- ・よって、公共交通の必要性・重要性に対する意識改革とともに、公共交通への行動変容を促すモビリティ・マネジメントを展開する必要があります。
- ・また、公共交通の必要性・重要性については、公共交通を単なる移動手段として捉えるのではなく、都市の活性化や地域間の交流、環境や健康にやさしい交通等、市民（地域）、交通事業者、関係団体（町内会、市民団体等）及び行政といった**多様な関係者が連携・協働し、公共交通を育む仕組みを構築・支援**する必要があります。

図 公共交通の維持に向けた取組み
(市民アンケート)

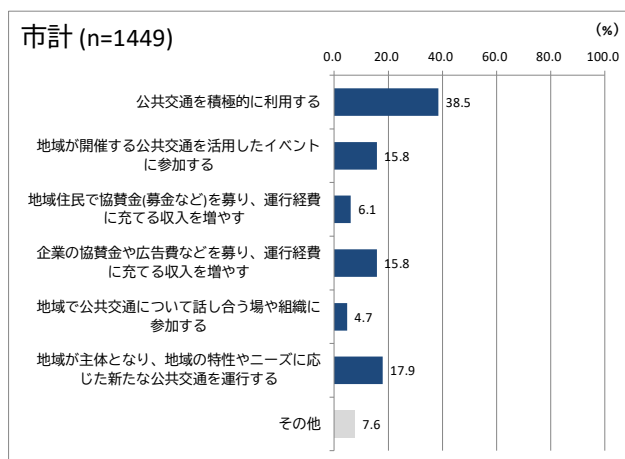
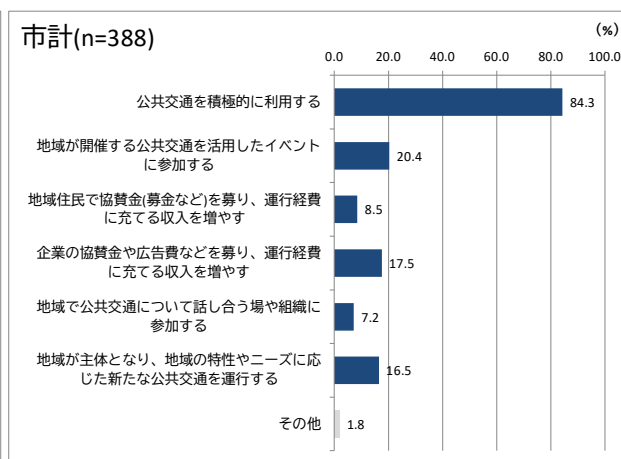


図 公共交通の維持に向けた取組み
(利用者アンケート)



6章 豊明市の公共交通のめざす姿と基本方針

(1) 豊明市の公共交通のめざす姿

第5次豊明市総合計画では、「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」をまちの未来像に掲げ、公共交通に関連する目標（めざすまちの姿）として、「交通の利便性がよく、市外から人が移り住んだり、通勤・通学している」を設定しています。第3次豊明市都市計画マスタープランでは、将来都市像として、コンパクトにまとまった生活圈や高い都市機能集積、豊富な自然資源・歴史文化資源といった都市構造上の特徴や魅力をもとに、暮らしやすさを維持・向上させるとともに、経済的にも自立した都市づくりを進めることを基本理念に、「市民のしあわせを支え続け、未来に向かって活気と活力を生み出す都市」をめざし、将来都市構造として拠点（都市拠点、花と食の交流拠点、歴史と文化の交流拠点、健康医療福祉拠点）とそれを結ぶ交流連携軸を定めています。

また、公共交通は、単なる移動手段のみならず、人々の外出機会を創出し、人と人が交流する場を提供する役割も担っています。

2020年（令和2年）から流行している新型コロナウイルスの影響により、公共交通の利用者は大きく減少し、交通事業者は厳しい経営状況に置かれています。現在のサービス水準を維持するために、ウイルスに対する正しい理解や、安全安心な利用環境整備等、利用者を確保・維持する取組みが必要です。また、高齢化のさらなる進展や高齢者の免許返納の増加によって、公共交通の役割は大きくなっています。

これらより、豊明市がめざすまちの未来像の実現を支援するため、鉄道、路線バス、コミュニティバス、チョイソコ、タクシー及び新たなモビリティ等多様な公共交通が相互に連携し、市民の市内外の日常的な生活行動や地域の移動ニーズに応じた公共交通ネットワークの形成が公共交通の役割と考え、「公共交通が 人と人をつなぐ しあわせのまち」を交通将来像とします。

将来的にも公共交通を確保・維持するため、市民（地域）、交通事業者、関係団体（町内会、市民団体等）及び行政といった多様な主体がそれぞれの立場を尊重しつつ、相互に連携し、一緒になって公共交通を支える取組みを実施することで、市民生活の充実と地域の活力に必要な公共交通を育むものとしします。

(2) 公共交通の機能分類

豊明市の公共交通に関わる関係者が連携・協働して施策を実施するため、地域公共交通ネットワークを構成している鉄道、バス、タクシー等の機能分類を整理し、各々の役割分担を明確にします。

幹線に位置付けられる公共交通（民間路線）は交通事業者がサービス確保に向け、主体的な取り組みを実施し、行政は幹線と接続する支線の運行支援や、幹線を含めた利用促進施策を展開するものとします。

図 豊明市の公共交通ネットワークイメージ

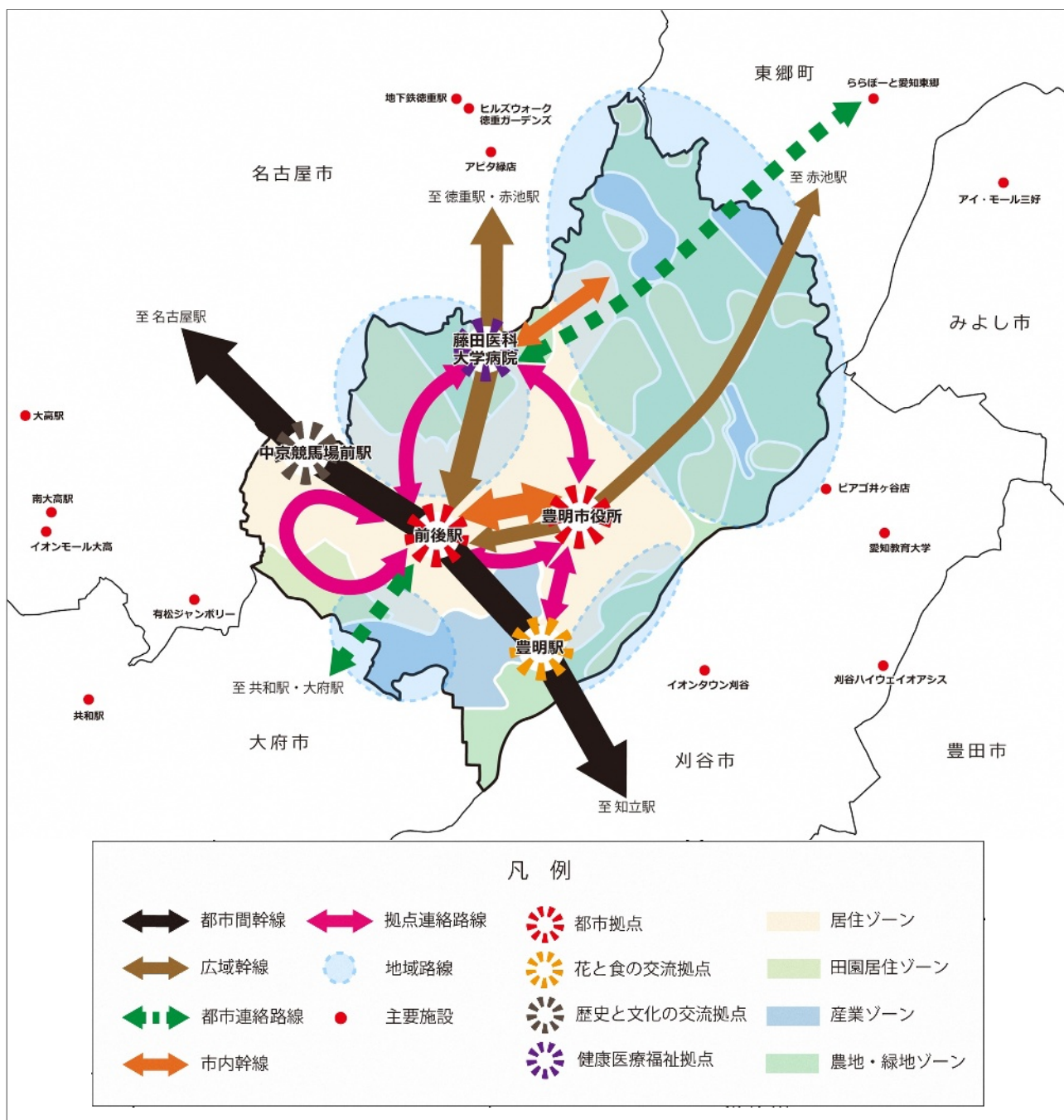


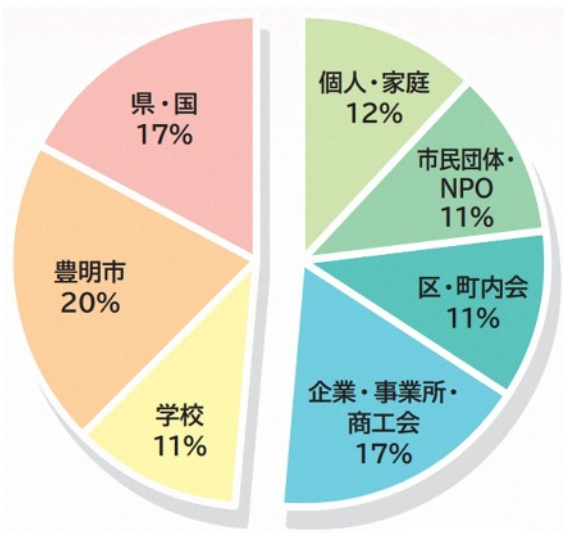
表 公共交通の機能分類

機能分類	機能	役割	該当路線
都市間幹線	本市と名古屋方面、豊橋方面の市町を結ぶ都市間移動	通勤、通学、買物、観光等の広域的な移動ニーズに対応	名古屋鉄道名古屋本線
広域幹線	本市と名古屋市、東郷町、日進市等を結ぶ、市域を超えた移動	通勤、通学、買物、通院等の都市間の移動ニーズに対応	名鉄バス 名古屋市営バス
都市連絡路線	本市と大府市、東郷町を結ぶ、市域を超えた移動	通勤、通学、買物、通院等の都市間の移動ニーズに対応	ふれあいバス (大府市) 東郷・藤田医大バス (東郷町)
市内幹線	市内の都市拠点をはじめとした市内拠点間の移動	通勤、通学、買物、通院等の移動ニーズに対応	名鉄バス
拠点連絡路線	市内の各拠点間及び主要施設間の移動	買物、通院等の地区間の移動ニーズに対応	ひまわりバス
地域路線	地域と各拠点、主要施設を結び、市内幹線や拠点連絡路線と接続	高齢者の買物、通院等の際のラストワンマイル等、各地域のニーズに応じた移動手段により、地区内の様々な移動ニーズに対応	チョイソコとよあけ (新たなモビリティ) タクシー
個別輸送	上記公共交通ではカバーできない移動	個別の移動ニーズに対応	タクシー 福祉タクシー

(3) 各主体の役割

豊明市の公共交通に関する取組みは、公共交通に関わる関係者が連携・協働して実施していく必要があります。

図 第5次豊明市総合計画におけるめざすまちの姿【交通の利便性がよく、市外から人が移り住んだり、通勤・通学している】の役割期待値

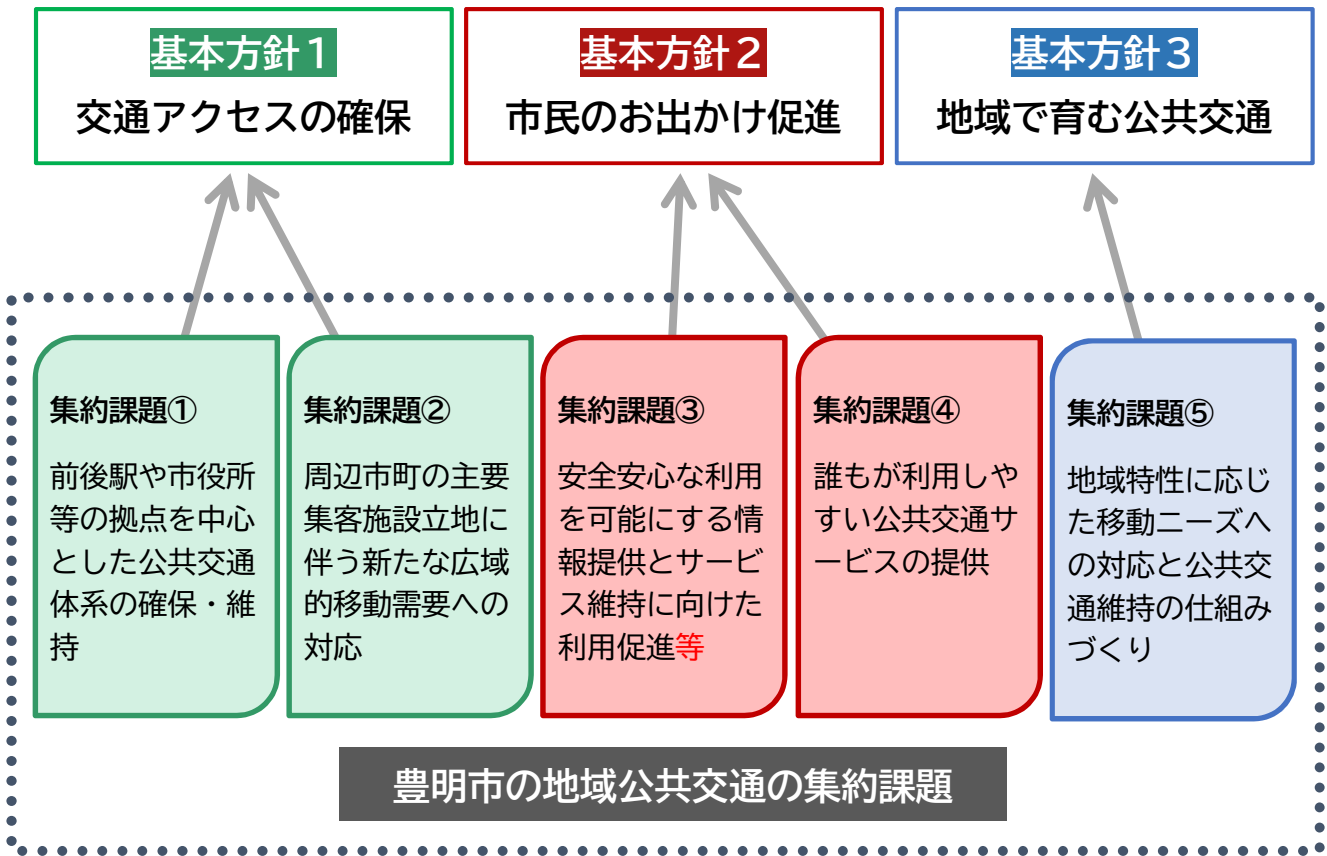


(4) 基本方針

豊明市の交通将来像

「公共交通が 人と人をつなぐ しあわせのまち」

豊明市の地域公共交通の基本方針



【SDGsの推進について】

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。（外務省HPより抜粋）



7章 基本方針ごとの方向性・評価指標・実施事業

(1) 基本方針1

基本方針1



交通アクセスの確保

鉄道、路線バス、ひまわりバス、チョイソコ、タクシー等の多様な公共交通が相互に連携を深め、前後駅や豊明市役所等の拠点中心の公共交通体系と広域的な公共交通ネットワークを確保・維持します。

1) 地域公共交通の課題

集約課題①

前後駅や市役所等の拠点を中心とした公共交通体系の確保・維持

集約課題②

周辺市町の主要集客施設立地に伴う新たな広域的移動需要への対応

2) 評価指標

評価項目	目標値 2026(R8)	現況値
【指標1】※1 公共交通全体の年間利用者数	1,536.4万人	1,474.4万人 (2019(R1))
【指標2】※2 (第5次豊明市総合計画) まちづくり指標の達成度 「交通アクセスが良くなったと思う市民の割合」	74.5%	63.8% (2021(R3))

※1 鉄道は駅別乗降者数、名鉄バス・ひまわりバス・チョイソコは利用者数。

※2 2020年度(令和2年度)は新型コロナウイルス感染症により公共交通利用者が大きく減少しているため、目標値は各路線の2019年度(令和元年度)利用者数を現況値として、総合計画にて位置付けられた人口増加率を踏まえて設定。

※ 算出根拠については、P72・P73を参照。

3) 取組みの方向性

①市内の公共交通ネットワークの確保・維持

- ・豊明市役所、名鉄前後駅、藤田医科大学病院といった主要施設を中心とした現在の公共交通サービスを継続します。
- ・市民の外出機会を増やすため、デマンド型交通を持続可能な交通手段として確保・維持します。
- ・タクシーは、鉄道やバスを空間的または時間的に補完する公共交通としての活用を継続しつつ買い物代行サービスの導入の検討や、行政と連携した取組みを実施していくことでタクシーが市内を運行していることそのものの価値を高め、利用者ニーズにきめ細かく対応する交通手段として確保・維持に繋がります。
- ・2022年（令和4年）4月から新たに「にぎわいの拠点」となる『豊明市共生交流プラザ』が開館するため、交通の新たな拠点として、バスロータリーを整備し、停留所を設置します。
- ・これらの検討に当たっては、新たなモビリティサービスの取組みの可能性や方向性も検討します。



②都市間の公共交通ネットワークの確保・維持

- ・名鉄前後駅、藤田医科大学病院を交通結節点として、大府市の循環バス、東郷町の東郷・藤田医大バスが豊明市へ乗入れており、広域的な公共交通ネットワークを確保・維持していきます。
- ・名古屋市や尾三地区（豊明市、東郷町、みよし市、日進市、長久手市）、大府市等、市民の移動需要に対応した広域的な公共交通ネットワークの形成を目指します。
- ・尾三地区広域での交通計画の策定の可能性や、尾三地区広域における幹線の在り方等、関係団体及び尾三地区市町村と連携し、尾三地区広域公共交通推進協議会において MaaS の研究も含め、協議を継続します。

4) 目標を達成するための事業

①公共交通の確保・維持・改善

市内及び広域的な公共交通ネットワークを確保・維持・改善するため、今後も以下の考え方にに基づき、関係する路線の確保・維持・改善に向けた取組を進めます。

表 公共交通の機能分類別のサービス確保の考え方

機能分類	サービス確保の考え方	運行主体
都市間幹線	・ 需要に応じたサービスの提供継続	名古屋鉄道名古屋本線
広域幹線	・ 需要に応じたサービスの提供継続	名鉄バス 名古屋市営バス
都市連絡路線	・ 需要に応じたサービスの提供継続	ふれあいバス (大府市) 東郷・藤田医大バス (東郷町)
市内幹線	・ 需要に応じたサービスの提供継続	名鉄バス
拠点連絡路線	・ 概ね1時間に1本の運行頻度を確保 ・ 各拠点において、都市間幹線、広域幹線、都市連絡路線、市内幹線、地域路線との乗継利便性の確保に留意したダイヤを設定 ・ 運行時間帯は、各拠点及び主要施設の利用時間帯や行き帰りの利便性を踏まえ設定	ひまわりバス
地域路線	・ 需要に応じたサービスの提供継続 ・ 交通空白地域や移動に困難な地域においては、地域住民、行政が連携しながら、定時定路線またはデマンド型交通の導入を検討 ・ サービス内容は地域のニーズや実状を踏まえ、地域が主体的に設定 ・ 広域幹線、市内幹線、拠点連絡路線との連携を考慮したルート及びダイヤを設定 ・ 広域幹線、市内幹線、拠点連絡路線との乗継利便性の確保に留意したダイヤを設定	チョイソコとよあけ (新たなモビリティ) タクシー
個別輸送	・ 需要に応じたサービスの提供継続	タクシー 福祉タクシー

(2) 基本方針2

基本方針2



市民のお出かけ促進

市民のお出かけを促進するため、安全・安心な利用環境を整え、誰もが利用しやすい交通サービスを提供します。

1) 地域公共交通の課題

集約課題③

安全安心な利用を可能にする情報提供とサービス維持に向けた利用促進等

集約課題④

誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供

2) 評価指標

評価項目	目標値 2026(R8)	現況値
【指標3】 (第5次豊明市総合計画) まちづくり指標の達成度 「市内の移動がしやすくなったと思う市民の割合」	74.3%	65.1% (2021 (R3))
【指標4】 チョイソコの外出促進イベントの年間参加人数(延べ人数)	233人/年	97人/年 (2020 (R2))

※ 算出根拠については、P73・P74を参照。

3) 取組みの方向性

①わかりやすい情報提供

- ・各拠点において、利用特性を踏まえたダイヤの見直しや情報の提供、待合環境の整備により乗継利便性を向上させることで、鉄道と路線バス、路線バスとひまわりバス、ひまわりバスとチョイソコ、鉄道とタクシー等、公共交通の各路線相互の連携を高めます。
- ・多様な公共交通の連携強化にあたっては、各路線の特性を整理し、その役割や機能を明確にすることで、役割の重複を避けた効率的な運行を目指します。

②公共交通の利用誘導

- ・自家用車から公共交通への利用転換を促進するため、交通事業者と連携した利用促進策を実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した公共交通利用者数及び収入を回復し、今後も安定的なサービスを維持していくため、公共交通事業者が感染予防策として行っている車内の消毒、換気等の実施を継続します。また、感染予防策の実施状況を市民や利用者へ広く周知・PRすることで、公共交通への利用促進を図ります。
- ・ウィズコロナ・アフターコロナにおいて、安全・安心に公共交通を利用するための施策を市民や利用者の意見を参考に検討、実施します。
- ・高齢者や障がい者が使いやすいノンステップ車両を導入したり、満足度について高い評価を得ているチョイソコとよあけを一つのモデルとして、市民が自由にお出かけできるための交通手段の提供を目指します。
- ・前計画に基づいて実施してきた各種事業に加え、利用者アンケートや市民ワークショップから得られた、利用経験を踏まえたアイデアを整理し、新たな利用促進策として検討・実施します。

③バスへの愛着（マイバス意識）の向上

- ・市のイベント時やその他各種イベント時において、行政・市民・関係団体と連携し、ひまわりバスの無料化や利用促進キャンペーンを実施することで、意識醸成を図ります。
- ・ひまわりバスの車両更新時には、バスへの愛着を高めるため、市民公募によるバス車両のデザイン案を検討します。

4) 目標を達成するための事業

公共交通の利便性を高めるための環境整備と併せて、利用促進や啓発等の事業を実施し、市民の理解を深め、公共交通を育んでいく必要があります。なお、公共交通の利用促進・啓発事業は多様な主体が連携して実施し、対象者には、豊明市を訪れる観光客等も含めるものとします。

①公共交通に関するわかりやすい情報提供

行政と交通事業者の連携の下、積極的に公共交通利用に係る情報を提供します

- ・公共交通利用者への情報提供
主要拠点において、バスロケーションシステムに接続する二次元コードや、乗継案内、タクシー会社の連絡先等を掲載した総合案内板を設置し、乗り継ぎや待ち時間に関する情報を充実させます。
- ・バスマップの設置・配布
バス運行の認知度を高め、気軽に利用していただくため、バスマップをスーパー、病院、薬局などの主要な集客施設に設置するとともに、市広報、町内会などを通じて配布します。
- ・公共交通を利用していない人への情報提供
市広報紙や市ホームページへの公共交通の路線図や時刻表等公共交通に関する情報を充実します。また、転入者等を対象に、路線図・時刻表を配布します。

図 主要拠点でのバス運行情報の提供【安城市】
(地域公共交通確保維持改善に関する自己評価資料 2017)



行政と交通事業者の連携の下、わかりやすい公共交通案内を実施します

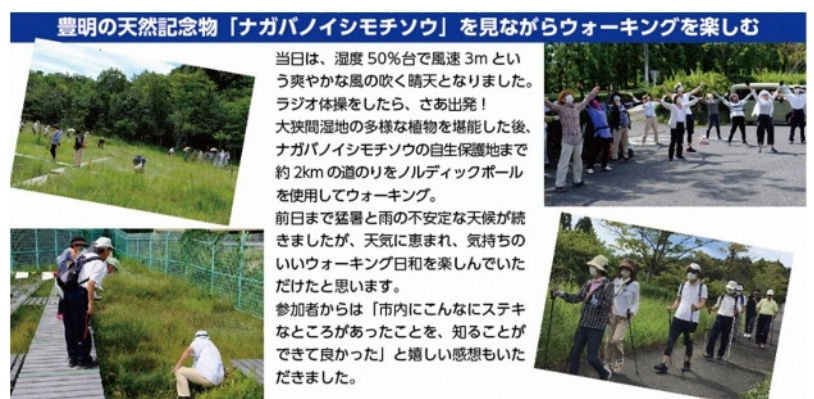
- ・わかりやすい情報提供システムの運用
バスロケーションシステムの運用を継続するとともに、DXを活用したわかりやすい経路検索等を検討します。
- ・車両や施設のわかりやすさ向上
ひまわりバス車両や前後駅、市役所等の乗継拠点施設の案内表示を改善し、利用者が行き先や路線を間違えないような路線表示とします。

②公共交通の利用誘導

行政、企業、交通事業者の連携の下、商業施設との連携を図ります

- ・外出促進イベントの実施
チョイソコとよあけの協賛企業と連携し、外出促進イベント等を実施します。

図 チョイソコお出かけイベント (チョイソコ通信 vol. 28)



行政、教育機関、交通事業者の連携の下、教育機関との連携を図ります

- ・子どもへの交通教育
保育園、小学校等にて、親子で参加できるバスの乗り方教室等や、交通すごろく等のゲームを通じた教育を実施します。



図 乗方教室【豊明市】
(豊明市資料)

行政と交通事業者の連携の下、割引運賃や企画切符等の導入・案内を推進します

- ・割引運賃や企画切符の周知
ひまわりバスの乗継券の発行を継続するとともに、イベント・企画切符や回数券を導入し、周知PRを実施します。

行政と交通事業者の連携の下、高齢者等に向けた環境整備と制度の拡充を推進します

- ・安全・安心な利用に向けた乗務員教育
車いすの乗降時の介助や取扱い講習等を実施します。
- ・免許返納者への支援
免許返納者に対する優遇措置を継続し、免許返納窓口で優遇措置の案内を実施します。
- ・高齢者や障がい者等への支援
高齢者定期券や障がい者、要介護者向けのタクシーチケットの配布を継続します。また、ゴールドパス・シルバーパス等の高齢者向けの補助制度の適用範囲をひまわりバスにも拡充します。

市民と行政の連携の下、公共交通の利用促進を図ります

- ・地域の各種団体への出前講座
市が老人クラブをはじめとした各種団体に出向き、バス利用説明会や試乗会等を企画・実施します。その中で、よく利用する目的地への行き方をマイ時刻表として作成します。

行政と交通事業者の連携の下、乗継・待合環境を改善します

- ・乗継、待合環境の改善
前後駅や市役所等のひまわりバスの乗継拠点は、スムーズな乗り継ぎのための案内板や路面標示の設置とともに、バリアフリー化を進めます。

行政と交通事業者の連携の下、パーク&ライド、サイクル&ライドを推進します

- ・駐輪場整備

自転車利用を促進するため、市役所等の主要拠点やバス停等の駐輪場を整備します。

行政と交通事業者の連携の下、キャッシュレス決済を導入します

- ・キャッシュレス決済の導入

ひまわりバスにキャッシュレス決済サービスを導入します。

行政と交通事業者の連携の下、車内の消毒・換気等を継続的に実施します

- ・消毒・換気等の継続

安全に、安心して公共交通の利用ができるように、車内の消毒や換気等を継続して実施し、市は広報等により周知・PRを実施します。

行政と交通事業者の連携の下、ノンステップ車両を継続的に導入します

- ・ノンステップ車両の導入

車両の更新が見込まれるひまわりバスについて、更新車両においても、現行と同様にノンステップ車両を導入します。

③バスへの愛着（マイバス意識）の向上

行政と関係団体の連携の下、公共交通の利用促進を図ります

- ・イベント時の利用促進

市のイベント時はひまわりバスを無料化します。また、商業振興、観光振興を目的とする関係団体と連携し、その他各種イベント時にも、公共交通の利用促進キャンペーンを実施し、公共交通マップと観光マップの融合も検討します。

行政、企業、関係団体の連携の下、企業と連携した取り組みを実施します

- ・広告やネーミングライツによる収入確保

ひまわりバス等の車体へのラッピングや、運転席上部モニター等への広告掲載や、バス停のネーミングライツによって収入を確保します。

市民と行政の連携の下、市民による各種活動を実施します

- ・乗っていて楽しい案内や環境整備

ひまわりバス車内に市内の学生が描いたマンガやイラストを掲示するなど、乗って楽しい工夫をします。また、駅やバス停周辺等の清掃、緑化等の環境整備を実施します。

(3) 基本方針3

基本方針3



地域で育む公共交通

地域特性に応じた公共交通の維持活性化のため、先進地区の取り組みをはじめとする多様な主体の連携・協働による地域公共交通を育む仕組みを構築・支援します。

1) 地域公共交通の課題

集約課題⑤

地域特性に応じた移動ニーズへの対応と公共交通維持の仕組みづくり

2) 評価指標

評価項目	目標値 2026(R8)	現況値
【指標5】 多様な主体が連携・協働した取組みの件数	75件 (2022 (R4) ～2026 (R8)累計)	14件 (2020(R2)実施件数)

※ 算出根拠については、P74を参照。

3) 取組みの方向性

①地域主体組織の立ち上げと支援

- ・地域住民が主体となり公共交通をはじめとした地域の交通問題に対する地域内での議論を深め、地域によって異なるバスの利用特性や地域特性に応じた移動ニーズへの対応が可能となる公共交通サービスを検討する等、地域で公共交通を育む活動に対して技術的な支援を行います。

②多様な関係者の連携・協働の推進

- ・市民、商業施設、教育機関、関係団体、企業、交通事業者及び行政が相互に連携し、公共交通の利用促進に向けた取組みを実施します。
- ・市民、商業施設、教育機関、関係団体、企業、交通事業者及び行政が相互に連携し、一緒になって公共交通を支える取組みを検討・実施する仕組みを構築・支援します。
- ・地域主体の取組みに加え、福祉有償運送やスクールバス等、既存の輸送サービスを継続し、個別のニーズに対応します。
- ・単なる移動手段としてだけでなく、地域の人をつなぐ「交流の場」としての役割を担える公共交通を目指します。

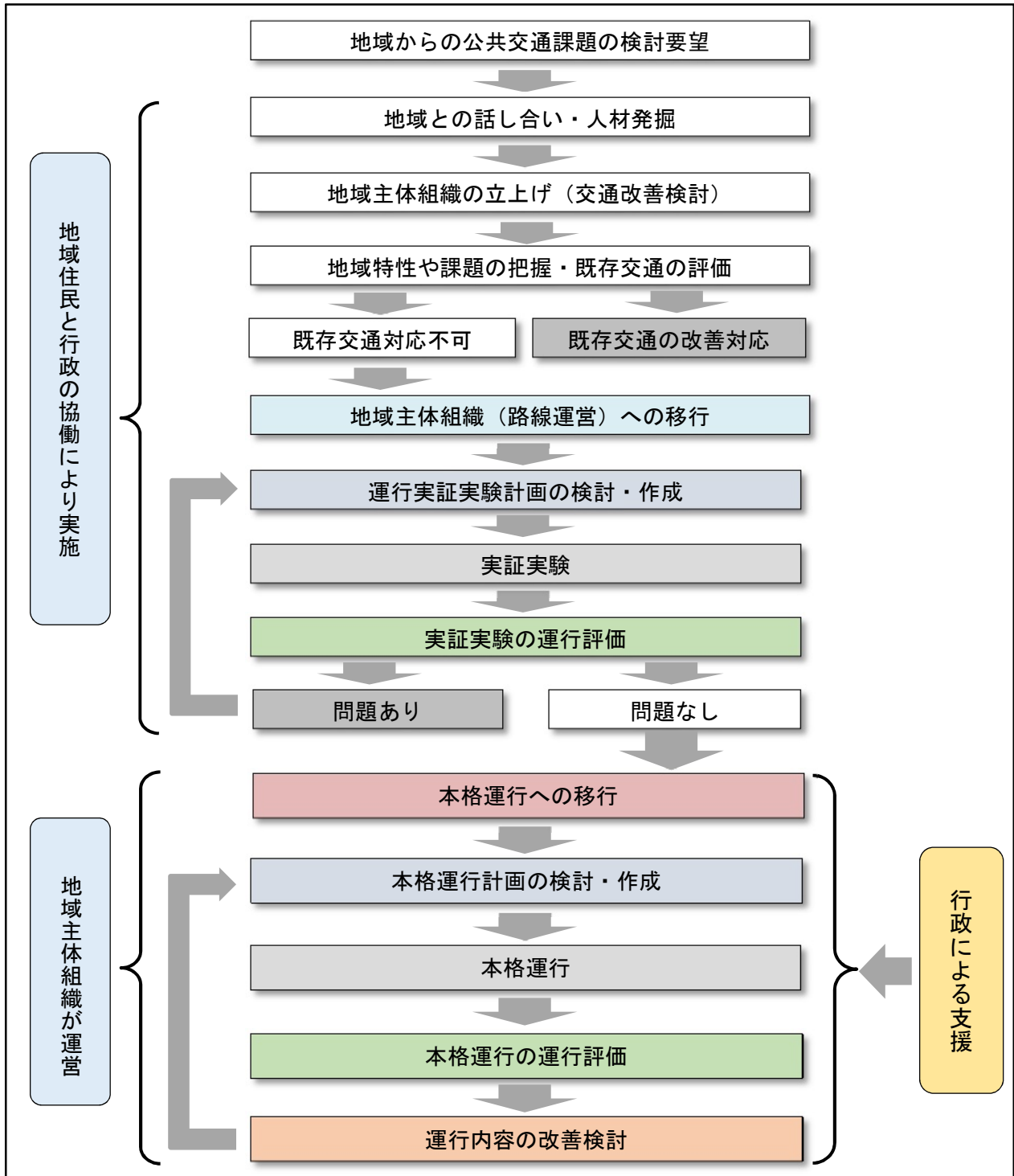
4) 目標を達成するための事業

①地域路線導入に向けた取組み

地域路線の導入については、導入の要望が挙げられた地域において、本計画の基本方針や地域公共交通ネットワークの形成方針に基づき、次のフローに示すように、地域住民と行政が連携しながら、導入に向けた検討及び導入後の運行を行います。

なお、導入にあたっての具体的な判断基準等については、豊明市地域公共交通活性化協議会にて検討します。

図 地域路線導入フロー



②地域の輸送資源の総動員

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組みを推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（改正活性化再生法）が2020年11月27日に施行され、地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されました。地域の移動手段の確保・充実のため、地方公共団体主導の公共交通サービス改善や、地域の輸送資源を総動員する取組みが位置付けられました。

地域における移動手段は、自家用自動車とバスやタクシー等の公共交通がそれぞれの特性に応じてバランスよく担うべきものですが、輸送サービスを必要とする高齢者や障がい者、地域の状況等に応じて、公共交通、公共交通を補完する輸送、地域の助け合い等が連携してサービスを提供する必要があります。

豊明市民の高齢化は今後更に進展することが予測されています。高齢化に伴い、公共交通に対する市民ニーズは朝・夕の通勤・通学から昼間帯の買物・通院等を主体とする移動需要の変化が予測されます。また、2021年（令和3年）4月にはバリアフリー法が改正され、高齢者、障がい者等の移動に対して、ソフト面・ハード面のバリアフリー化をより一層推進することとされています。現在、豊明市では高齢者や障がい者に対して、バスやタクシーの運賃補助等、ソフト面から移動を支援しています。

こうした福祉等の他分野の取組みと、公共交通分野の取組みについて、それぞれの役割や機能を明確にしたうえで、公共交通と福祉の連携を図ります。

図 活性化再生法のポイント（国土交通省）

地域に最適な旅客運送サービスの継続	
○路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、 地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「地域旅客運送サービス継続事業」を創設 ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の实情に応じて右の①～⑥のいずれかによる 旅客運送サービスの継続を実現	実施方針に定めるメニュー例
	① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続（縮小・変更含む） ② コミュニティバスによる継続 ③ デマンド交通（タクシー車両による乗合運送（区域運行））による継続 ④ タクシー（乗用事業）による継続 ⑤ 自家用有償旅客運送による継続 ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

a) 交通に関連した他分野の取組み

現在豊明市で実施している移動に関する取組みを以下に整理します。

勅使台区地域公共交通改善実行委員会の取組み	
実施主体	勅使台区地域公共交通改善実行委員会
目的	勅使台区の公共交通環境の向上
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳重駅への乗り合いタクシーの実証実験実施 ・ 名鉄バスとの情報共有、ダイヤ改正案の意見交換

高齢者外出支援事業	
実施主体	豊明市 健康長寿課
目的	高齢者の外出促進・閉じこもり予防と自立の助長
対象者	①～⑦のすべてに該当する方 ①豊明市在住 ②65歳以上 ③在宅で生活 ④介護保険の認定が要介護又は要支援 ⑤市民税非課税世帯 ⑥身体障がい者等に対する自動車税及び軽自動車税の減免を受けていない ⑦障害者福祉タクシー料金助成の対象にならない
内容	普通タクシーの基本料金分（上限 500 円）の利用券を交付 1 回の乗車で 1 枚利用可能

高齢者運転免許証自主返納支援事業	
実施主体	豊明市 健康長寿課
目的	高齢者による交通事故の減少、外出の促進、自立の助長
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊明市在住で満 65 歳以上の方 ・ 有効期限内の運転免許証を自主返納した方
内容	①または②を選択 ①ひまわりバス定期券引換券を交付（1 人 12 枚分） ②乗り合い送迎サービス「チョイソコとよあけ」利用券を交付（1 人 30 枚分）

障害者福祉タクシー料金助成事業	
実施主体	豊明市 社会福祉課
目的	障がい者が通院等に際し、電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難なため、タクシーを利用する場合、料金の一部を助成することにより、その世帯の経済的負担の軽減を図る
対象者	豊明市在住の障がい者（1～2 級の身体障害者児及び 3 級の下肢・体幹能障害者、療育手帳 A・B 判定の知的障害者、1. 2 級の精神障害者保健福祉手帳所持者） ※自動車税等の減免を受けていない方に限る
内容	障害者福祉タクシー料金助成利用券を交付 （基本料金相当額を年間最高 48 回分）

豊明市移送サービス費支給制度	
実施主体	豊明市 健康長寿課
目的	高齢者による交通事故の減少、外出の促進、自立の助長
対象者	豊明市移送サービス費利用券を持っている方 ※下記すべてに該当する方 ・豊明市の介護保険被保険者で要介護認定のある方 ・寝たきりの状態または常時車椅子を利用しており、移動に特殊車両が必要な方 ・在宅で生活されている方
内容	1ヶ月につき4,000円分の交付（年48,000円分） 1回の乗車の利用枚数制限なし ※ただし、運賃以外の介助等には使用不可 <対象車両> ・リフト付き車両 ・ストレッチャー装着ワゴン車 <利用区間> ・通院及び入退院にかかる自宅と医療機関の間の送迎 ・入退所にかかる自宅と福祉施設の間の送迎

沓掛小学校スクールバス	
実施主体	豊明市 学校教育課
目的	沓掛小学校の登下校時の送迎
対象者	沓掛小学校児童
内容	沓掛小学校の登下校時の送迎 運行日：授業のある日等 運賃：無料 2020年度（令和2年度）年間利用者数：11,510人

豊明市老人福祉センター・らくらす送迎バス	
実施主体	豊明市 健康長寿課
目的	高齢者の健康増進及び外出支援
対象者	らくらす利用者
内容	運行日：火～金曜 運賃：無料 2020年度（令和2年度）年間利用者数：2,017人

豊明市おたがいさまセンターチャット	
実施主体	豊明市 健康長寿課
目的	生活の困りごとをお互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを構築
対象者	豊明市在住の高齢者又は障がい者で、困りごとのある方
内容	日常生活に必要な簡単な困りごとのお手伝い（外出の付き添い、買い物代行等） 30分以内 250円、1時間以内 500円 <支援できる人> ・「おたがいさま講座」を受講し、「生活サポーター」に登録された人 ・活動した時間を貯金し、将来、自分が困ったときに貯めた時間を活用できる

運転免許証返納者のお買い物サポート（コープあいち）	
実施主体	コープあいち
目的	運転免許返納者の日常的な買物の支援
対象者	組合員を含む夫婦のいずれかが運転面免許証を自主返納し、 運転経歴証明書を持っている方
内容	週1回、商品を玄関先まで宅配する「コープ宅配」の利用料無料

コープあいちの宅配サービス

シニア応援！
運転免許を自主返納された方は
コープ宅配料が**無料**♪

対象になる方

組合員ご本人、または配偶者のどちらかが運転免許証を自主返納し、下記のいずれかをお持ちの方。

- ・**運転経歴証明書**
- ・裏面に「**申請取消免許**」の印が押された免許書
- ・運転免許証の**取消通知書**

※申請書を提出され、宅配センターで確認させていただいた後、コープ宅配料を無料にいたします。
※申請書を提出される前にさかのぼって減額返金することはできません。

重たいお米やお水、かさばるトイレットペーパーも玄関先までお届けします！

宅配料無料なら重い物だけでも頼んでみようかな。

コープ宅配のご利用方法

カタログを見て注文するのね → カタログお届け → ご注文 → 商品お届け → お支払い

コープあいちのサービスをご利用いただく為には、コープあいちに加入し組合員になっていただく必要があります。

～コープ宅配のお申し込み・お問い合わせは～

コープあいち みんなとコープ
☎0120-370-502
【受付時間】9:00～17:30(日曜定休)
https://coopaichi.tcoop.or.jp/

本部：名古屋市名東区猪高町大字上社字井畑25-1

b) 公共交通と福祉の役割・機能の整理

高齢者や障がい者にも、一人で移動できる方、移動の際に人の介助を必要とする方等があり、それぞれの移動について、公共交通分野、福祉分野のどちらかで支援していくことができるか担当部署間での検討を実施していくために、現状の豊明市の各種交通手段ごとに、移動を担うべき対象者を移動能力や移動範囲によって整理します。

<公共交通分野（鉄道、路線バス、ひまわりバス、チョイソコとよあけ、タクシー）>

鉄道：中距離以上の歩行が可能な方が対象で、市内外の移動に対応

		歩行可能距離			
		一人で歩けない 一人で利用できない	近距離 (1分 (60m))	中距離 (5分 (約300m))	遠距離 (15分 (約800m))
移動範囲	市外			鉄道	
	市内				
	地区内				

路線バス：中距離以上の歩行が可能な方が対象で、市内外の移動に対応

		歩行可能距離			
		一人で歩けない 一人で利用できない	近距離 (1分 (60m))	中距離 (5分 (約300m))	遠距離 (15分 (約800m))
移動範囲	市外			路線バス	
	市内				
	地区内				

ひまわりバス：中距離の歩行が可能な方が対象で、市内及び近距離移動に対応

		歩行可能距離			
		一人で歩けない 一人で利用できない	近距離 (1分 (60m))	中距離 (5分 (約300m))	遠距離 (15分 (約800m))
移動範囲	市外				
	市内			ひまわりバス	
	地区内				

チョイソコとよあけ：近距離及び中距離移動が可能な方が対象で、市内及び地区内移動に対応

		歩行可能距離			
		一人で歩けない 一人で利用できない	近距離 (1分 (60m))	中距離 (5分 (約300m))	遠距離 (15分 (約800m))
移動範囲	市外				
	市内			チョイソコ	
	地区内				

タクシー：一人で歩けない又は利用できない方以外が対象で、市内外の移動に対応

		歩行可能距離			
		一人で歩けない 一人で利用できない	近距離 (1分 (60m))	中距離 (5分 (約300m))	遠距離 (15分 (約800m))
移動範囲	市外		タクシー		
	市内				
	地区内				

<福祉分野>

福祉分野：一人で歩けない又は一人で利用できない方及び近距離移動が可能な方が対象となり、移動範囲は市外～地区内に対応

		歩行可能距離			
		一人で歩けない 一人で利用できない	近距離 (1分(60m))	中距離 (5分(約300m))	遠距離 (15分(約800m))
移動範囲	市外	福祉			
	市内				
	地区内				

<公共交通分野と福祉分野の連携>

公共交通分野の各機関と福祉分野について、対象者の歩行可能距離と移動範囲で分類を整理した結果、一定程度の中距離～遠距離の歩行が可能な利用者は公共交通分野で、一人で歩けない方、一人で利用できない方は福祉分野を基本にそれぞれ移動手段を確保することが望ましいと言えます。

一方で、近距離移動が可能な利用者については、公共交通分野と福祉分野の移動サービスが重複していることから、両者が連携して、利用者にとってはより良い移動サービスで提供でき、行政にとっては資源の有効活用を図る効率の良い移動支援を目指す必要があります。

さらに、タクシーとチョイソコについては、福祉が担うべき移動支援対象者にも、機能や

役割に応じた移動サービスを提供できる可能性があります。そのため、交通部局と福祉部局が連携を図り、対象者に適した移動支援を充実していくことが重要であり、具体的な施策の実現に向けた交通と福祉の連携のあり方について検討していく必要があります。

		歩行可能距離			
		一人で歩けない 一人で利用できない	近距離 (1分(60m))	中距離 (5分(約300m))	遠距離 (15分(約800m))
移動範囲	市外	福祉	タクシー	鉄道	
	市内			路線バス	
	地区内		チョイソコ	ひまわりバス	

移動支援検討イメージフロー

移動に関する要望・相談・困りごと

豊明市役所

交通部局：既存の公共交通で対応可能か

はい ⇒ 交通会議等で協議し、交通担当部局で対応

福祉部局：既存の福祉施策で対応可能か

はい ⇒ 福祉担当部局で対応

いいえ

新規制度等による支援によって対応検討

(4)アクションプログラム

本計画で実施する事業のスケジュールと実施主体を整理します。

		事業名	事業内容
基本方針1	地域公共交通の 確保・維持・改善	都市間幹線	名鉄名古屋本線 (需要に応じたサービスの提供継続)
		広域幹線	名鉄バス (需要に応じたサービスの提供継続)
		都市連絡路線	ふれあいバス、東郷・藤田医 大バス (需要に応じたサービスの提供継続)
		市内幹線	名鉄バス (需要に応じたサービスの提供継続)
		拠点連絡路線	ひまわりバス (需要に応じたサービスの提供継続)
		地域路線	チョイソコとよあけ (需要に応じたサービスの提供継続)
			タクシー (需要に応じたサービスの提供継続)
			地域主体バス (導入検討・運行)
基本方針2	公共交通の利用促進策	わかりやすい情報提供	公共交通利用に係る積極的な情報提供
			わかりやすい公共交通案内
		公共交通の利用誘導	商業施設との連携
			教育機関との連携
			割引運賃・企画切符等の導入
			高齢者等に向けた環境整備と制度の拡充
			市民が主体となった公共交通の利用促進
			乗継・待合環境の改善
			パーク&ライド、サイクル&ライドの推進
			キャッシュレス決済の導入
			車内の消毒・換気等の継続的な実施
			ノンステップバスの継続的な導入
		バスへの愛着 (マイバス意識)の向上	関係団体との連携による公共交通の利用促進
企業と連携した取り組み			
市民による各種活動の実施			
基本方針3	地域路線導入に向けた取り組み	地域主体組織の立上げ	地域主体組織の立上げ
	地域の輸送資源の総動員	他分野との連携	他分野との連携に向けた取組み

←-----> 検討・準備 ←-----> 実施

2022(R4)		2023(R5)		2024(R6)		2025(R7)		2026(R8)		実施主体
上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
←										交通事業者
←										交通事業者
←										周辺市町・行政
←										交通事業者
←										行政・交通事業者
←										市民・行政・交通事業者
←										交通事業者
←-----				←						市民・行政・交通事業者
←										行政・交通事業者
←-----				←						行政・交通事業者
←										行政・企業・交通事業者
←										行政・教育機関・交通事業者
←										行政・交通事業者
←										行政・交通事業者
←										市民・行政
←-----				←						行政・交通事業者
←-----				←						市民・行政
←-----				←						行政・交通事業者
←										交通事業者
車両の更新時(車両の購入時)に随時実施										行政・交通事業者
←										行政・関係団体
←										行政・関係団体
←										市民・行政
←										市民・行政・交通事業者
←-----				←						市民・行政・教育機関・交通事業者・関係団体

8章 計画の達成状況の評価

(1) 計画の評価・検証の進め方

本計画で示した事業を計画的に実施し、設定した目標を達成するため、P D C Aサイクルを実行します。

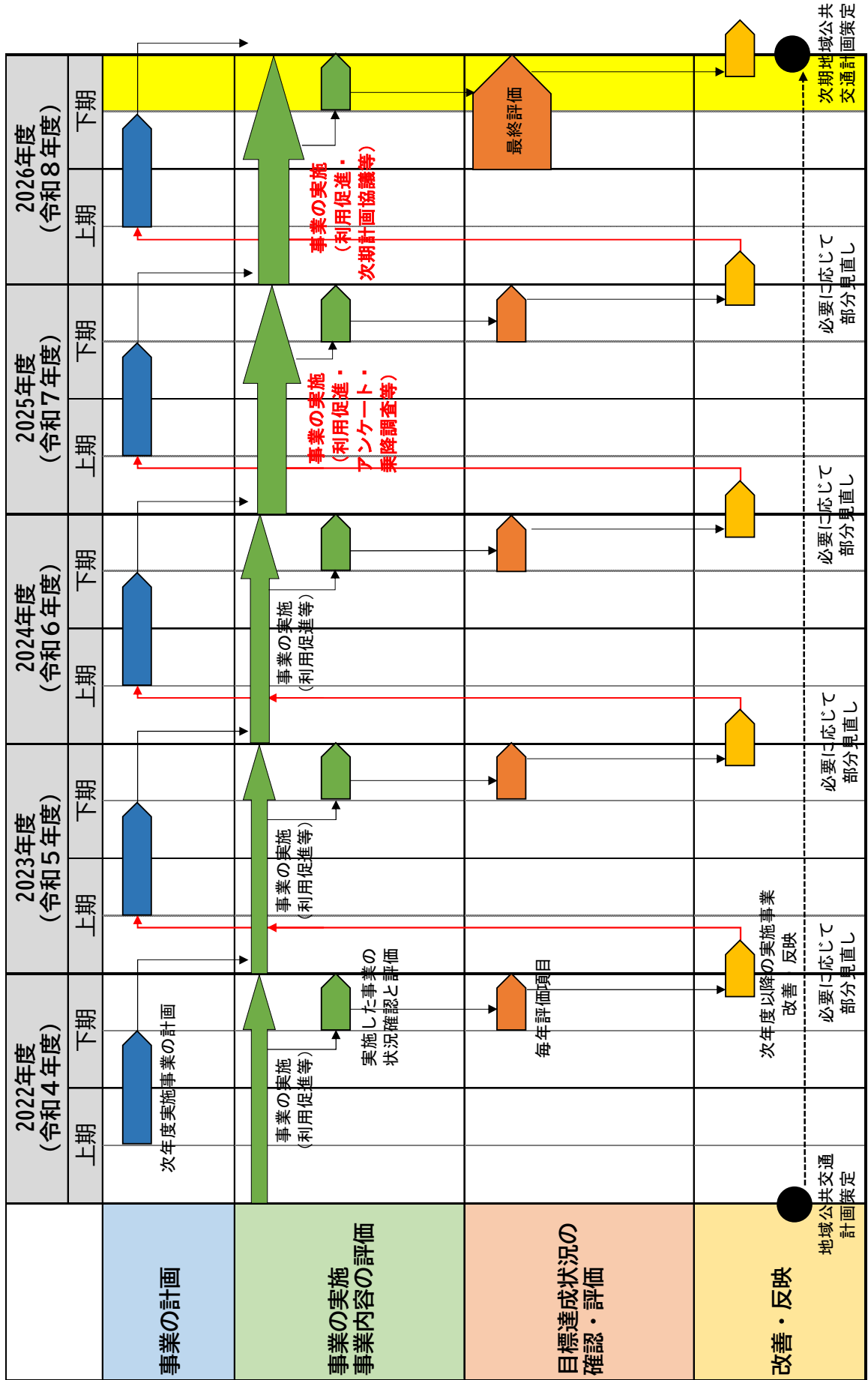
各事業については、実施主体が評価・検証を行います。豊明市地域公共交通活性化協議会で進捗を管理し、必要に応じて改善策を検討します。

計画全体としては中間年度及び最終年度に豊明市地域公共交通活性化協議会で評価・検証を行い、目標未達の場合には要因を分析し、地域公共交通計画を見直します。

表 計画の評価のスケジュール（1年間）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
豊明市 地域公共 交通活性化 協議会	① A		② A	③ A
実施内容	・前年度実施事業と計画の評価(確定) C	・次年度実施事業の検討 P	・今年度事業中間評価 C	・事業報告とりまとめ ・計画の評価 ・次年度の予定 C
	<その年の予定事業の実施> D			
関連行事			・次年度 予算要求	・事業評価 (第三者評価委員会)

表 計画の評価のスケジュール（計画期間）



(2) 個別事業の評価・検証

各事業の評価・検証については、各事業主体が主体となって計画期間の毎年度実施します

表 路線単位の利用実績

路線		現況値 2019 (R1)	参考値 2020 (R2)
都市間幹線	名鉄名古屋本線	前後駅	7,764,837 人
		豊明駅	1,860,804 人
		中京競馬場前駅	3,528,466 人
広域幹線 市内幹線	名鉄バス	吉池団地線	129,622 人
		豊明団地線	1,215,085 人
		祐福寺線	68,126 人
拠点連絡路線	ひまわりバス	赤ルート	51,466 人
		青ルート	53,177 人
		緑・紫ルート	62,816 人
地域路線	チョイソコとよあけ	10,013 人	8,731 人
個別輸送	タクシー (高齢者外出支援事業・障害者福祉タクシー料金助成事業)	10,639 回	9,802 回

※鉄道は駅別乗降者数、名鉄バス・ひまわりバス・チョイソコは利用者数。

※タクシーは高齢者外出支援事業及び障害者福祉タクシー料金助成事業において、豊明市が配布しているタクシーチケットのうち、市内タクシー事業者2社における利用実績。

※R2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により公共交通利用者が大きく減少しているため、参考値とする。

表 利用1件当たりの負担金

評価項目	現況値 2019 (R1)	参考値 2020 (R2)
ひまわりバス	403 円	565 円
チョイソコ	1,598 円	1,833 円

※チョイソコの現況値・参考値は、本格運行後の想定負担金額にて試算。

※R2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため公共交通利用者が大きく減少しているため、参考値とする。

(1) 目標値設定の根拠

【評価指標1】公共交通全体の年間利用者数

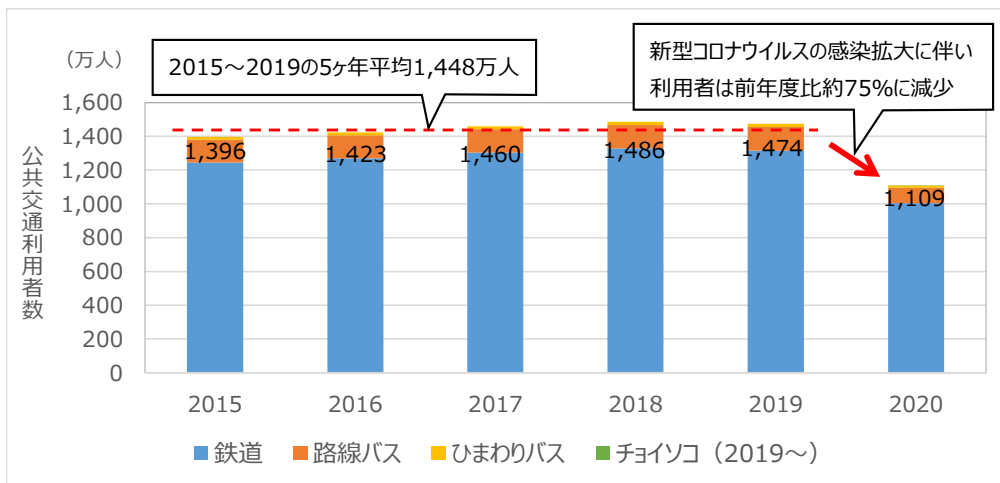
公共交通全体の利用者数は、概ね横ばい傾向にありましたが、2020年（令和2年）は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い対前年比約75%に減少しています。

今後も安定的な公共交通サービスを維持していくため、関係者が連携し、感染予防策や各種利用促進策を実施することで、減少した公共交通利用者及び収入の回復をめざします。

これらより、公共交通全体の利用者数の目標値は、新型コロナウイルスの影響がなかった2019年（令和元年）の利用者数以上とします。しかし、バス利用の背景となる本市人口は、第5次豊明市総合計画で2026年（令和8年）の目標が71,000人とされており、この数値を加味して設定します。

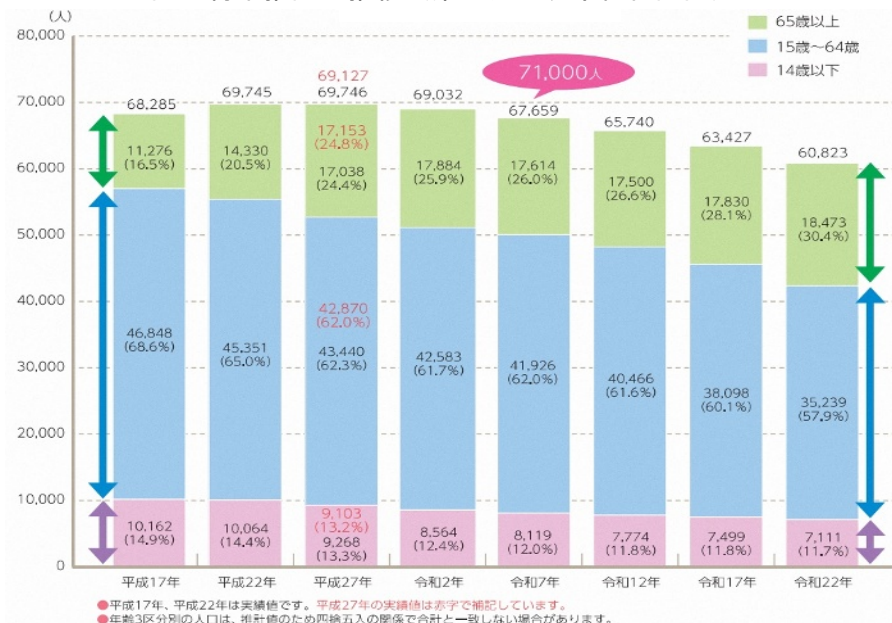
2019年（令和元年）の公共交通全体の年間利用者数 1,474.4万人×計画期間における本市人口の増減率（2025/2020の値）1.042=1,536.4万人

図 公共交通全体の利用者数の推移



* 鉄道は駅別乗降者数、名鉄バス・ひまわりバス・チョイソコは利用者数

図 将来推計の推移（第5次豊明市総合計画）



●平成17年、平成22年は実績値です。平成27年の実績値は赤字で補記しています。
●年齢3区分別の人口は、推計値のため四捨五入の関係で合計と一致しない場合があります。

【評価指標2・3】まちづくり指標の達成度

第5次豊明市総合計画では、本市が目指す将来像の実現によりもたらされる効果としてまちづくり指標が設定されており、本市の上位計画である総合計画との整合を図るためにも、同計画で定められためざそう値を参考に、地域公共交通計画の目標値として採用するものとします。

地域公共交通計画の計画期間は2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）としていますが、総合計画のめざそう値は2025年度（令和7年度）の数値となっているため、めざそう値の伸び率を1年分加算し、地域公共交通計画の目標値として取り扱うものとします。

なお、めざそう値は実現可能な範囲でめざすべきとして設定した数値であり、市民や職員へのアンケートを実施し、その結果の平均値をもとに設定しています。

表 第5次豊明市総合計画におけるまちづくり指標

	めざそう値 2020 (R2)	めざそう値 2025 (R7)
交通アクセスがよくなったと思う市民の割合	66.7%	73.2%
市内の移動がしやすくなったと思う市民の割合	66.5%	73.0%



表 豊明市地域公共交通計画における指標の目標値

	現況値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)
【指標2】交通アクセスがよくなったと思う市民の割合	63.8%	74.5%
【指標3】市内の移動がしやすくなったと思う市民の割合	65.1%	74.3%

【評価指標4】 チョイソコの外出促進イベントの年間参加人数（延べ人数）

チョイソコの外出促進イベントは、チョイソコとよあけを運営する株式会社アイシンが主体となり、市の関係部署や協賛企業と連携して実施しています。イベントはチョイソコ会員に留まらず、会員以外の方も参加可能な形で実施しています。2020年度（令和2年度）は年間5回の大規模イベントを実施し、97人の参加（平均参加人数19.4人）がありました。

今後は、月に1回の開催を目指し、2020年度（令和2年度）の平均イベント参加人数19.4人×12回/年=年間233人（延べ人数）を目標値として設定します。

【評価指標5】 多様な主体が連携・協働した取組みの件数

多様な主体が連携・協働した取組みは、現行の豊明市地域公共交通網形成計画の計画目標を達成するために行う事業・実施主体（アクションプログラム）に基づき、毎年度各種取組みを実施し、地域公共交通活性化協議会において実施事業の報告を行っています。

これら多様な主体が連携・協働した取組みを年度別に整理すると、下表のとおり2017年（平成27年）～2020年（令和2年）の実施件数は12～20件/年となります。

これらより、今後も地域住民や商業施設、教育機関、関係団体、企業等と連携・協働した取組みを継続することをめざし、本計画における目標値は、5年間の事業の実績値累計として、4年間の平均15件/年×5年間=75件とします。

表 多様な主体が連携・協働した取組みの件数

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
地域住民や商業施設、教育機関、関係団体、企業等と連携・協働した取組みの実施件数	12	20	12	14

*取組みの内容は、小学生を対象とした交通安全教室の開催、高等学校でのひまわりバスに関する出前講座の開催やバスマップの作成、地域住民を対象とした公共交通に関する説明会の開催、商業施設や企業による公共交通への協賛、地域公共交通活性化協議会の開催

(2) 豊明市地域公共交通活性化協議会

1) 豊明市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議並びに交通計画の実施に係る必要な協議、連絡調整等を行うために豊明市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛知県豊明市新田町子持松1番地1に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 協議会の予算及び決算の承認に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員となるべき者の中から、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第6条 協議会の委員は、法第6条第2項の規定に基づき、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長または市長が指名する職員
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、委員の他に必要があると認めるものについて、オブザーバーとして協議会の構成に加えることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員（第6条第1項第2号及び第6号の委員を除く。）は、事故その他やむを得ない事由により、会議に出席できない場合、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、その組織を代表する代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員全員の同意で議決するものとする。ただし、出席委員全員の同意が得がたいものについては、出席委員の3分の2以上の多数により議決することができるものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(会長の専決処分)

第8条 会長は、会議を招集するいとまがないとき又は協議会の事業に係る軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告し、その承認を得なければならない。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議で協議が整った事項については、委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 会議に諮る事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置くものとする。

2 協議会の出納監査は、会長が指名した監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の庶務の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、豊明市行政経営部企画政策課に置く。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要に応じて、豊明市の負担とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、現に会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2) 豊明市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和3年9月1日現在

所 属	氏 名	役 職
名鉄バス株式会社	大野 淳 (吉岡 実)	
東名交通(株)	江口 修二	
株式会社豊明交通	外山 博之	
株式会社あんしんネットなごや	天野 朝之	
名古屋タクシー協会	多田 直紀	
愛知県バス協会	小林 裕之	
名古屋市交通局自動車部	中根 純	
名古屋鉄道株式会社	脇本 裕司 (豊田 信昭)	
公募委員	西谷 智子	
豊明市老人クラブ連合会	川村 洋司 (伊藤 昌司郎)	
豊明市女性の会	森 久子	
心身障害者 (児) 福祉団体連合会	松村 富一	
中部運輸局愛知運輸支局	山内 三奈 (鈴木 隆史)	
愛知県交通運輸産業労働組合協議会	永井 隆拓 (田浦 洋行)	
愛知県都市・交通局交通対策課	澤木 徹	
愛知県尾張建設事務所維持管理課	増岡 浩仁	
愛知県愛知警察署交通課	坂井 敏也 (橋本 博史)	
名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科	松本 幸正	会長
豊明市経済建設部	宇佐見 恭裕	副会長
豊明市健康福祉部	伊藤 正弘	
刈谷市都市政策部都市交通課	豊永 啓路 (竹内 健人)	
東郷町企画部未来プロジェクト課	磯村 理恵 (加藤 久登)	
大府市都市整備部都市政策課	福島 智宏 (深谷 一紀)	
株式会社アイシン	加藤 博巳	

() は前任者

3) 豊明市地域公共交通活性化協議会開催経過

名称 日程	議事（本計画策定に係る議題のみ特記）
令和2年度第1回協議会 令和2年6月3日	■豊明市地域公共交通計画策定に向けたスケジュールについて
令和2年度第2回協議会 令和2年8月3日	■地域公共交通計画策定に向けた調査事業の仕様について
令和2年度第3回協議会 令和2年12月21日	
令和2年度第4回協議会 令和3年1月13日、 令和3年1月20日 （書面開催）	■令和2年度地域公共交通確保維持改善に係る事業評価について
令和2年度第5回協議会 令和3年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ■令和2年度地域公共交通確保維持改善事業に係る第三者評価委員会の結果について ■公共交通アンケート調査等からの課題整理について ■地域公共交通計画策定事業仕様書（案）及び策定に向けたスケジュールについて
令和3年度第1回協議会 令和3年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ■豊明市地域公共交通網形成計画の評価について ■豊明市地域公共交通計画の策定について
令和3年度第2回協議会 令和3年9月24日 （オンライン会議）	<ul style="list-style-type: none"> ■豊明市地域公共交通計画の策定について ■交通計画策定にかかる懇談会の実施について
令和3年度第3回協議会 令和3年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ■豊明市地域公共交通計画の策定について ■市民ワークショップの概要及び結果について
令和3年度第4回協議会 令和4年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ■豊明市地域公共交通計画の策定について ■豊明市地域公共交通計画の策定に伴うパブリックコメントの実施について
令和3年度第5回協議会 令和4年3月 日	■豊明市地域公共交通計画の策定について

(3) 用語解説

インセンティブ
行動の動機となるもの。
オープンデータ
国や地方公共団体、事業者が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるような形で公開されたデータ。
居住誘導区域
人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
コンパクトシティ
都市の中心部に行政、医療、教育、交通などの都市機能を集約させた、生活利便性が高いまち。
サイクル&ライド
鉄道駅等に自転車を駐輪し、公共交通に乗り換えて移動すること。
自家用有償旅客運送
過疎地域などのバス・タクシー事業が成り立たない地域で、輸送手段の確保が必要な場合に、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて提供する運送サービス。
スマートモビリティチャレンジ
新たなモビリティサービスの社会実装を通じた移動課題の解決や地域活性化を目指し、地域と企業の協働による挑戦を促す、経済産業省と国土交通省が進めるプロジェクト。
チョイソコとよあけ
交通不便地区において移動手段を提供し、外出機会の増加による健康維持・増進を図ることを目的とした、予約制の乗り合い送迎サービス。
デマンド型交通
決まった時間に決まった停留所を回るのでなく、予約があるときにのみ運行する移動サービス。
都市機能誘導区域
行政、医療、教育など都市機能の立地を誘導すべき区域。
トリップ
人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位。1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えても1トリップと数える。
二次元コード
バーコード（一次元コード）の数百倍の情報量を記録できるコード。スマートフォンで読み取り可能であり、電子決済などに活用されている。
ネーミングライツ
公共施設の名前をつける命名権と、それに付帯する諸権利。施設の管理費等の調達ための手法。

バスロケーションシステム
バスの現在地、運行状況、遅れ情報等の提供を行うシステム。
バリアフリー
高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。
パーク&ライド
鉄道駅等に自家用車を駐車し、公共交通に乗り換えて移動すること。
パーソントリップ調査
「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べる調査。鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができる。
ひまわりバス
豊明市が運行するコミュニティバス。主に鉄道や路線バスがサービスされない地域を運行する。
福祉タクシー
車椅子などを利用する、歩行が難しい身体障がい者向けのタクシー。介護保険の対象とならないので、どんな目的でも利用することができる。
モビリティ
移動すること、移動手段。
D X
【Digital Transformation/デジタルトランスフォーメーション】 デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。 既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの。
P D C A サイクル
計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に実行することで、品質の維持・向上や継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。
M a a S
【Mobility as a Service/マース】 出発地から目的地までの移動に対し、様々な移動手段・サービスを組み合わせる一つの移動サービスとして捉えるもの。